2022 年改正（2025 年施行）経過措置対応版

改正建築基準法
２階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の
確認申請・審査マニュアル
（経過措置対応版）

（令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までに工事着手するもので、
改正後の基準により難い場合に限る）

編集協力　国土交通省住宅局建築指導課
参事官（建築企画担当）付
発　　行　一般財団法人　日本建築防災協会
一般財団法人　建築行政情報センター

目次

経過措置対応版

はじめに …… 1

第1章　建築基準法改正の概要

1. 四号特例の見直し
2. 構造関係規定等の改正概要
3. 建築物省エネ法の改正概要

⇒本編をご確認ください。

第2章　確認申請図書の作成例

1. 本章の構成 …… 4
（1）審査対象となる項目の概要と本章の例示範囲
（2）本章の見方
（3）作成例の概要
2. 確認申請図書の作成例 …… 10
（1）仕様表
（2）配置図
（3）平面図
（4）立面図
（5）断面図
（6）地盤面算定表
（7）構造詳細図
（8）壁量判定
（9）四分割法判定
（10）柱頭柱脚金物算定
（11）給排水衛生・電気設備図
（12）換気・採光計算書
3. 確認申請図書（参考） …… 46

経過措置
対応版

第3章　構造関係規定の解説

1. 本章の構成と概要
2. 壁量の確保（壁量基準）
3. 壁配置のバランス（四分割法）
4. 柱頭・柱脚の接合方法
5. 柱の小径等
6. その他のチェック
7. 構造安全性の配慮事項
8. 構造関係規定に関する参考資料

⇒本編をご確認ください。

第4章　軽微な変更、完了検査 / 中間検査について

1. 計画変更と軽微な変更
2. 完了検査
3. 中間検査

⇒本編をご確認ください。

第5章　判断が難しい事例等の解説

1. 確認申請・検査全般について
2. 確認申請図書の作成について

⇒本編をご確認ください。

参考文献

⇒本編をご確認ください。

経過措置対応版

はじめに

令和７（2025）年４月１日改正建築基準法が施行されます。建築確認・検査に係る審査省略制度は、「平屋かつ延べ面積200㎡以下」の建築物に対象が縮小されます。

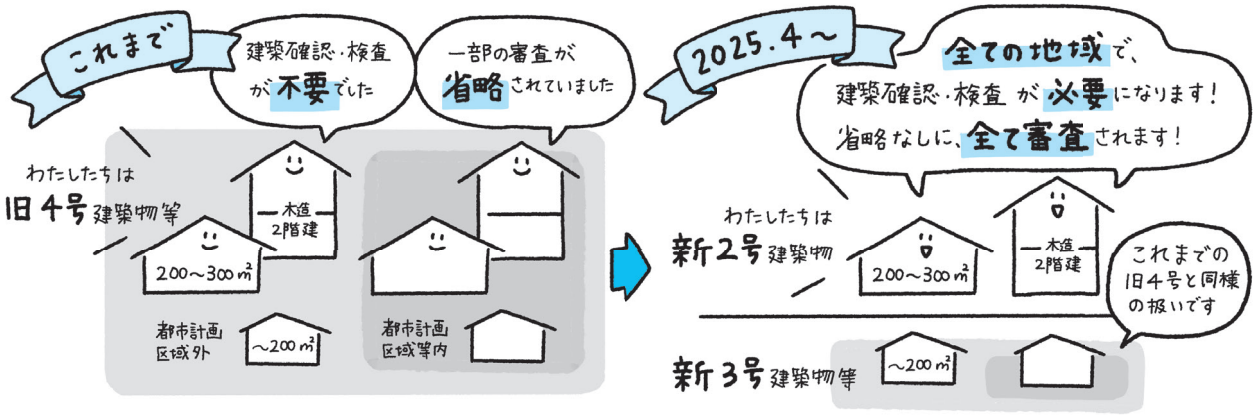

また、２階建ての木造一戸建て住宅等に係る壁量基準等は、仕様の多様化、とくに高い省エネ性能のニーズに対応した建築物の重量化に対応するため壁量や柱の小径の基準が見直されます。

但し、経過措置として、令和７年４月１日から令和８年３月31 日までは、改正前の壁量基準等を用いることができます。以下、経過措置の内容です。

・地階を除く階数が２以下、高さが 13 メートル以下及び軒の高さが９メートル以下である延べ面積が 300㎡以内の木造建築物が対象になります。

・経過措置の対象となるのは、壁量（令第 46 条。枠組壁工法等を含む。）及び柱の小径（令第 43 条）になります。経過措置を適用する場合であっても、壁量と柱の小径について改正前の基準に適合していることの審査がされることになります。

上記以外の建築確認対象の見直しや、審査省略制度の縮小、省エネ基準への適合義務については、経過措置の対象とはなりません。

本書では、経過措置を適用する２階建ての木造一戸建て住宅等の小規模な建築物に関して、

・確認申請等を行う方々が円滑に確認申請手続き等を行うこと

・審査者が円滑に確認審査を行うこと

を目的に、具体の一戸建て住宅をもとに、確認申請に必要な図書の作成方法について解説します。

ただし、改正後の建築基準法改正の概要、確認申請図書の作成例（経過措置対応ではないもの）、構造関係規定、軽微な変更、完了審査 / 中間検査、判断が難しい事例等の解説については以下の HP、『改正建築基準法２階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル』（本書では、本編という）を確認してください。

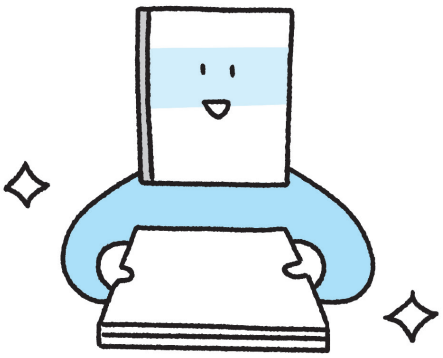

https://www.mlit.go.jp/common/001845811.pdf

４号　講習会　テキスト　検索

経過措置対応版

法令等の略称（記載法）について

法：建築基準法　（法第○条第○項第○号）
令：建築基準法施行令　（令第○章○節）
規則：建築基準法施行規則　（規則第○条の○）
告：建築基準法告示　（平○建告第○号）

建築物省エネ法　：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
品確法　：住宅の品質確保の促進等に関する法律
土砂災害特別対策法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※以上によらない場合は、略記せず法令名を明記する。

MEMO

経過措置
対応版

第2章

確認申請図書の作成例

経過措置対応版

第２章　確認申請図書の作成例

1. 本章の構成

（1）審査対象となる項目の概要と本章の例示範囲

改正前の法第６条の４（建築物の建築に関する確認の特例）に基づき、建築士が設計した旧４号建築物については令第10条で定める対象規定を除いて建築基準関係規定に適合することの確認を受けることになっていましたが（四号特例）、法改正後、新２号建築物については全ての規定が審査対象となります。

本章では、新２号建築物のうち2階建て以下かつ延べ面積300㎡以下の木造一戸建て住宅（平屋かつ200㎡以下を除く）に関係する規定について、「四号特例」の見直しにより審査対象となる、法第２章（単体規定）の構造関係規定等を中心に、確認申請に必要な【図書】と【図書に明示すべき事項】を例示します。

以下に、法改正後、新２号建築物の審査対象となる法令の概要と本章における取扱い範囲を示します。

なお、建築物省エネ法が改正され、原則、全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられ、建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行うことになりますが、本章では省エネ基準の適合審査については取り扱いません。

表２- １　法改正後、審査対象となる項目の概要と本章における取扱い範囲

A：特例見直し前においても審査対象であった項目
B（青字）：これまで四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる項目

用途＼地域	防火地域又は準防火地域	その他
一戸建て住宅		①
その他	②	

根拠法令等	内　容	審査対象 ①の場合	審査対象 ②の場合	本章の取扱い
法第２章建築物の敷地、構造及び建築設備（法第19条～第41条）＜単体規定＞				
法第19条	敷地の衛生・安全〔敷地の高さ、雨水・汚水排出、擁壁〕	A	A	○
法第20条第１項第４号イ（令第３章第２節～第３節）	構造耐力・〔壁量基準、柱小径、基礎等の仕様規定〕	B	B	○
法第21条	大規模の建築物の主要構造部等	B	B	×
法第22条	屋根〔防火地域等以外に建つ建築物の屋根の防火性〕	B	A	○
法第23条	外壁〔防火地域等以外に建つ木造建築物等の外壁の防火性〕	B	A	○
法第24条	建築物が法第22条第１項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	B	A	×
法第25条	大規模の木造建築物等の外壁等〔外壁・軒裏の防火構造等〕	B	A	×
法第26条	防火壁等〔1,000㎡以内ごとの防火区画〕	A	A	×
法第27条	耐火建築物としなければならない特殊建築物	B	B	×
法第28条第１項	居室の採光〔住宅等居室の採光規定〕	B	B	○
法第28条第２項	居室の換気〔換気用の開口部、換気設備〕	B	B	○

経過措置対応版

根拠法令等	内　容	審査対象		本章の取扱い
		①の場合	②の場合	
法第 28 条第 3 項	火気使用室の換気	B	A	○
法第 28 条第 4 項	居室の採光〔2 室を 1 室とみなす〕	B	A	○
法第 28 条の 2 （令第 2 章第 1 節の 3）	石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置	A	A	○
法第 29 条	地階における住宅等の居室〔壁・床の防湿措置〕	B	B	×
法第 30 条	長屋又は共同住宅の各戸の界壁〔遮音性〕	B	B	×
法第 31 条第 1 項	便所〔水洗便所〕	B	B	○
法第 31 条第 2 項	便所〔屎尿浄化槽〕	A	A	×
法第 32 条	電気設備〔電気工作物にかかる建築物の安全、防火〕	B	B	○
法第 33 条	避雷設備	B	B	×
法第 34 条	昇降機〔昇降機の安全、防火〕	A	A	×
法第 35 条	特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準	B	A	×
法第 35 条の 2	特殊建築物等の内装	B	A	×
法第 35 条の 3	無窓の居室等の主要構造部	B	A	×
法第 36 条	一般構造、防耐火、区画、建築設備について必要な技術的基準の政令	A	A	×
法第 37 条	建築材料の品質〔主要構造部等の材料の品質規格〕	B	B	○
法第 39 条	災害危険区域〔津波、高潮等の区域指定と建築禁止〕	A	A	×
法第 40 条	地方公共団体の条例による制限の附加	A	A	×
法第 41 条	市町村の条例による制限の緩和	A	A	×
法第 3 章都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途（法第 41 条の 2 ～第 68 条の 9） ＜集団規定（第 8 節を除く）＞				
法第 43 条～第 44 条、第 47 条	敷地等と道路との関係、道路内の建築制限、壁面線による建築制限	A	A	×
法第 48 条、第 52 条、第 53 条、第 53 条の 2 、第 54 条	用途地域、容積率、建蔽率、建築物の敷地面積、外壁後退	A	A	×
法第 55 条、第 56 条、第 58 条	絶対高さ、建築物の各部分の高さ、高度地区	A	A	×
法第 61 条、第 62 条	防火地域内の建築物、準防火地域内の建築物	A	A	×
法第 3 章第 5 節	防火地域・準防火地域 (法第 61 条中の門・塀、第 64 条、第 66 条除く)	A	A	×
法第 67 条	特定防災街区整備地区	A	A	×
単体規定・集団規定以外、施行令その他				
法第 84 条の 2	簡易な構造の建築物に対する制限の緩和〔壁のない車庫等の緩和〕	A	A	×
令第 2 章第 2 節～第 4 節 （令第 31 条～第 35 条を除く）	天井高・床高・防湿、階段、便所	B	B	○
令第 32 条、第 35 条	汚物処理性能の技術的基準、合併浄化槽の構造	A	A	×
令第 31 条、第 33 条、第 34 条	改良便槽／漏水検査／便所と井戸の距離	B	B	×
令第 4 章～第 5 章の 2	耐火・準耐火・防火構造、防火区画等	B	A	×
令第 5 章の 3	避難上の安全の検証	A	A	×
令第 5 章の 4 （第 2 節を除く）	建築設備等	B	B	○
令第 129 条の 2 の 4 第 1 項 第 6 号及び第 7 号	建築設備等	B	A	×
消防法第 9 条、第 9 条の 2	当該市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項、住宅用防災機器の設置等	A	A	×

（2）本章の見方

本章では、新築の木造一戸建て住宅を用いて、確認申請に必要な図書を作成しています（「3．確認申請図書（参考）」参照）。

「2．確認申請図書の作成例」では、左ページには「3．確認申請図書（参考）」から抜粋した図面を掲載し、右ページにはその図面に係る明示すべき事項を規則第1条の3からチェックリスト形式（以下、「チェックリスト」という。）で掲載しています。

図面（左ページ）の見方（例：平面図の場合）

解説文の凡例

青字：これまで四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる明示すべき事項

◯：明示すべき事項の説明箇所

黒字：特例見直し前においても審査対象であった明示すべき事項

※番号がついている明示すべき事項に関しては、右ページのチェックリストの番号と対応しています。

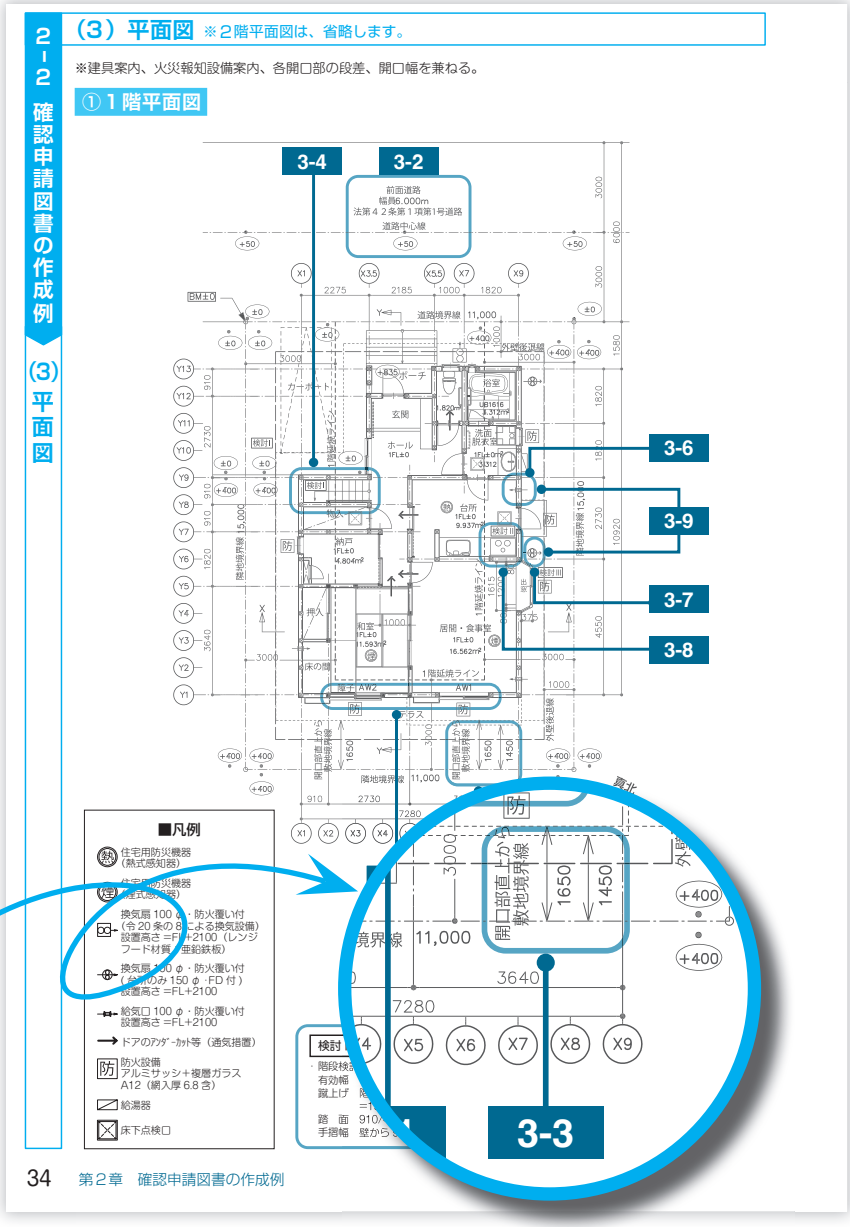

法改正後、審査対象となった「明示すべき事項」（青字）を中心に、図の該当部分に囲みをつけて番号を記載しています。

※実際の図書作成・確認申請にあたっては、各申請書類等及び意匠・構造・設備・電気の各図面が全て揃っていて、確認申請に必要な図書及び書類に明示すべき事項について、図書相互に不整合がないことを確認してください。

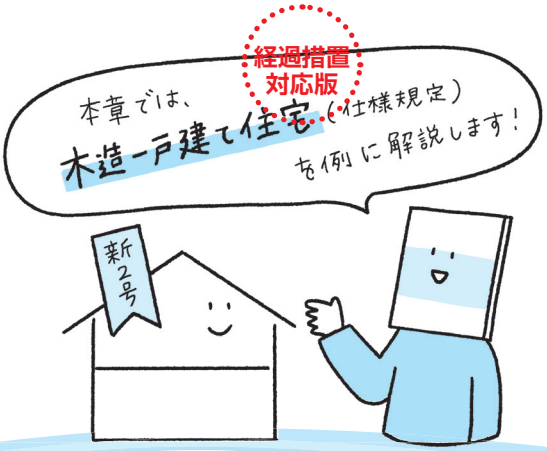

チェックリスト（右ページ）の見方（例：平面図の場合）

（3）平面図　チェックリスト

根拠条文	番号		明示すべき事項
平面図全般に関する基本事項（規則第１条の３第１項の表１）		□	縮尺・方位
		□	間取、各室の用途及び床面積
居室の採光（法第 28 条第１項及び第４項）	3-1	□	居室の採光（法第 28 条第１項）に規定する開口部の位置及び面積
［配置図から転記］	3-2	□	敷地の接する道路の位置及び幅員並びに住居系地域の採光補正係数（令第 20 条第２項第１号）に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅
	3-3	□	住居系地域の採光補正係数（令第 20 条第２項第１号）に規定する水平距離
シックハウス、換気設備（法第 28 条の２）		□	給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置
		□	外壁の開口部に設ける建具（通気ができる空隙のあるものに限る。）の構造
階段（法第 36 条、令第 23 条から第 26 条）	3-4	□	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造
住宅用防災機器の設置・維持（消防法第９条、第９条の２）		□	住宅用防災機器の位置及び種類
		□	市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項
居室の換気設備（法第 28 条第２項から第４項）	3-5	□	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積
	3-6	□	給気機又は給気口の位置
	3-7	□	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
	3-8	□	かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量
	3-9	□	火を使用する室に関する換気経路
［換気設備の仕様書から転記］	3-10	□	換気設備の有効換気量
便所の窓又は換気設備（法第 36 条、令第 28 条から第 31 条まで、第 33 条及び 34 条（便所））		□	便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造
火気使用室以外に設ける換気設備（法第 36 条、令第 129 条の２の５）		□	給気口又は給気機の位置
		□	排気口若しくは排気機又は排気筒の位置

※規則第１条の３第６項において、図書に明示すべき事項を指定された図書以外の図書に明示した時は、当該事項を指定された図書に明示することは不要とされています（規則第１条の３第１項の表１及び表２並びに第４項の表１の各項に掲げる図書に限る）。その場合、本書においては添付図書の合理化により仕様表等にまとめる対応を含め、チェックリストの「根拠条文」欄に［○○図から転記］と記載しています。

明示すべき事項について

青字：これまで四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる明示すべき事項

黒字：特例見直し前においても審査対象であった項目

番号について

本章では、番号のある明示すべき事項について左ページの図書内の該当部分に囲みをつけて番号を記載しています。（番号のない明示すべき事項については、左ページでは記載していません。）

番号のベース色について

青番号：これまで四号特例により審査対象外であったが、法改正後、審査対象となる項目

黒番号：特例見直し前においても審査対象であった項目

同様のチェックリストが再掲される場合、当該チェックリストにおいて図面で例示しない明示すべき事項は**グレー番号**で示しています。

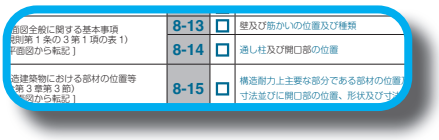

壁量基準等の規則の明示事項を具体的な記載事項に書き換えているものは黒字、**水色番号**として例示しています。

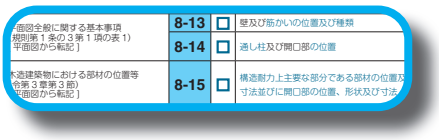

（3）作成例の概要

本章では、仕様規定により構造安全性の確認を行う新築の木造一戸建て住宅（軸組構法）を作成例として用いています。

■１階平面図

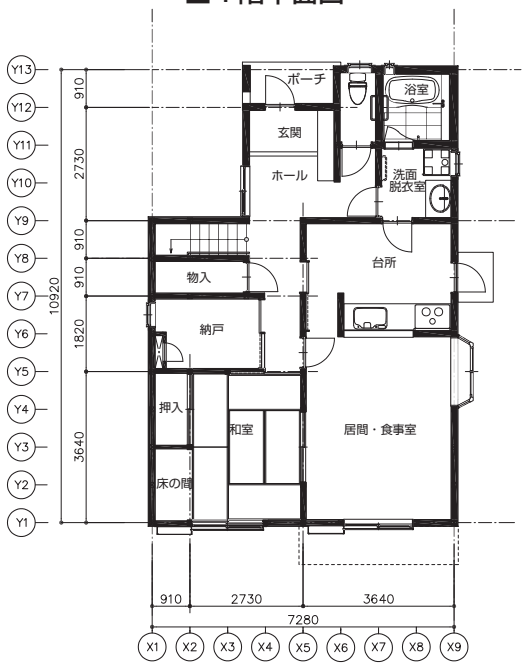

■２階平面図

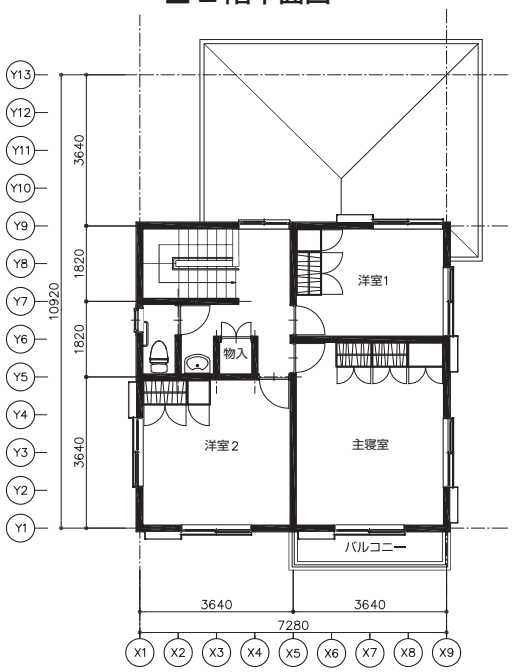

■屋根伏図

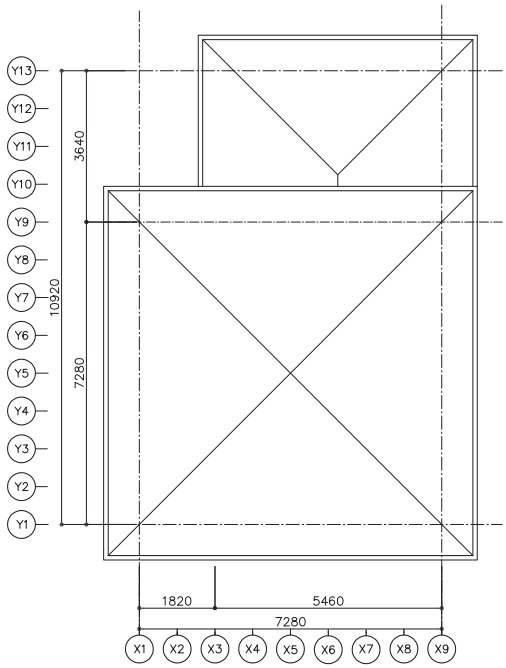

「X 方向・Y 方向」と「通り」について

本章では、図面の横方向を X 方向、縦方向を Y 方向と定義します。
各通りの呼び方は、以下のとおりです。

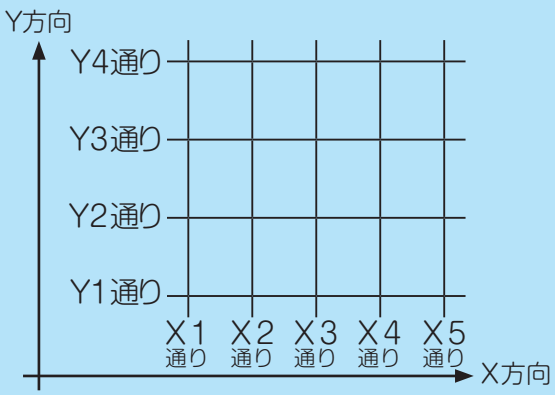

経過措置対応版

■敷地概要

敷地面積	165.00㎡	指定建蔽率 / 指定容積率	50% /100%
都市計画区域	市街化区域	外壁の後退距離	1.0 m以上
用途地域	第一種低層住居専用地域	高さ制限	10 m
防火地域	指定なし（法第２２条区域）	日影規制	4 時間、2.5 時間（1.5 m）
高度地区	指定なし		

■建物概要

構造	木造軸組構法	床面積（建築基準法）	1 階床面積	69.22㎡
階数	2 階建て		2 階床面積	52.99㎡
最高高さ	8.11m		延べ面積	122.21㎡
軒の高さ	6.40m		容積対象床面積	122.21㎡
建築面積	71.21㎡	建蔽率 / 容積率		43.16% / 74.07%

■南側立面図

■東側立面図

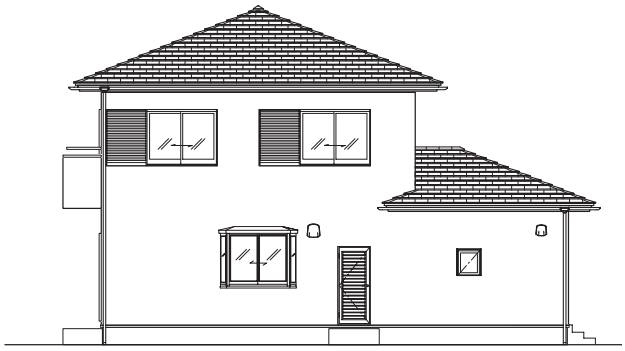

■外部仕上表

部　位	下地・仕上	備　考
基　礎	べた基礎	
外　壁	窯業系サイディングボード　厚 18（通気構造）	防火時間 30 分（認定番号：PC030BE －○○○○）
軒　裏	繊維混入けい酸カルシウム板　厚 11	防火時間 30 分（認定番号：QF030RS －○○○○）
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシ	防火時間 20 分（認定番号：認定番号：EB －○○○○ 、□□□□）
	複層ガラス A12（網入り厚 6.8 含）	防火設備
屋　根	野地板：構造用合板　特類　厚 12	
	改質アスファルトルーフィング	
	粘土瓦	

■内部仕上表（一部抜粋）

階	室　名	床 仕　上	厚	巾　木 仕　上	H	厚	壁 仕　上	厚	天　井 仕　上	厚	備考
		下　地	厚				下　地	厚	下　地	厚	
1 階	玄　関	磁器質施釉タイル 150 角	9	磁器質施釉タイル 150 角	150	9	ビニールクロス貼		ビニールクロス貼		手すり下地
		モルタル	30				せっこうボード	12.5	せっこうボード	9.5	
	ホール・廊下	フローリング	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼		ビニールクロス貼		
		構造用合板	24				せっこうボード	12.5	せっこうボード	9.5	
	物　入	合板 1 類	15	雑巾摺			合板 1 類	9.5	合板 1 類	9.5	
		構造用合板	24								
	納　戸	フローリング	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼		ビニールクロス貼		点検口（天井）ブラインド
		構造用合板	24				せっこうボード	12.5	せっこうボード	9.5	

経過措置対応版

第２章　確認申請図書の作成例

2. 確認申請図書の作成例

●確認申請図書における添付図書の合理化について

・旧４号建築物から新２号建築物に移行する建築物のうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認できる建築物については、必要事項を仕様表に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書を合理化します。

・本章に示す確認申請図書の作成例は、上記に沿って伏図等を省略、合理化を図った内容としています。

・建築士法により建築士事務所に課されている図書保存の義務は、本書で採用している確認申請図書の合理化とは別に、これまで通り変わりありません。基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、軸組図などは建築工事を実施する上で重要な図書となりますので、業務として作成したこれらの設計図書を適切に保存してください。

（１）仕様表 …… 28
（２）配置図 …… 32
（３）平面図※ …… 34
（４）立面図 …… 36
（５）断面図 …… 38
（６）地盤面算定表 …… 40
（７）構造詳細図 …… 42
（８）壁量判定 …… 44
（９）四分割法判定 …… 50
（10）柱頭柱脚金物算定 …… 54
（11）給排水衛生・電気設備図 …… 58
（12）換気・採光計算書 …… 60

※２階平面図は、省略します。

経過措置
対応版

MEMO

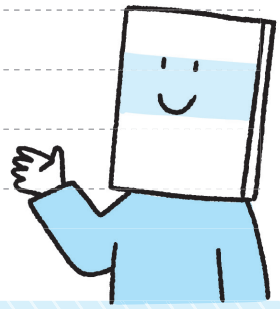

(1) 仕様表 - 1

経過措置対応版

仕様表作成のねらい

ここでは、1（3）に示した、新築の木造一戸建て住宅（軸組構法）に基づいた仕様表の記入例を示します。個々の設計の内容により必要に応じて加筆・削除することを想定しています。また、フォーマット自体もあくまで参考であり、状況に合わせて他の図面に情報を記載したり、特記仕様書等に代えたりすることも考えられます。

仕様表

単位：特記なき限り（mm）

住宅の名称	○○様邸　（東京都○○市○○町○ - ○ - ○）

仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載

項目	小項目	仕様		備考
建築材料（法第 37 条）	基礎コンクリート	JIS	設計基準強度 Fc：24N/mm²以上 スランプ：18cm 以下	1-9
	基礎鉄筋	JIS	SD295	
令第 2 章第 2 節（居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法）	居室の床の高さ及び防湿方法（令第 22 条）	床の高さ	640（直下の地面（BM + 400）から）	
		防湿方法	ねこ土台（有効換気面積 75㎠/m）	
令第 3 章第 2 節（構造部材等）	構造部材の耐久（令第 37 条）	構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置	1-1
	基礎（令第 38 条）	支持地盤の種別及び位置	砂質地盤（GL-0.5m）	
		基礎の種類	べた基礎	
		基礎の底部の位置	地盤面からの深さ：GL-100、根入れ：GL-300	
		基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法	地盤の許容応力度　30kN/㎡	
		木ぐい及び常水面の位置	対象外（木ぐい無し）	
		鉄筋	主筋：D13、立上り・底盤・開口補強筋：D10	フック有
	地盤調査（令第 38 条）	地盤調査	SWS 試験	SWS 試験結果に基づく地盤調査報告書※
		地盤改良	該当なし	
	屋根ふき材等（令第 39 条）	屋根ふき材の固定方法	平部：全数固定、棟部：ねじ固定、軒・けらば：ねじ 3 本固定	1-3
		屋外に面する部分のタイル等の緊結方法	該当なし	
		太陽光システム等を設置した際の防錆処理	該当なし	
令第 3 章第 3 節（木構造）	木材（令第 41 条）	木材の規格（JAS）または等級	横架材、柱材、筋かい等、その他：無等級材 耐力上の欠点のないこと	1-4
	土台及び基礎（令第 42 条）	柱脚の固定方法	土台 120 × 120（ヒノキ、無等級材）を設ける	
		土台の固定方法	アンカーボルト（M12）＋座金（厚）4.5 × 40 角× 14 φ により緊結、柱から 200 以内に設置（設置間隔：2700 以内）	Z マーク表示金物又は同等認定品
	柱の小径（令第 43 条）	横架材間距離	1 階　小径 120、横架材相互間の垂直距離の最大：2844 柱の小径と横架材間内法寸法の比率：1/23.7 2 階　小径 120、横架材相互間の垂直距離の最大：2730 柱の小径と横架材間内法寸法の比率：1/22.8	
		柱断面の欠き取り（1/3 以上）の有無	1/3 以上欠き取る場合は適切に補強	
		2 階建ての隅柱	通し柱、または同等の補強（N 値計算による）	
		有効細長比（最大値）	1 階　座屈長さ：2844、断面最小二次率半径：34.64 柱の有効細長比 =82.1 < 150 2 階　座屈長さ：2730、断面最小二次率半径：34.64 柱の有効細長比 =78.9 < 150	座屈長さ＝横架材相互間内法
	はり等の横架材（令第 44 条）	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み	欠込み：無し	
	筋かい（令第 45 条）	筋かいの断面	45 × 90	
		筋かいの欠き込み	原則欠き込み無し （必要な場合）たすき部補強：両面から短冊金物（S）当て 六角ボルト（M12）締め、スクリューくぎ（ZS50）打ち	Z マーク表示金物又は同等認定品
	構造耐力上必要な軸組（令第 46 条）	第 1 項	主要な梁せい：スギ（120 × 120～240）	
		第 3 項　床組・小屋ばり組の火打、構造用合板等、振れ止め	床組：構造用合板（厚）24 小屋ばり組：火打ちばり（木製）、振れ止め：設置 火打土台：スギ（45 × 90）ユニットバス、土間床部分は除く	
		第 4 項　壁量基準（耐震・耐風）	筋かい（45 × 90 シングル、ダブル）、配置は壁量平面図による	
	継手・仕口（令第 47 条）	筋かい端部	緊結方法：筋かいプレート（BP2 等）	Z マーク表示金物又は同等認定品
		耐力壁両側柱頭・柱脚	N 値計算による	N 値計算書
		その他の柱頭・柱脚	かど金物（CP-L）等	Z マーク表示金物又は同等認定品
		小屋組の接合方法	耐風性向上のための接合部仕様 たるき - 軒桁接合：ひねり金物 ST-15 たるき - もや接合：鉄丸くぎ 2-N75　2 本斜め打ち 小屋束 - 小屋ばり・小屋束 - もや接合：かすがい C120 両面打ち	平 12 建告第 1460 号 基準風速：34m/s、樹種：J3（スギ） Z マーク表示金物又は同等認定品
	防腐措置等（令第 49 条）	鉄網モルタル下地等の防水措置	該当なし	1-7
		構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台	地面から 1m の範囲で防腐・防蟻処理	

※本書では掲載を省略

経過措置対応版

（1）仕様表 - 1　チェックリスト

根拠条文		番号		明示すべき事項
構造部材等（法第 20 条、令第 3 章第 2 節）	（令第 37 条）［使用構造材料一覧表から転記］	1-1	□	構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものに用いる材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそれの程度又はさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置
	（令第 38 条）［基礎・地盤説明書から転記］	1-2	□	地盤調査結果の検証による支持地盤の種別及び位置
			□	基礎の種類
			□	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
			□	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出方法
			□	木ぐい及び常水面の位置
	（令第 39 条）［構造詳細図から転記］	1-3	□	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁、その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付け部分の構造方法
木造建築物（法第 20 条、令第 3 章第 3 節）	木材の品質（令第 41 条）［使用構造材料一覧表から転記］	1-4	□	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質
	土台及び基礎（令第 42 条）［構造詳細図から転記］	1-5	□	土台の設置、固定方法
	柱の小径、防腐措置等（令第 43 条、第 49 条）［構造詳細図から転記］	1-6	□	柱の有効細長比、柱断面の欠き取り、2 階建ての隅柱、柱の小径
		1-7	□	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の下地
			□	構造耐力上主要な部分である部材の地面から 1m 以内の部分の防腐又は防蟻措置
	木造建築物の部材（令第 44 条から第 47 条）［基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、2 面以上の軸組図から転記］	1-8	□	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の形状及び寸法
建築材料の品質（法第 37 条）［使用建築材料表から転記］		1-9	□	建築物の基礎、主要構造部及び安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分（令第 144 条の 3 に規定する部分）に使用する指定建築材料の種別
		1-10	□	指定建築材料を使用する部分
		1-11	□	使用する指定建築材料の品質が適合する日本産業規格又は日本農林規格及び当該規格に適合することを証する事項
			□	日本産業規格又は日本農林規格に適合することを証明する事項
			□	使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号

(1) 仕様表 - 2

経過措置対応版

項目	小項目	仕様		備考
令第 3 章第 4 節の 2（補強コンクリートブロック造） 1-12	塀（令第 62 条の 8）	構造方法	控え壁なし	塀の高さ＝ 1200
		材料の種別	建築用コンクリートブロック A 種	
		壁の厚さ	150	
		補強筋	壁内部　縦横に 80cm 間隔に D10 配置 横筋：壁頂・基礎補強筋、縦筋：壁端部、隅角部　D10	
		補強筋端部	端部はかぎ状に折り曲げ、交差する鉄筋にかぎ掛け	
防火構造延焼のおそれのある部分 1-13	屋根（法第 22 条）	仕上	粘土瓦 (防災瓦)	瓦：不燃材料
		野地板	構造用合板特類 (厚)12 鉄丸くぎ N38　150 ピッチでたるきに固定	
		防水紙	改質アスファルトルーフィング 940(22kg)	
1-14	外壁（法第 23 条）	仕上	窯業系サイディング (厚)18　通気構造	準防火材料（認定番号 XX）
	軒裏（令第 108 条）	仕上	繊維混入ケイ酸カルシウム板 (厚)11.5　EP	
居室 1-15	内装材 (令第 20 条の 7)	内装材 (複合フローリング、集成材、ビニルクロス、化粧石こうボード、ふすま紙、内装・収納ドア、洗面化粧台、キッチンセット、接着剤)	全て F ☆☆☆☆	全ての居室
1-16 居室の換気	換気設備（令第 20 条の 8）	機械換気設備の構造	第 3 種機械換気設備　80 ㎥ / h　× 2 基（1，2 階便所に設置）、各居室に給気口設置 台所はレンジフードによる（換気量○○㎥ / h）	内装ドアにはアンダーカット H=10、または換気ガラリ設置
		天井裏等（合板、構造用合板、収納内部、石こうボード）	全て F ☆☆☆☆	全ての天井裏等
給排水衛生設備 1-17	建築設備の構造強度（令第 129 条の 2 の 3）	昇降機以外の建築設備の構造方法	建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全設置に関する平 12 建告第 1388 号および同左第 5 改正（平 24 国交告第 1447 号）の構造方法に従い設置	平 25 国住指第 4725 号（給湯設備の転倒防止に係る技術基準の改正　技術的助言）
	給水、排水その他の配管設備（令第 129 条の 2 の 4）	給水・給湯管材料	引込：ステンレス管 敷地内：耐衝撃硬質塩化ビニル管 住戸内：架橋ポリエチレン管	1-18
		排水管材料	排水桝：コンクリート製桝、硬質塩化ビニル製桝 排水管：硬質塩化ビニル製排水管 地中埋設管：防食テープにて処理 排水勾配：1/100 以上 管径は、上下水道局の基準による	
		水栓	吐水口空間を有効に確保する	
特定行政庁が条例、規則で定める規定	法第 40 条		-	
	法第 41 条		-	

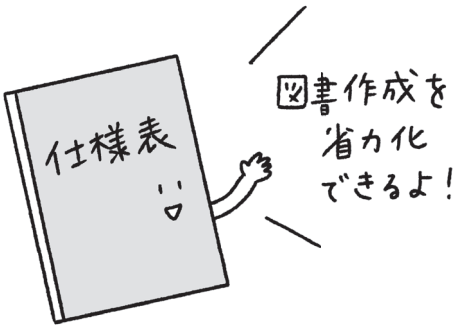

経過措置対応版

（1）仕様表 - 2　チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項
補強コンクリートブロック造の塀 （法第 20 条、令第 3 章第 4 節の 2） [構造詳細図から転記]	1-12	□ 塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
		□ 帳壁の材料の種別及び構造方法
		□ 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
法第 22 条区域内の建築物の屋根 （法第 22 条） [耐火構造等の構造詳細図から転記]	1-13	□ 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
法第 22 条区域内の建築物の外壁 （法第 23 条） [使用建築材料表から転記]	1-14	□ 主要構造部（外壁及び軒裏）の材料の種別
シックハウス等対策 （法第 28 条の 2） [使用建築材料表から転記]	1-15	□ 内装の仕上げに使用する建築材料の種別
	1-16	□ 換気設備の構造
		□ 天井裏等の種別
昇降機以外の建築設備 （法第 36 条、令第 129 条の 2 の 3 第 2 号） [構造詳細図から転記]	1-17	□ 昇降機以外の建築設備の構造方法（給湯器等）
給排水設備配管（法第 36 条、令第 129 条の 2 の 4） [配管設備の使用材料表から転記]	1-18	□ 配管設備に用いる材料の種別

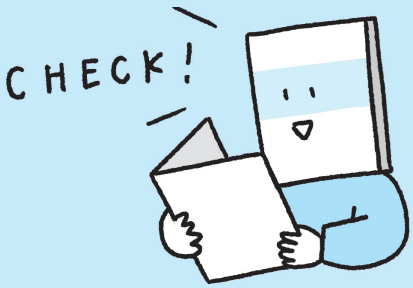

(2) 配置図

経過措置対応版

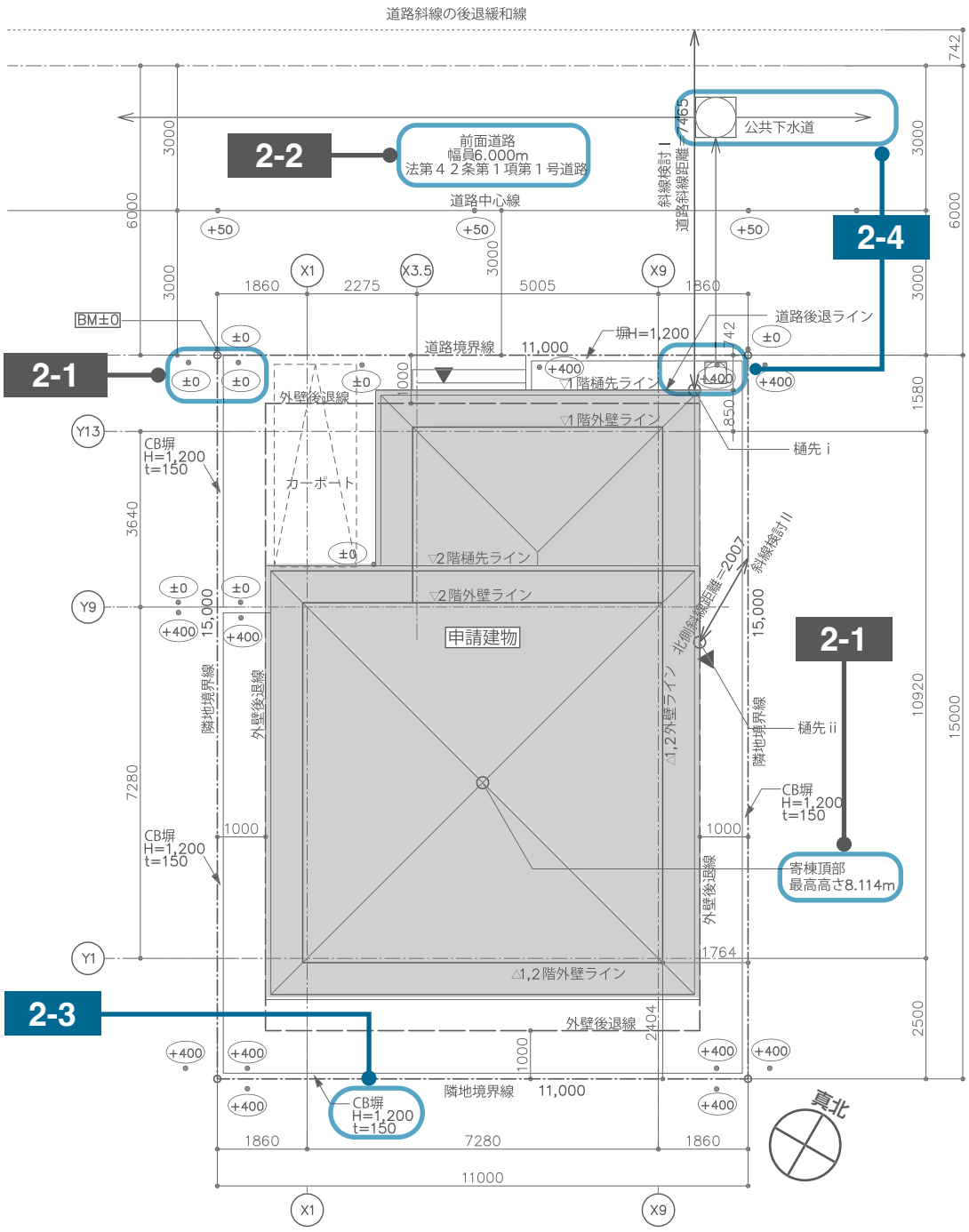

■凡例

排水桝

地盤面＝BM+336

±0：BM からの高さを示す

真北

真北方向と隣地境界線との角度振れは 30°

2-1

■各位置高さ

	道路中心高からの高さ	地盤面からの高さ
樋先 i	3.610m	3.324m
樋先 ii	6.472m	6.186m
寄棟頂部	8.400m	8.114m

経過措置対応版

（2）配置図 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項
配置図に関する基本事項（規則第１条の３第1項の表１）		□ 縮尺・方位
		□ 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		□ 擁壁の設置その他安全上適当な措置（法第 19 条第４項）
	2-1	□ 土地の高低（法第 19 条第１項）、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
	2-2	□ 敷地の接する道路の位置、道路幅員及び道路の種類（法第 42 条）
		□ 下水管などの、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路（法第 19 条第３項）
塀（法第 20 条、令第３章第４節ほか）		□ 組積造の塀の位置（令第３章第４節）
	2-3	□ 補強コンクリートブロック造の塀の位置（令第３章第４節の２）
		□ 無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法（令第３章第７節）
水洗便所（法第 31 条１項）	2-4	□ 排水ますの位置及び公共下水道の位置
浄化槽（法第 31 条２項）		□ 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法
給排水配管設備（法第 36 条、令第 129 条の２の４）		□ 建築物の外部の給水タンク等の位置
		□ 配管設備の種別及び配置
		□ 給水タンク等からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離（給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。）
くみ取便所、井戸（法第 36 条）		□ くみ取便所の便槽及び井戸の位置
都市計画区域等に関する規定（法第３章）		□ 敷地の道路に接する部分及びその長さ
		□ 用途地域の境界線
		□ 指定された容積率の数値の異なる地域の境界線
		□ 防火地域の境界線
第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距離（法第 54 条）		□ 都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線
		□ 申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置
		□ 外壁の後退距離に対する制限の緩和（令第 135 条の 22）に掲げる建築物又はその部分の用途、高さ及び床面積
		□ 申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ
建築物の各部分の高さ（法第 56 条）		□ 地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ
		□ 地盤面の異なる区域の境界線
		□ 後退緩和（令第 130 条の 12）に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
		□ 道路斜線制限の緩和（法第 56 条第２項）に規定する後退距離
		□ 二以上の前面道路がある場合（令第 132 第１項若しくは第２項）又は前面道路の反対側に公園等がある場合（令第 134 条第２項）に規定する区域の境界線
		□ 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
		□ 北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置

(3) 平面図 ※2階平面図は、省略します。

経過措置対応版

※建具案内、火災報知設備案内、各開口部の段差、開口幅を兼ねる。

① 1階平面図

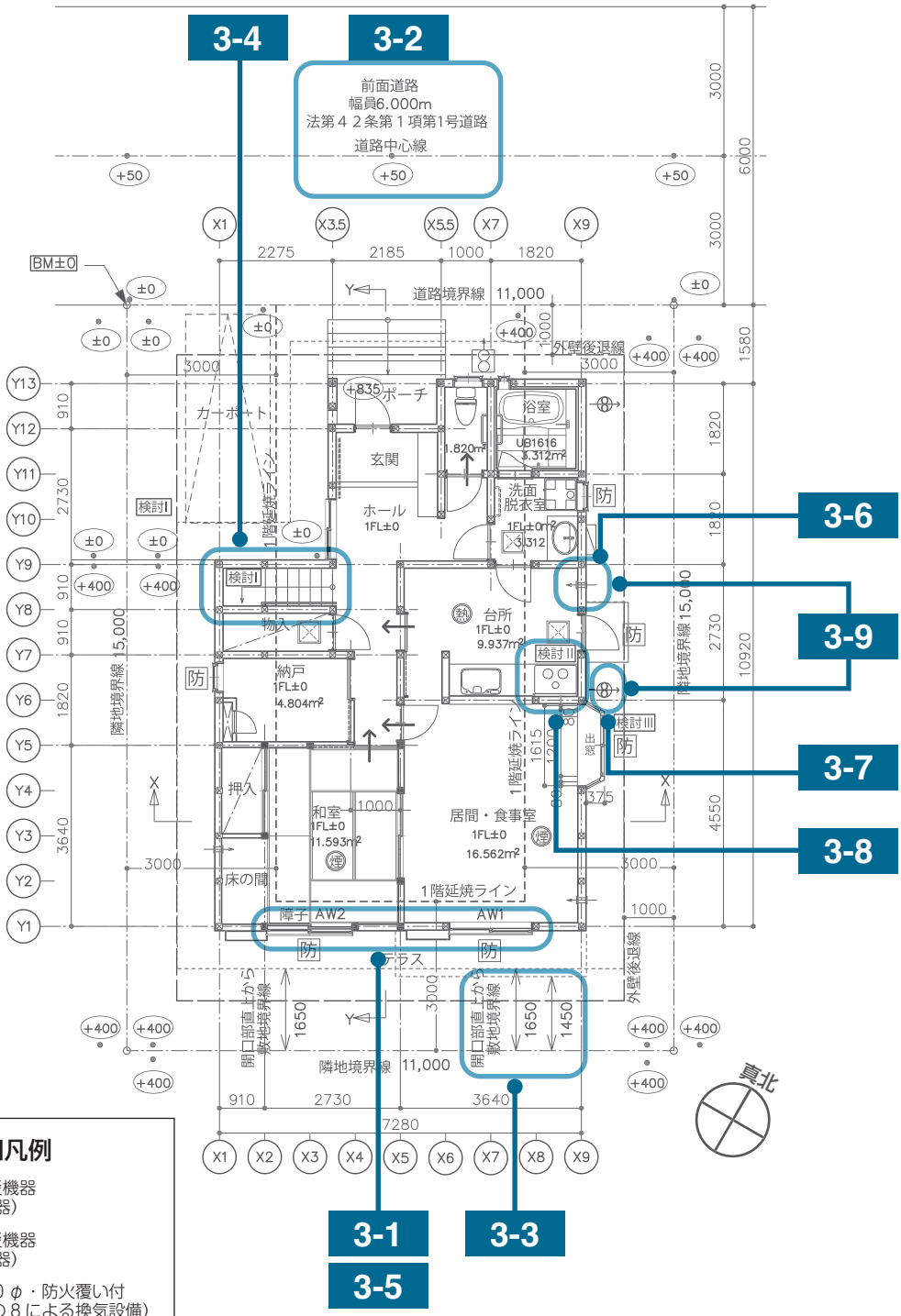

■凡例

- 熱 住宅用防災機器（熱式感知器）
- 煙 住宅用防災機器（煙式感知器）
- 換気扇 100 φ・防火覆い付（令 20 条の 8 による換気設備）設置高さ =FL+2100（レンジフード材質：亜鉛鉄板）
- 換気扇 100 φ・防火覆い付（台所のみ 150 φ ·FD 付）設置高さ =FL+2100
- 給気口 100 φ・防火覆い付 設置高さ =FL+2100
- ドアのｱﾝﾀﾞｰｶｯﾄ等（通気措置）
- 防 防火設備 アルミサッシ＋複層ガラス A12（網入厚 6.8 含）
- 給湯器
- 床下点検口

3-4

検討Ⅰ

· 階段検討
有効幅　766
蹴上げ　階高 / 段数 =2900/15
=199.33
踏　面　910/4=227.5
手摺幅　壁から 90

3-10

検討Ⅱ

· 台所換気設備計算（火気使用室）
有効換気量（AA-11BBBB）
= 400
必要換気量
= 30 × K (㎥) × Q (KWkg/h)
= 300.76
K（都市ガス）= 0.93
Q（AA-B111-BBBBBB)=10.78
→有効換気量＞必要換気量

経過措置対応版

（3）平面図 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項
平面図全般に関する基本事項（規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1）		□ 縮尺・方位
		□ 間取、各室の用途及び床面積
居室の採光（法第 28 条第 1 項及び第 4 項）	3-1	□ 居室の採光（法第 28 条第 1 項）に規定する開口部の位置及び面積
［配置図から転記］	3-2	□ 敷地の接する道路の位置及び幅員並びに住居系地域の採光補正係数（令第 20 条第 2 項第 1 号）に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅
	3-3	□ 住居系地域の採光補正係数（令第 20 条第 2 項第 1 号）に規定する水平距離
シックハウス、換気設備（法第 28 条の 2）		□ 給気機又は給気口等の位置、排気機又は排気口等の位置
		□ 外壁の開口部に設ける建具（通気ができる空隙のあるものに限る。）の構造
階段（法第 36 条、令第 23 条から第 26 条）	3-4	□ 階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造
住宅用防災機器の設置・維持（消防法第 9 条、第 9 条の 2）		□ 住宅用防災機器の位置及び種類
		□ 市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項
居室の換気設備（法第 28 条第 2 項から第 4 項）	3-5	□ 居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積
	3-6	□ 給気機又は給気口の位置
	3-7	□ 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置
	3-8	□ かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量
	3-9	□ 火を使用する室に関する換気経路
［換気設備の仕様書から転記］	3-10	□ 換気設備の有効換気量
便所の窓又は換気設備（法第 36 条、令第 28 条から第 31 条まで、第 33 条及び第 34 条（便所））		□ 便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造
火気使用室以外に設ける換気設備（法第 36 条、令第 129 条の 2 の 5）		□ 給気口又は給気機の位置
		□ 排気口若しくは排気機又は排気筒の位置

(4) 立面図

経過措置対応版

①南側立面図

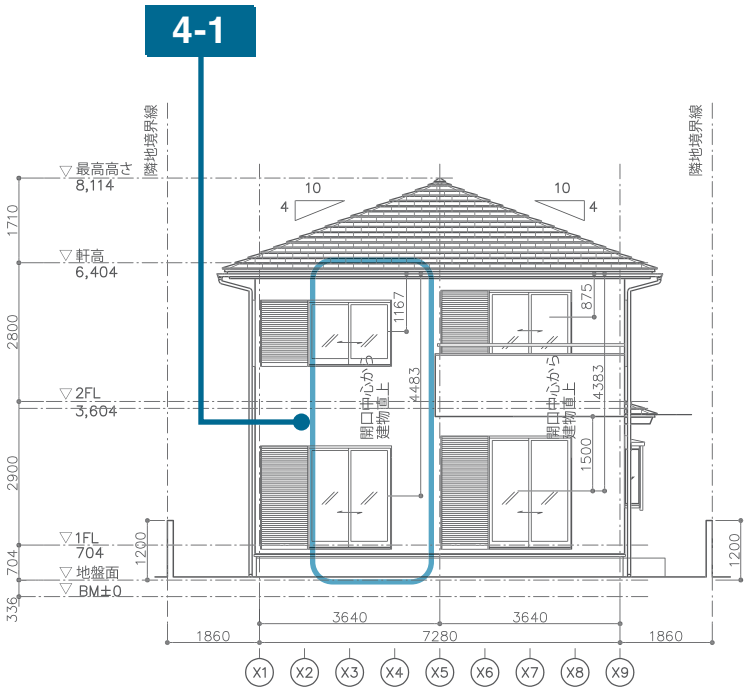

②東側立面図

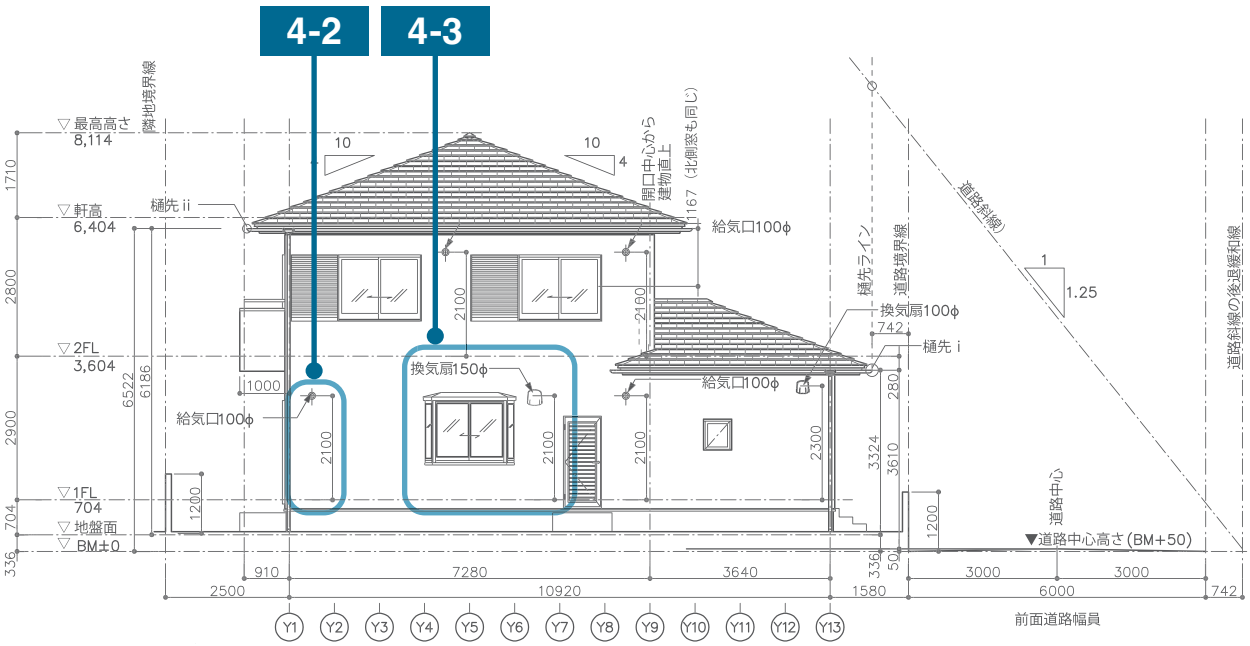

経過措置対応版

（4）立面図 チェックリスト

根拠条文	番号		明示すべき事項
立面図全般に関する基本事項（規則第１条の３第１項の表１）		□	縮尺
		□	開口部の位置
		□	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
基礎、屋根ふき材等（法第 20 条、令第３章第２節）		□	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
		□	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
木造建築物（法第 20 条、令第３章第３節）		□	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
採光補正係数（法第 28 条第１項、第４項））	4-1	□	住居系地域の採光補正係数（令第 20 条第２項第１号）に規定する垂直距離
都市計画区域等に関する規定（法第３章）		□	敷地境界線
		□	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
		□	壁面線
		□	門又は塀の位置及び高さ
		□	用途地域の境界線
		□	土地の高低
建築物の各部分の高さ（法第 56 条）［断面図から転記］		□	前面道路の路面の中心の高さ
		□	地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ
		□	道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合（令第 135 条の２第２項）、隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和（令第 135 条の３第２項）又は北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和（令第 135 条の４第２項）の規定により特定行政庁が規則において定める前面道路の位置
		□	法第 56 条第１項から第６項までの規定による建築物の各部分の高さの限度
		□	前面道路の中心線
		□	擁壁の位置
		□	地盤面の異なる区域の境界線
		□	後退緩和（令第 130 条の 12）に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積
		□	道路斜線制限の緩和（法第 56 条第２項）に規定する後退距離
		□	二以上の前面道路がある場合（令第 132 条第１項若しくは第２項）又は前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合（令第 134 条第２項）に規定する区域の境界線
		□	前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面その他これらに類するものの位置
		□	北側の前面道路の反対側又は北側の隣地にある水面、線路敷その他これらに類するものの位置
居室の換気設備（法第 28 条第２項から第４項）［断面図から転記］	4-2	□	給気機又は給気口の位置
	4-3	□	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置

(5) 断面図

経過措置対応版

① X-X 断面図

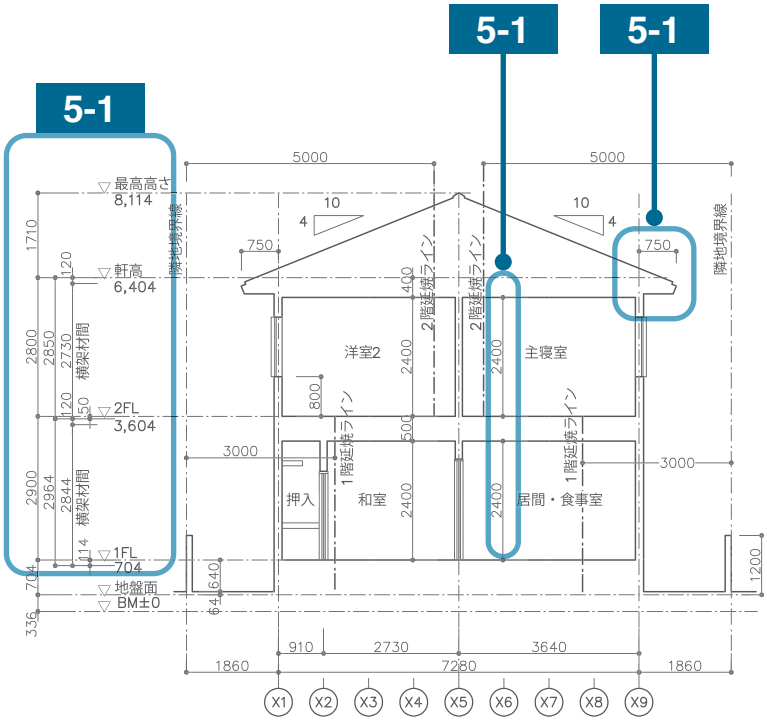

② Y-Y 断面図

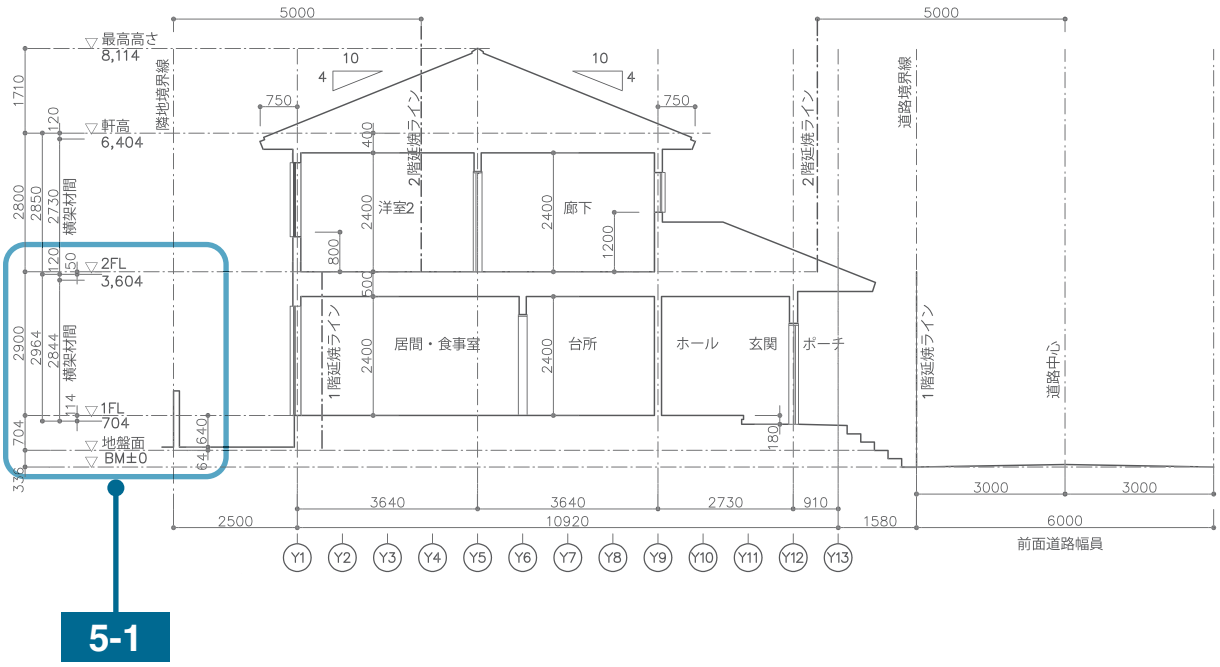

経過措置対応版

（5）断面図 チェックリスト

根拠条文	番号		明示すべき事項
断面図全般に関する基本事項 （規則第１条の３第１項の表１）		□	縮尺
		□	地盤面
	5-1	□	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
基礎、屋根ふき材等 （法第 20 条、令第３章第２節）		□	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
		□	広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの種別、位置及び寸法
木造建築物 （法第 20 条、令第３章第３節）		□	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法
床の防湿方法、階段の構造など （法第 36 条、令第２章第２節、第３節）		□	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法
		□	換気孔の位置
		□	ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況
		□	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造

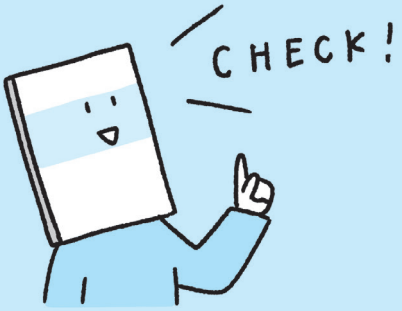

(6) 地盤面算定表

経過措置対応版

6-1

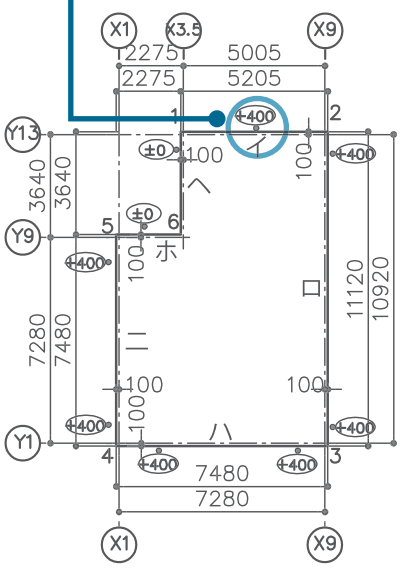

6-2

	長さ m	高さ m	面積 ㎡
イ	5.205	0.4	2.082
ロ	11.12	0.4	4.448
ハ	7.48	0.4	2.992
ニ	7.48	0.4	2.992
ホ	2.275	0	0
ヘ	3.64	0	0
合計	37.20		12.514

地盤面 =12.51㎡ /37.20m = 0.33639m
= BM+336㎜

6-1

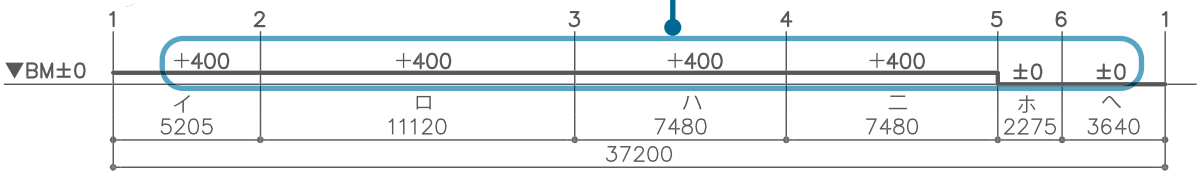

経過措置対応版

（6）地盤面算定表 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項	
平均地盤面の算定 （規則第１条の３第１項の表１、令第２条第２項）	6-1	□	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ
	6-2	□	平均地盤面を算定するための算式

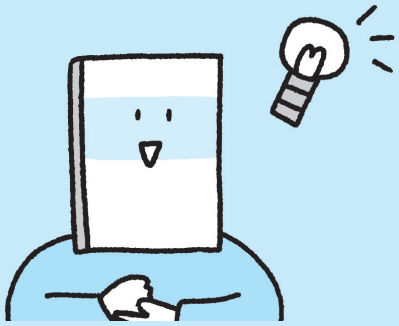

(7) 構造詳細図

経過措置対応版

①構造詳細図（屋根）

7-4

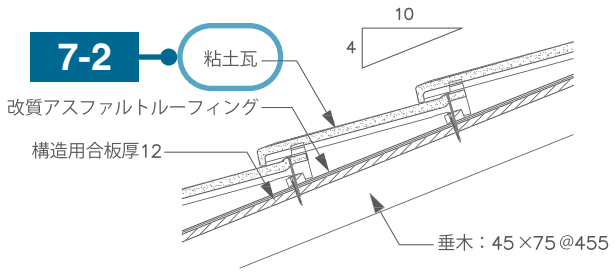

法第 22 条区域内にある建築物の屋根を通常の火災による火の粉による建築物の火災の発生防止の為に政令で定める技術的基準の以下２つのいずれかに適合

◆国土交通大臣が定めた構造方法（平 12 建告第 1365 号）

①不燃材料で造るか、またはふくこと
②準耐火構造
③耐火構造

◆国土交通大臣の認定を受けたもの

②構造詳細図（外壁）

7-3 **7-5**

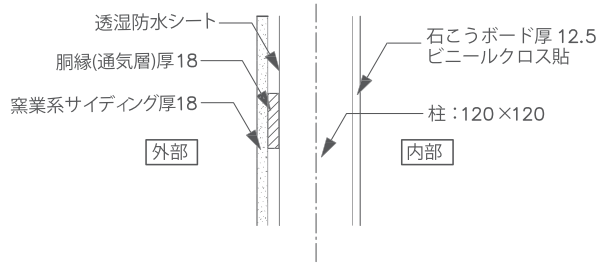

7-5

法第 22 条区域内にある木造等の外壁で延焼のおそれのある部分にかかる構造を準防火構造（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの、または国土交通大臣の認定を受けたもの）以上としているか。（平 12 建告第 1359 号第 1）

③構造詳細図（基礎）

内すべて **7-1**

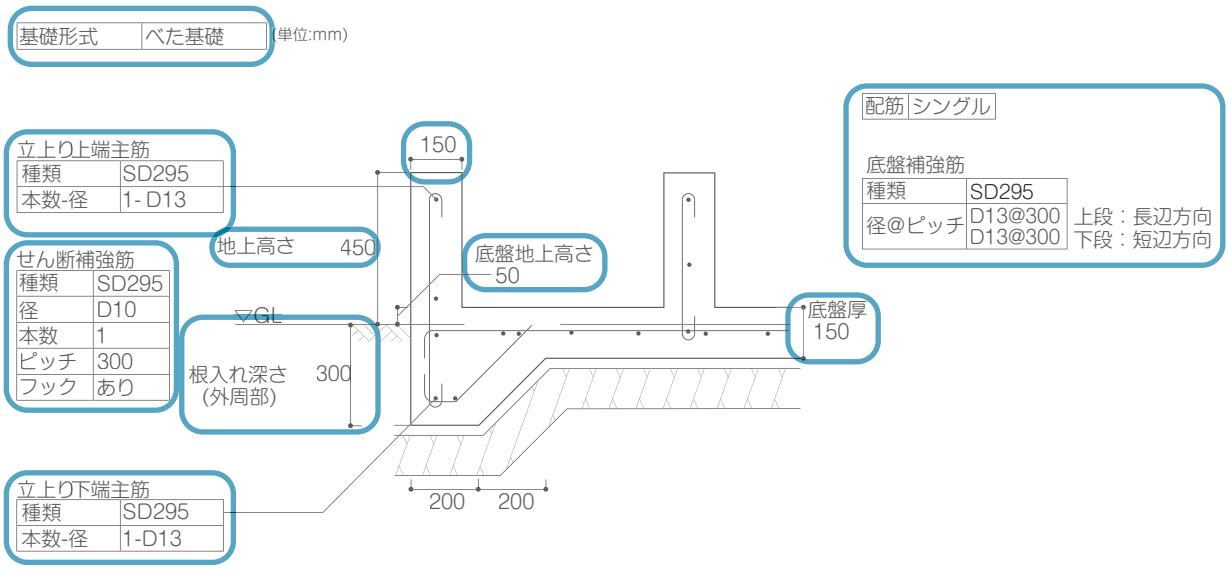

経過措置対応版

（7）構造詳細図 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項	
詳細図全般に関する基本事項 （規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1） [構造詳細図から転記]		□	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法
基礎の構造 （法第 20 条、令第 3 章第 2 節） [令第 38 条第 3 項若しくは第 4 項または令第 39 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に適合することの確認に必要な図書から転記]	7-1	□	令第 38 条第 3 項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 建築物の基礎の構造は、建築物の構造、形態及び地盤の状況を考慮して国土交通大臣が定めた構造方法（平 12 建告第 1347 号建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件）を用いるものとしなければならない。
木造建築物 （法第 20 条、令第 3 章第 3 節）	7-2	□	屋根ふき材の種別
	7-3	□	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法
補強コンクリートブロック造の塀 （令第 3 章第 4 節の 2）		□	塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法
		□	帳壁の材料の種別及び構造方法
		□	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
法第 22 条区域内の建築物の屋根 （法第 22 条） [耐火構造等の構造詳細図から転記]	7-4	□	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
法第 22 条区域内の建築物の外壁 （法第 23 条） [耐火構造等の構造詳細図から転記]	7-5	□	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法

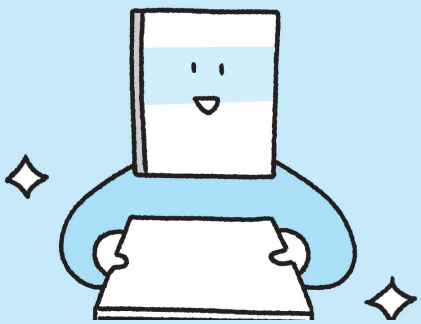

(8) 壁量判定

経過措置対応版

① 1 階耐力壁図

8-9 8-10

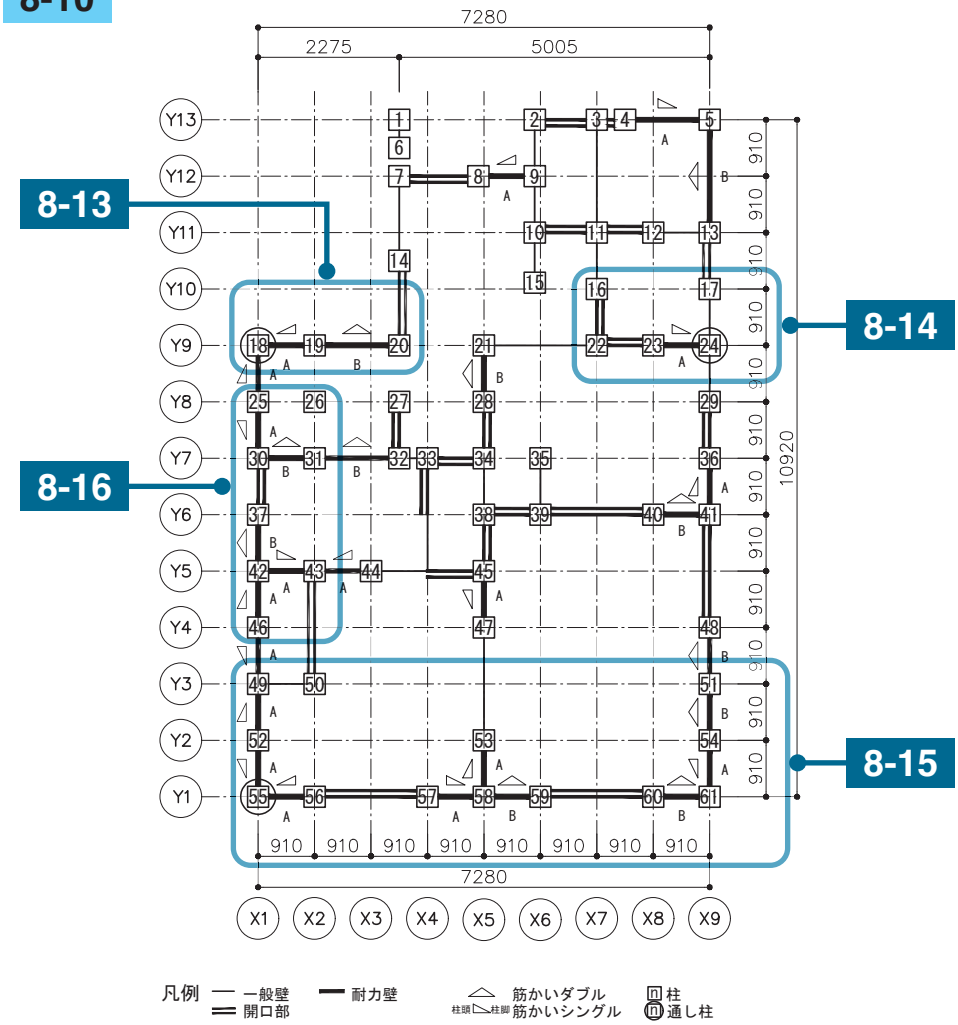

8-10

■存在壁量の算定

8-7

階・方向	壁記号	壁倍率	壁長 (cm)	存在壁量 (耐力壁) (cm)	存在壁量 (合計) (cm)
2 階／X 方向	A	2.00	1,046.50	2,093.00	2,093.00
2 階／Y 方向	A	2.00	819.00	1,638.00	2,366.00
	B	4.00	182.00	728.00	
1 階／X 方向	A	2.00	773.50	1,547.00	4,095.00
	B	4.00	637.00	2,548.00	
1 階／Y 方向	A	2.00	910.00	1,820.00	4,004.00
	B	4.00	546.00	2,184.00	

経過措置対応版

8-8

■耐力壁仕様一覧

種類	壁記号	材種名	壁倍率
耐力壁	A	筋かい(45 × 90)(シングル)	2.0
	B	筋かい(45 × 90)(ダブル)	4.0

8-10

■壁量判定　（必要壁量検討方法：A 早見表）

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量			風圧力に対する見付け面積当たりの必要壁量			必要壁量の決定				存在壁量 (cm)	壁量判定 必要壁量 ≦ 存在壁量
	床面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	見付面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号	風圧力 (cm)	必要壁量 (cm)		
	A	B	C = A × B	D	E	F = D × E	C		F	G	H	G ≦ H
2 階 X 方向	53.00	21	1,113.00	19.04	50	952.00	1,113.00	＞	952.00	1,113.00	2,093.00	OK
2 階 Y 方向			1,113.00	19.04		952.00	1,113.00	＞	952.00	1,113.00	2,366.00	OK
1 階 X 方向	69.23	33	2,284.59	51.05	50	2552.50	2,284.59	＜	2,552.50	2,552.50	4,095.00	OK
1 階 Y 方向			2,284.59	41.02		2051.00	2,284.59	＞	2,051.00	2,284.59	4,004.00	OK
	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5	8-6	8-11				8-7	8-11

・風圧力の区分：一般地域
・各階ごとに、X 方向、Y 方向のそれぞれについて、C と F を比較して、大きい方をこの建築物の必要壁量として採用します。
・地震力の必要壁量は、「地盤割増（令第 46 条第 4 項）」を含む（地盤割増 :1.0）

(8)壁 量 判 定　チェックリスト

根拠条文	番号		明示すべき事項	第3章(本編)該当ページ
壁量基準 (法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 46 条第 4 項) 明示すべき事項　：令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第 1 条の 3 第 1 項　表 2 によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。 また、構造関係規定の詳細について第 3 章（本編）の該当ページを示しますので、参考にしてください。	8-1	□	各階床面積	⇒ P82
	8-2	□	床面積に乗ずる値	
	8-3	□	地震力に対する必要壁量 (各階)	
	8-4	□	見付面積（各階・各方向）	⇒ P87
	8-5	□	見付面積に乗ずる値	
	8-6	□	風圧力に対する必要壁量（各階・各方向）	
	8-7	□	存在壁量（各階・各方向）	⇒ P89
	8-8	□	耐力壁の種類、仕様一覧	
	8-9	□	耐力壁の配置、長さ、柱位置、開口部の位置	-
	8-10	□	耐力壁図と集計表の整合	-
	8-11	□	壁量判定	⇒ P95
	8-12	□	欠番	
平面図全般に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1) [平面図から転記]	8-13	□	壁及び筋かいの位置及び種類	
	8-14	□	通し柱及び開口部の位置	
木造建築物における部材の位置等 (令第 3 章第 3 節) [平面図から転記]	8-15	□	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
法第 22 条区域内の建築物の外壁 (法第 2 3 条) [平面図から転記]	8-16	□	耐力壁及び非耐力壁の位置	

(8) 壁量判定

経過措置対応版

②2階耐力壁図

8-9 8-10

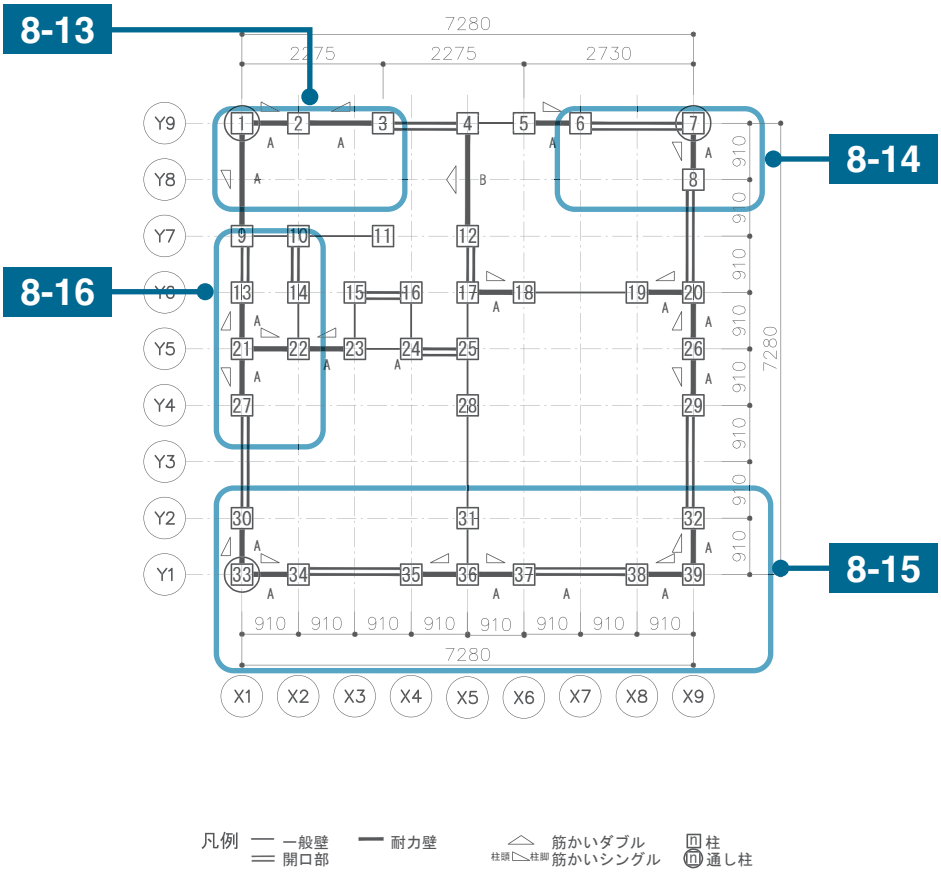

8-10

■存在壁量の算定

8-7

階・方向	壁記号	壁倍率	壁長 (cm)	存在壁量 (耐力壁) (cm)	存在壁量 (合計) (cm)
2階／X方向	A	2.00	1,046.50	2,093.00	2,093.00
2階／Y方向	A	2.00	819.00	1,638.00	2,366.00
	B	4.00	182.00	728.00	
1階／X方向	A	2.00	773.50	1,547.00	4,095.00
	B	4.00	637.00	2,548.00	
1階／Y方向	A	2.00	910.00	1,820.00	4,004.00
	B	4.00	546.00	2,184.00	

経過措置対応版

8-8

■耐力壁仕様一覧

種類	壁記号	材種名	壁倍率
耐力壁	A	筋かい(45 × 90)(シングル)	2.0
	B	筋かい(45 × 90)(ダブル)	4.0

8-10

■壁量判定　（必要壁量検討方法：A 早見表）

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量			風圧力に対する見付け面積当たりの必要壁量			必要壁量の決定				存在壁量 (cm)	壁量判定 必要壁量 ≦ 存在壁量
	床面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	見付面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号	風圧力 (cm)	必要壁量 (cm)		
	A	B	C = A × B	D	E	F = D × E	C		F	G	H	G ≦ H
2 階 X 方向	53.00	21	1,113.00	19.04	50	952.00	1,113.00	>	952.00	1,113.00	2,093.00	OK
2 階 Y 方向			1,113.00	19.04		952.00	1,113.00	>	952.00	1,113.00	2,366.00	OK
1 階 X 方向	69.23	33	2,284.59	51.05	50	2552.50	2,284.59	<	2,552.50	2,552.50	4,095.00	OK
1 階 Y 方向			2,284.59	41.02		2051.00	2,284.59	>	2,051.00	2,284.59	4,004.00	OK
	8-1	8-2	8-3	8-4	8-5	8-6	8-11				8-7	8-11

・風圧力の区分：一般地域
・各階ごとに、X 方向、Y 方向のそれぞれについて、C と F を比較して、大きい方をこの建築物の必要壁量として採用します。
・地震力の必要壁量は、「地盤割増（令第 46 条第 4 項）」を含む（地盤割増 :1.0）

(8)壁 量 判 定　チェックリスト

（チェックリスト P29 再掲）

根拠条文	番号		明示すべき事項	第3章(本編)該当ページ
壁量基準（法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 46 条第 4 項） 明示すべき事項　：令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	8-1	□	各階床面積	⇒ P82
	8-2	□	床面積に乗ずる値	
	8-3	□	地震力に対する必要壁量 (各階)	
	8-4	□	見付面積（各階・各方向）	⇒ P87
	8-5	□	見付面積に乗ずる値	
	8-6	□	風圧力に対する必要壁量（各階・各方向）	
	8-7	□	存在壁量（各階・各方向）	⇒ P89
	8-8	□	耐力壁の種類、仕様一覧	
	8-9	□	耐力壁の配置、長さ、柱位置、開口部の位置	-
	8-10	□	耐力壁図と集計表の整合	-
	8-11	□	壁量判定	⇒ P95
	8-12	□	欠番	
平面図全般に関する基本事項（規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1）[平面図から転記]	8-13	□	壁及び筋かいの位置及び種類	
	8-14	□	通し柱及び開口部の位置	
木造建築物における部材の位置等（令第 3 章第 3 節）[平面図から転記]	8-15	□	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
法第 22 条区域内の建築物の外壁（法第 2 3 条）[平面図から転記]	8-16	□	耐力壁及び非耐力壁の位置	

規則第 1 条の 3 第 1 項　表 2 によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。
また、構造関係規定の詳細について第 3 章（本編）の該当ページを示しますので、参考にしてください。

(8) 壁量判定

経過措置対応版

③各階見付面積算定図

8-4

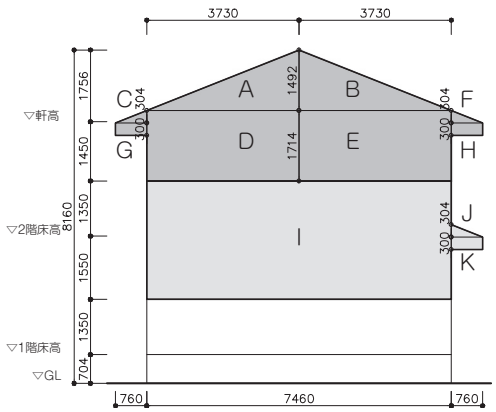

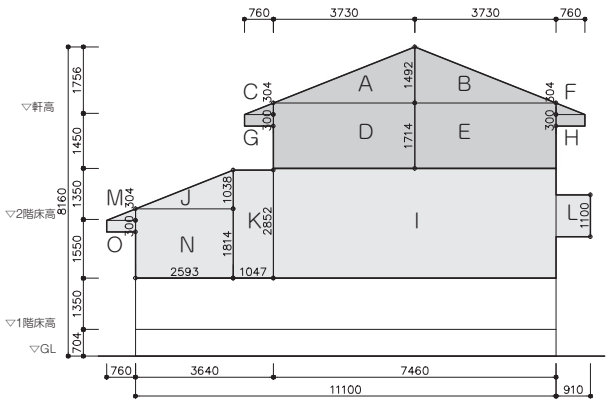

■ X 方向見付面積計算表

区画	計算式	面積（㎡）
A	3.730 × 1.492 ÷ 2	2.7825800
B	3.730 × 1.492 ÷ 2	2.7825800
C	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
D	3.730 × 1.714	6.3932200
E	3.730 × 1.714	6.3932200
F	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
G	0.760 × 0.300	0.2280000
H	0.760 × 0.300	0.2280000
I	7.460 × 2.900	21.6340000
J	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
K	0.760 × 0.300	0.2280000

■ Y 方向見付面積計算表

区画	計算式	面積（㎡）
A	3.730 × 1.492 ÷ 2	2.7825800
B	3.730 × 1.492 ÷ 2	2.7825800
C	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
D	3.730 × 1.714	6.3932200
E	3.730 × 1.714	6.3932200
F	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
G	0.760 × 0.300	0.2280000
H	0.760 × 0.300	0.2280000
I	7.460 × 2.900	21.6340000
J	2.593 × 1.038 ÷ 2	1.3457670
K	1.047 × 2.852	2.9860440
L	0.910 × 1.100	1.0010000
M	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
N	2.593 × 1.814	4.7037020
O	0.760 × 0.300	0.2280000

■ X 軸方向見付面積計算結果

階	計算式	見付面積（㎡）
2 階	2 階 A ＋ B ＋ C ＋ D ＋ E ＋ F ＋ G ＋ H	19.04
1 階	1 階 A ＋ B ＋ C ＋ D ＋ E ＋ F ＋ G ＋ H ＋ I ＋ J ＋ K	41.02

■ Y 軸方向見付面積計算結果

階	計算式	見付面積（㎡）
2 階	2 階 A ＋ B ＋ C ＋ D ＋ E ＋ F ＋ G ＋ H	19.04
1 階	1 階 A ＋ B ＋ C ＋ D ＋ E ＋ F ＋ G ＋ H ＋ I ＋ J ＋ K ＋ L ＋ M ＋ N ＋ O	51.05

経過措置対応版

(8) 壁量判定 チェックリスト

(チェックリスト P29 再掲)

根拠条文	番号		明示すべき事項	第3章(本編)該当ページ
壁量基準 (法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 46 条第 4 項) 明示すべき事項　：令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第 1 条の 3 第 1 項　表 2 によれば、壁量基準に関する明示すべき事項については「令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。 また、構造関係規定の詳細について第 3 章（本編）の該当ページを示しますので、参考にしてください。	8-1	□	各階床面積	⇒ P82
	8-2	□	床面積に乗ずる値	
	8-3	□	地震力に対する必要壁量 (各階)	
	8-4	□	見付面積（各階・各方向）	⇒ P87
	8-5	□	見付面積に乗ずる値	
	8-6	□	風圧力に対する必要壁量（各階・各方向）	
	8-7	□	存在壁量（各階・各方向）	⇒ P89
	8-8	□	耐力壁の種類、仕様一覧	
	8-9	□	耐力壁の配置、長さ、柱位置、開口部の位置	-
	8-10	□	耐力壁図と集計表の整合	-
	8-11	□	壁量判定	⇒ P95
	8-12	□	欠番	
平面図全般に関する基本事項 (規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1) [平面図から転記]	8-13	□	壁及び筋かいの位置及び種類	
	8-14	□	通し柱及び開口部の位置	
木造建築物における部材の位置等 (令第 3 章第 3 節) [平面図から転記]	8-15	□	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	
法第 22 条区域内の建築物の外壁 (法第 2 3 条) [平面図から転記]	8-16	□	耐力壁及び非耐力壁の位置	

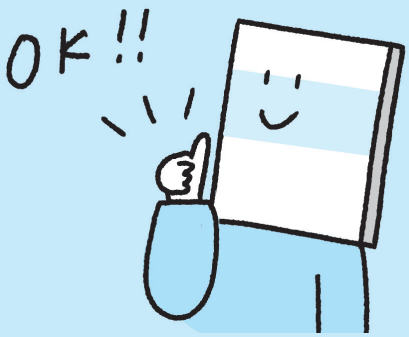

(9) 四分割法判定

経過措置対応版

① 1 階　四分割法平面図

9-2　**9-9**

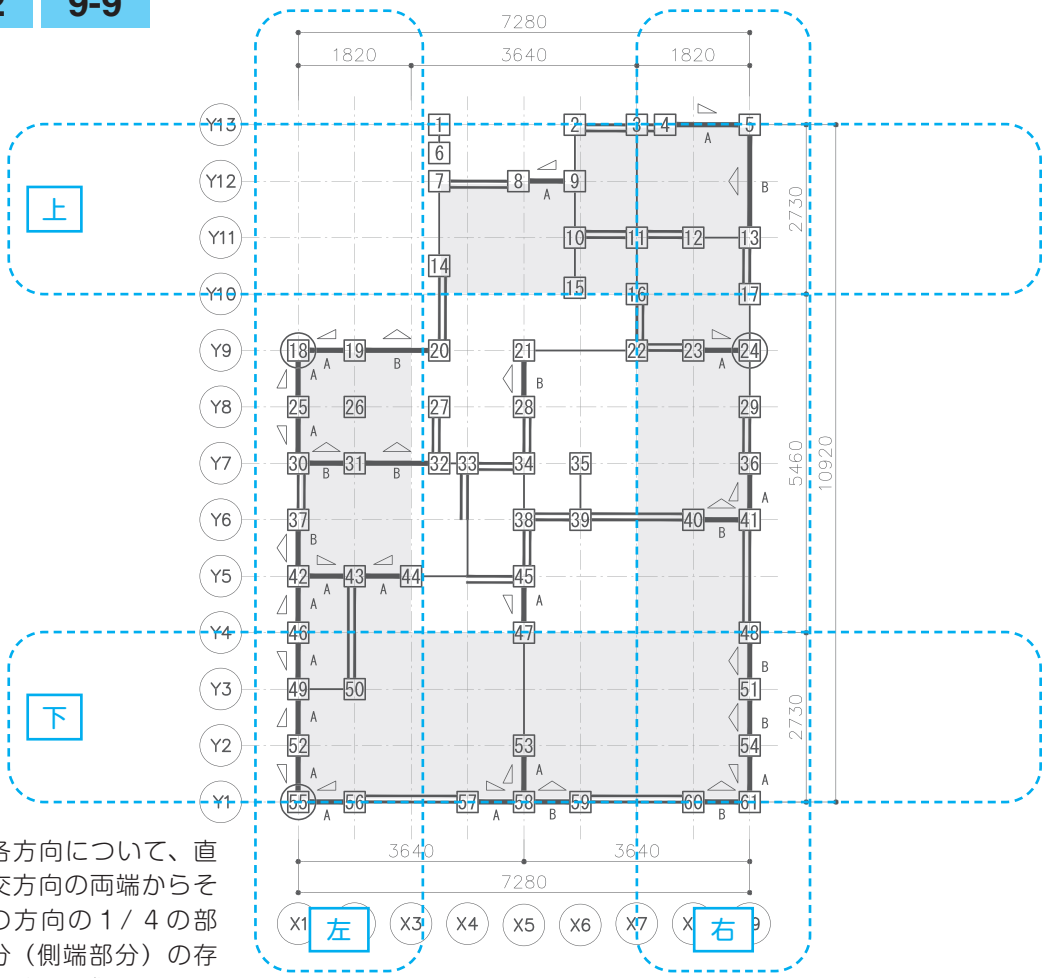

各方向について、直交方向の両端からその方向の１/４の部分（側端部分）の存在壁量を求める

9-8　凡例　一般壁　開口部　耐力壁　1/4範囲　筋かいダブル　筋かいシングル（柱頭 柱脚）　柱　通し柱

9-2

■１階四分割法面積根拠図

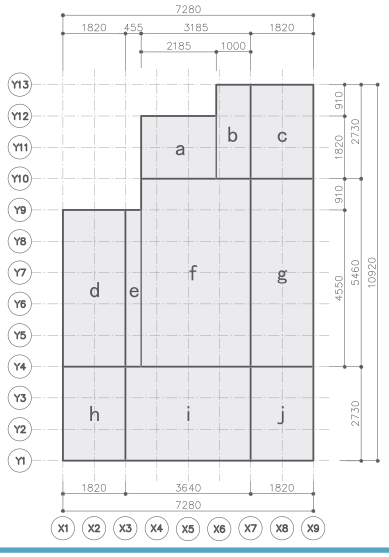

9-1

■四分割対象面積

階	方向	位置	計算式	面積（㎡）
2	X	上	(k+l+m)	13.25
		下	(q+r+s)	13.25
	Y	左	(k+n+q)	13.25
		右	(m+p+s)	13.25
1	X	上	(a+b+c)	11.68
		下	(h+i+j)	19.88
	Y	左	(d+h)	13.25
		右	(c+g+j)	19.88

凡例　床面積区画　a b c･･･床面積区画名

9-2

■区画別床面積計算表［1 階］

区画	縦 (m)	横 (m)	床面積 (㎡)	備考
a	1.820	2.185	3.9767000	
b	2.730	1.000	2.7300000	
c	2.730	1.820	4.9686000	
d	4.550	1.820	8.2810000	
e	4.550	0.455	2.0702500	
f	5.460	3.185	17.3901000	
g	5.460	1.820	9.9372000	
h	2.730	1.820	4.9686000	
i	2.730	3.640	9.9372000	
j	2.730	1.820	4.9686000	

経過措置対応版

9-14

■四分割法判定

階	方向	位置	有効面積 (㎡)	壁量係数 (cm/㎡)	地盤割増	必要壁量 (cm)	存在壁量 (cm)	壁量充足率	壁量充足率判定	壁量充足率が NG の場合のみ 壁率比	壁率比判定
			①	②	③	④=①×②×③	⑤	⑥=⑤÷④	⑥> 1.00	⑦=⑥小÷⑥大	⑦≧ 0.5
2	X	上	13.25	21	1.0	278.25	637.00	2.28	OK	(0.87)	(OK)
		下	13.25	21	1.0	278.25	728.00	2.61	OK		
	Y	左	13.25	21	1.0	278.25	910.00	3.27	OK	(0.79)	(OK)
		右	13.25	21	1.0	278.25	728.00	2.61	OK		
1	X	上	11.68	15(＊)	1.0	175.20	455.00	2.59	OK	(0.64)	(OK)
		下	19.88	33	1.0	656.04	1,092.00	1.66	OK		
	Y	左	13.25	33	1.0	437.25	1,456.00	3.32	OK	(0.83)	(OK)
		右	19.88	33	1.0	656.04	1,820.00	2.77	OK		
			9-1	9-3		9-4	9-7	9-10	9-11	9-12	9-13

・壁量係数欄の（＊）は 2 階が乗らない領域のため平屋の係数を用いたことを表します。
・壁比率判定は、壁量充足率が全て OK の場合記入不要ですが、参考として（　）を付けて記入しています。

四分割法判定
適合

9-5　9-6　9-7

■ 1 階 X 方向上の存在壁量 (cm)

	種類	Y 通り	壁 1	壁 2	壁 3	壁 4	壁 5	壁 6	壁 7	壁 8	壁 9	壁 10	合計
上	耐力壁	Y13	273.00										273.00
		Y12	182.00										182.00
	存在壁量												455.00

■ 1 階 X 方向下の存在壁量 (cm)

	種類	Y 通り	壁 1	壁 2	壁 3	壁 4	壁 5	壁 6	壁 7	壁 8	壁 9	壁 10	合計
下	耐力壁	Y1	182.00	182.00	364.00	364.00							1,092.00
	存在壁量												1,092.00

■ 1 階 Y 方向左の存在壁量 (cm)

	種類	X 通り	壁 1	壁 2	壁 3	壁 4	壁 5	壁 6	壁 7	壁 8	壁 9	壁 10	合計
左	耐力壁	X1	182.00	182.00	364.00	182.00	182.00	182.00	182.00				1,456.00
	存在壁量												1,456.00

■ 1 階 Y 方向右の存在壁量 (cm)

	種類	X 通り	壁 1	壁 2	壁 3	壁 4	壁 5	壁 6	壁 7	壁 8	壁 9	壁 10	合計
右	耐力壁	X9	728.00	182.00	364.00	364.00	182.00						1,820.00
	存在壁量												1,820.00

・各通りに存在する耐力壁（筋かい・面材）毎の存在壁量を壁 1、壁 2、…と表示しています。（存在壁量 ＝ 耐力壁の壁倍率 × 長さ とします）

（9）四分割法判定　チェックリスト

根拠条文	番号		明示すべき事項	第 3 章（本編）該当ページ
壁配置のバランス（四分割法）（法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 46 条第 1 項、第 4 項） 明示すべき事項　：令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第 1 条の 3 第 1 項　表 2 によれば、四分割法に関する明示すべき事項については「令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。 また、構造関係規定の詳細について第 3 章（本編）の該当ページを示しますので、参考にしてください。	9-1	□	側端部分の床面積	⇒ P97
	9-2	□	側端部分の床面積の根拠となる図と計算表	
	9-3	□	地震力算定用係数	
	9-4	□	側端部分の地震力に対する必要壁量（各階・各方向）	
	9-5	□	耐力壁の壁倍率	
	9-6	□	耐力壁の長さ	⇒ P98
	9-7	□	側端部分の存在壁量（各階）	
	9-8	□	耐力壁の種類	
	9-9	□	耐力壁の配置	
	9-10	□	壁量充足率	-
	9-11	□	充足率判定	⇒ P98
	9-12	□	壁率比	
	9-13	□	壁率比判定	
	9-14	□	四分割法判定	

(9) 四分割法判定

経過措置対応版

②2階　四分割法平面図

9-2　9-9

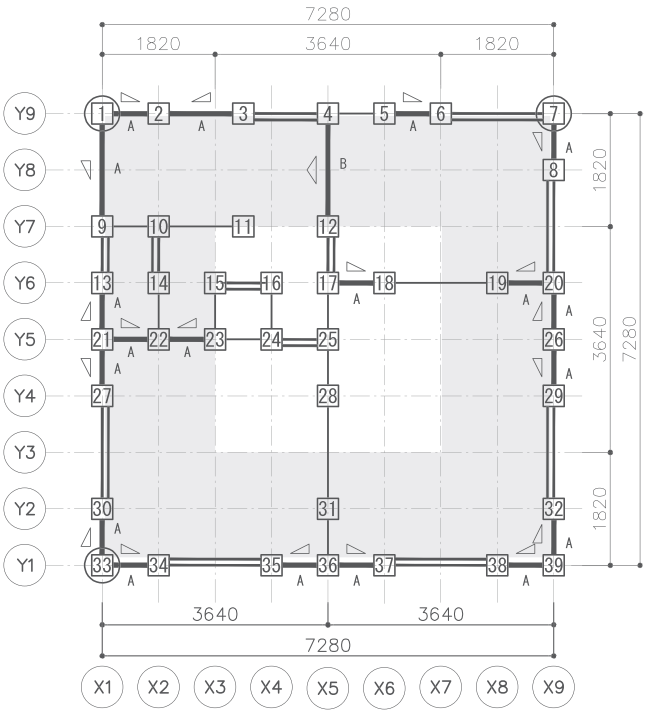

9-8　凡例　一般壁　開口部　耐力壁　1/4範囲　筋かいダブル　筋かいシングル（柱頭 柱脚）　柱　通し柱

9-2

■2階四分割法面積根拠図

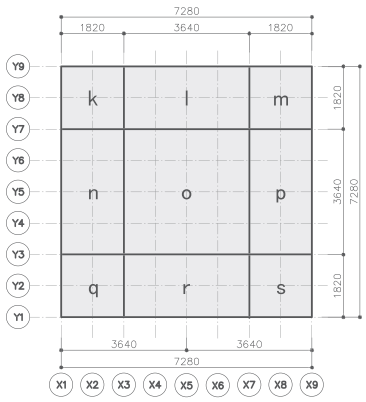

9-1

■四分割対象面積

階	方向	位置	計算式	面積（㎡）
2	X	上	(k+l+m)	13.25
		下	(q+r+s)	13.25
	Y	左	(k+n+q)	13.25
		右	(m+p+s)	13.25
1	X	上	(a+b+c)	11.68
		下	(h+i+j)	19.88
	Y	左	(d+h)	13.25
		右	(c+g+j)	19.88

凡例　床面積区画　a b c･･･床面積区画名

9-2

■区画別床面積計算表［2 階］

区画	縦 (m)	横 (m)	床面積 (㎡)	備考
k	1.820	1.820	3.3124000	
l	1.820	3.640	6.6248000	
m	1.820	1.820	3.3124000	
n	3.640	1.820	6.6248000	
o	3.640	3.640	13.2496000	
p	3.640	1.820	6.6248000	
q	1.820	1.820	3.3124000	
r	1.820	3.640	6.6248000	
s	1.820	1.820	3.3124000	

9-14

経過措置対応版

■四分割法判定

階	方向	位置	有効面積 (㎡)	壁量係数 (cm/㎡)	地盤割増	必要壁量 (cm)	存在壁量 (cm)	壁量充足率	壁量充足率判定	壁量充足率が NG の場合のみ 壁率比	壁比率判定
			①	②	③	④=①×②×③	⑤	⑥=⑤÷④	⑥> 1.00	⑦=⑥小÷⑥大	⑦≧ 0.5
2	X	上	13.25	21	1.0	278.25	637.00	2.28	OK	(0.87)	(OK)
		下	13.25	21	1.0	278.25	728.00	2.61	OK		
	Y	左	13.25	21	1.0	278.25	910.00	3.27	OK	(0.79)	(OK)
		右	13.25	21	1.0	278.25	728.00	2.61	OK		
1	X	上	11.68	15(＊)	1.0	175.20	455.00	2.59	OK	(0.64)	(OK)
		下	19.88	33	1.0	656.04	1,092.00	1.66	OK		
	Y	左	13.25	33	1.0	437.25	1,456.00	3.32	OK	(0.83)	(OK)
		右	19.88	33	1.0	656.04	1,820.00	2.77	OK		
			9-1	9-3		9-4	9-7	9-10	9-11	9-12	9-13

・壁量係数欄の（＊）は 2 階が乗らない領域のため平屋の係数を用いたことを表します。
・壁比率判定は、壁量充足率が全て OK の場合記入不要ですが、参考として（　）を付けて記入しています。

四分割法判定
適合

9-5　9-6　9-7

■ 2 階 X 方向上の存在壁量（cm）

	種類	Y 通り	壁 1	壁 2	壁 3	壁 4	壁 5	壁 6	壁 7	壁 8	壁 9	壁 10	合計
上	耐力壁	Y9	182.00	273.00	182.00								637.00
	存在壁量												637.00

■ 2 階 X 方向下の存在壁量（cm）

	種類	Y 通り	壁 1	壁 2	壁 3	壁 4	壁 5	壁 6	壁 7	壁 8	壁 9	壁 10	合計
下	耐力壁	Y1	182.00	182.00	182.00	182.00							728.00
	存在壁量												728.00

■ 2 階 Y 方向左の存在壁量（cm）

	種類	X 通り	壁 1	壁 2	壁 3	壁 4	壁 5	壁 6	壁 7	壁 8	壁 9	壁 10	合計
左	耐力壁	X1	364.00	182.00	182.00	182.00							910.00
	存在壁量												910.00

■ 2 階 Y 方向右の存在壁量（cm）

	種類	X 通り	壁 1	壁 2	壁 3	壁 4	壁 5	壁 6	壁 7	壁 8	壁 9	壁 10	合計
右	耐力壁	X9	182.00	182.00	182.00	182.00							728.00
	存在壁量												728.00

（9）四分割法判定　チェックリスト

（チェックリスト P35 再掲）

根拠条文	番号		明示すべき事項	第 3 章（本編）該当ページ
壁配置のバランス（四分割法）（法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 46 条第 1 項、第 4 項） 明示すべき事項　：令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項	9-1	□	側端部分の床面積	⇒ P97
	9-2	□	側端部分の床面積の根拠となる図と計算表	
	9-3	□	地震力算定用係数	
	9-4	□	側端部分の地震力に対する必要壁量（各階・各方向）	
	9-5	□	耐力壁の壁倍率	
規則第 1 条の 3 第 1 項　表 2 によれば、四分割法に関する明示すべき事項については「令第 46 条第 4 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。 また、構造関係規定の詳細について第 3 章（本編）の該当ページを示しますので、参考にしてください。	9-6	□	耐力壁の長さ	⇒ P98
	9-7	□	側端部分の存在壁量（各階）	
	9-8	□	耐力壁の種類	
	9-9	□	耐力壁の配置	
	9-10	□	壁量充足率	-
	9-11	□	充足率判定	⇒ P98
	9-12	□	壁率比	
	9-13	□	壁率比判定	
	9-14	□	四分割法判定	

(10) 柱頭柱脚金物算定

経過措置対応版

① 1階柱頭柱脚金物算定平面図

10-2 10-3 10-4

10-3

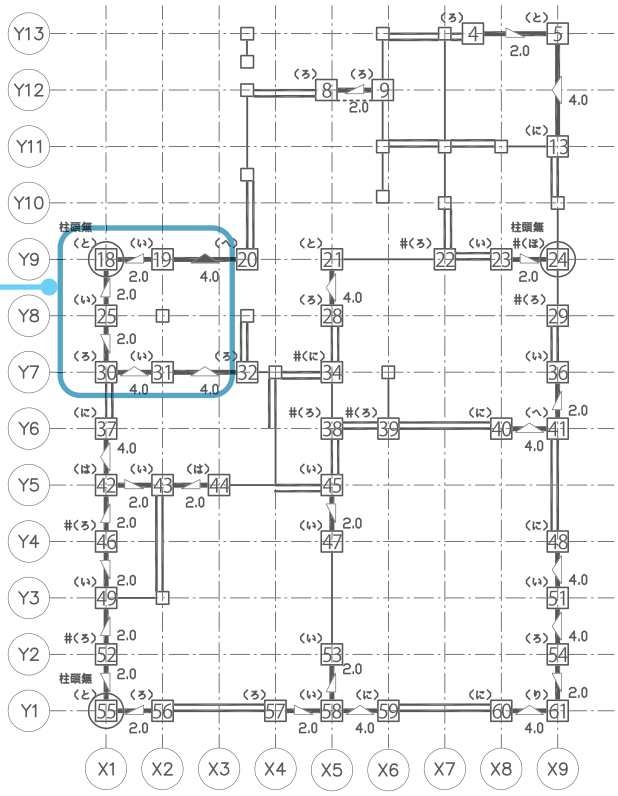

10-4 凡例

一般壁
開口部
耐力壁
1/4範囲
筋かいダブル
筋かいシングル（柱頭 柱脚）
柱
通し柱

10-1

■1階柱頭柱脚金物算定表

柱	方向	1階 柱状況	1階 パターン	1階 補正値	1階 A1	1階 B1	1階 2.7/2.7	2階 柱	2階 柱状況	2階 パターン	2階 補正値	2階 A2	2階 B2	L	2.7/2.7	N	接合金物 柱頭	接合金物 柱脚
4	X	下屋／他柱	0.0 ¦＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.0							0.6	1.0	0.65	(ろ)	(ろ)
5	X	下屋／出隅	2.0 ＼¦ 0.0	-0.5	1.5	0.8	1.0							0.4	1.0	0.80	(と)	(と)
	Y		4.0 ×¦ 0.0	0.0	4.0	0.8	1.0							0.4	1.0	2.80		
8	X	下屋／他柱	0.0 ¦／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.0							0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
9	X	下屋／他柱	2.0 ／¦ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.0							0.6	1.0	0.65	(ろ)	(ろ)
13	Y	下屋／他柱	0.0 ¦× 4.0	0.0	4.0	0.5	1.0							0.6	1.0	1.40	(に)	(に)
18	X	出隅	0.0 ¦／ 2.0	-0.5	1.5	0.8	1.0	1	出隅	0.0 ¦＼ 2.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.0	2.20	無(通し柱)	(と)
	Y	出隅	2.0 ＼¦ 0.0	-0.5	1.5	0.8	1.0	1	出隅	2.0 ／¦ 0.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.0	2.20		
19	X	他柱	2.0 ／¦× 4.0	0.5	2.5	0.5	1.0	2	他柱	2.0 ＼¦／ 2.0	0.0	0.0	0.5	1.6	1.0	-0.35	(い)	(い)
20	X	他柱	4.0 ×¦ 0.0	0.0	4.0	0.5	1.0	3	他柱	2.0 ／¦ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.0	1.65	(へ)	(へ)

10-2 10-7 10-5 10-6 10-8 10-9 10-10 10-11

10-11

■使用金物一覧

N値	告示表三	金物名（同等以上）	略称
0	(い)	短ほぞ差し及びかすがい打ち、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	ｶｽｶﾞｲ
～0.65	(ろ)	長ほぞ差し込み栓又はかど金物 CP-L、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	CP-L
～1.0	(は)	山形プレート VP 又はかど金物 CP-T、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	VP
～1.4	(に)	羽子板ボルト又は短冊金物（スクリュー釘なし）、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F2
～1.6	(ほ)	羽子板ボルト又は短冊金物（スクリュー釘あり）、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F
～1.8	(へ)	10kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B10
～2.8	(と)	15kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15
～3.7	(ち)	20kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B20
～4.7	(り)	25kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B25
～5.6	(ぬ)	15kN 引き寄せ金物× 2、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15 × 2
5.6 超	(―)		N>5.6

(10)柱頭柱脚金物算定 チェックリスト

根拠条文	番号		明示すべき事項	第3章（本編）該当ページ
柱頭柱脚の接合方法（N 値計算法）（法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 47 条第 1 項） 明示すべき事項：令第 47 条第 1 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第1条の3第1項　表2によれば、柱頭柱脚の接合方法（N 値計算法）に関する明示すべき事項については「令第 47 条第 1 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。また、構造関係規定の詳細について第3章（本編）の該当ページを示しますので、参考にしてください。	10-1	□	N 値計算表（各階）	⇒ P100
	10-2	□	対象となる柱の位置と計算表の対応	
	10-3	□	耐力壁の壁倍率	
	10-4	□	耐力壁の種類と配置	
	10-5	□	壁倍率の差（A1、A2）	
	10-6	□	補正値（筋かいの場合）	
	10-7	□	出隅柱の判別	
	10-8	□	周辺部材の押さえ効果を表す係数（B1、B2）	
	10-9	□	鉛直荷重による押さえ効果を表す係数（L）	
	10-10	□	決定 N 値	
	10-11	□	N 値に応じた接合金物の仕様	

(10) 柱頭柱脚金物算定

経過措置対応版

②2階柱頭柱脚金物算定平面図

10-2 10-3 10-4

10-3

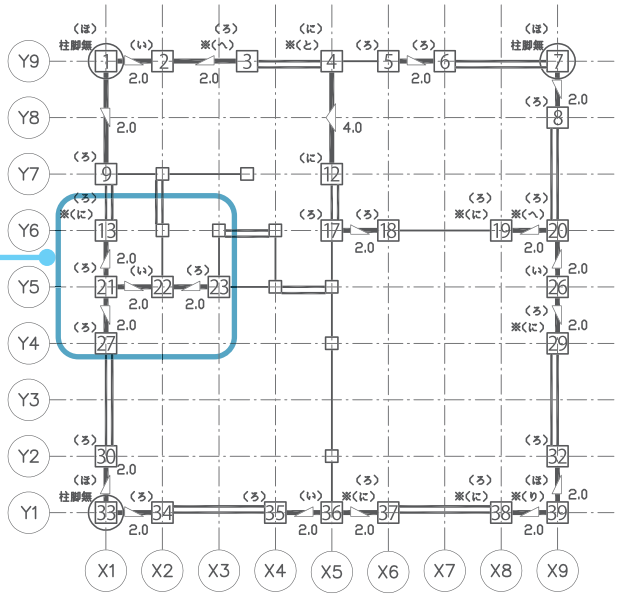

10-4 凡例

一般壁
開口部
耐力壁
1/4範囲
筋かいダブル
筋かいシングル
柱頭 柱脚
柱
通し柱

10-1

■2階柱頭柱脚金物算定表

10-8 10-9

柱	方向	柱状況	パターン	補正値	A1	B1	L	2.7/2.7	N	接合金物 柱頭	接合金物 柱脚
1	X	出隅	0.0 ¦＼ 2.0	0.5	2.5	0.8	0.4	1.0	1.60	（ほ）	無（通し柱）
	Y		2.0 ／¦ 0.0	0.5	2.5	0.8	0.4	1.0	1.60		
2	X	他柱	2.0 ＼¦／ 2.0	0.0	0.0	0.5	0.6	1.0	-0.60	（い）	（い）
3	X	他柱	2.0 ／¦ 0.0	0.5	2.5	0.5	0.6	1.0	0.65	（ろ）	※（へ）
4	Y	他柱	4.0 ×¦ 0.0	0.0	4.0	0.5	0.6	1.0	1.40	（に）	※（と）
5	X	他柱	0.0 ¦＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	0.6	1.0	0.65	（ろ）	（ろ）
6	X	他柱	2.0 ＼¦ 0.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	（ろ）	（ろ）
7	Y	出隅	2.0 ／¦ 0.0	0.5	2.5	0.8	0.4	1.0	1.60	（ほ）	無（通し柱）
8	Y	他柱	0.0 ¦／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	（ろ）	（ろ）

10-2 10-7 10-5 10-6 10-10 10-11

10-11

■使用金物一覧

N値	告示表三	金物名（同等以上）	略称
0	（い）	短ほぞ差し及びかすがい打ち、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	ｶｽｶﾞｲ
～0.65	（ろ）	長ほぞ差し込み栓又はかど金物 CP-L、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	CP-L
～1.0	（は）	山形プレート VP 又はかど金物 CP-T、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	VP
～1.4	（に）	羽子板ボルト又は短冊金物（スクリュー釘なし）、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F2
～1.6	（ほ）	羽子板ボルト又は短冊金物（スクリュー釘あり）、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F
～1.8	（へ）	10kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B10
～2.8	（と）	15kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15
～3.7	（ち）	20kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B20
～4.7	（り）	25kN 引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B25
～5.6	（ぬ）	15kN 引き寄せ金物×2、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15 × 2
5.6 超	（―）		N>5.6

（10）柱頭柱脚金物算定 チェックリスト

（チェックリスト P39 再掲）

根拠条文	番号		明示すべき事項	第3章（本編）該当ページ
柱頭柱脚の接合方法（N 値計算法）（法第 20 条、令第 3 章第 3 節、令第 47 条第 1 項） 明示すべき事項：令第 47 条第 1 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項 規則第1条の3第1項　表2によれば、柱頭柱脚の接合方法（N 値計算法）に関する明示すべき事項については「令第 47 条第 1 項に規定する基準への適合性審査に必要な事項」と示されているため、具体的に必要な記載事項については、参考までに右に示します。また、構造関係規定の詳細について第3章（本編）の該当ページを示しますので、参考にしてください。	10-1	□	N 値計算表（各階）	⇒ P100
	10-2	□	対象となる柱の位置と計算表の対応	
	10-3	□	耐力壁の壁倍率	
	10-4	□	耐力壁の種類と配置	
	10-5	□	壁倍率の差（A1、A2）	
	10-6	□	補正値（筋かいの場合）	
	10-7	□	出隅柱の判別	
	10-8	□	周辺部材の押さえ効果を表す係数（B1、B2）	
	10-9	□	鉛直荷重による押さえ効果を表す係数（L）	
	10-10	□	決定 N 値	
	10-11	□	N 値に応じた接合金物の仕様	

(11) 給排水衛生・電気設備図

経過措置対応版

① 1 階平面図

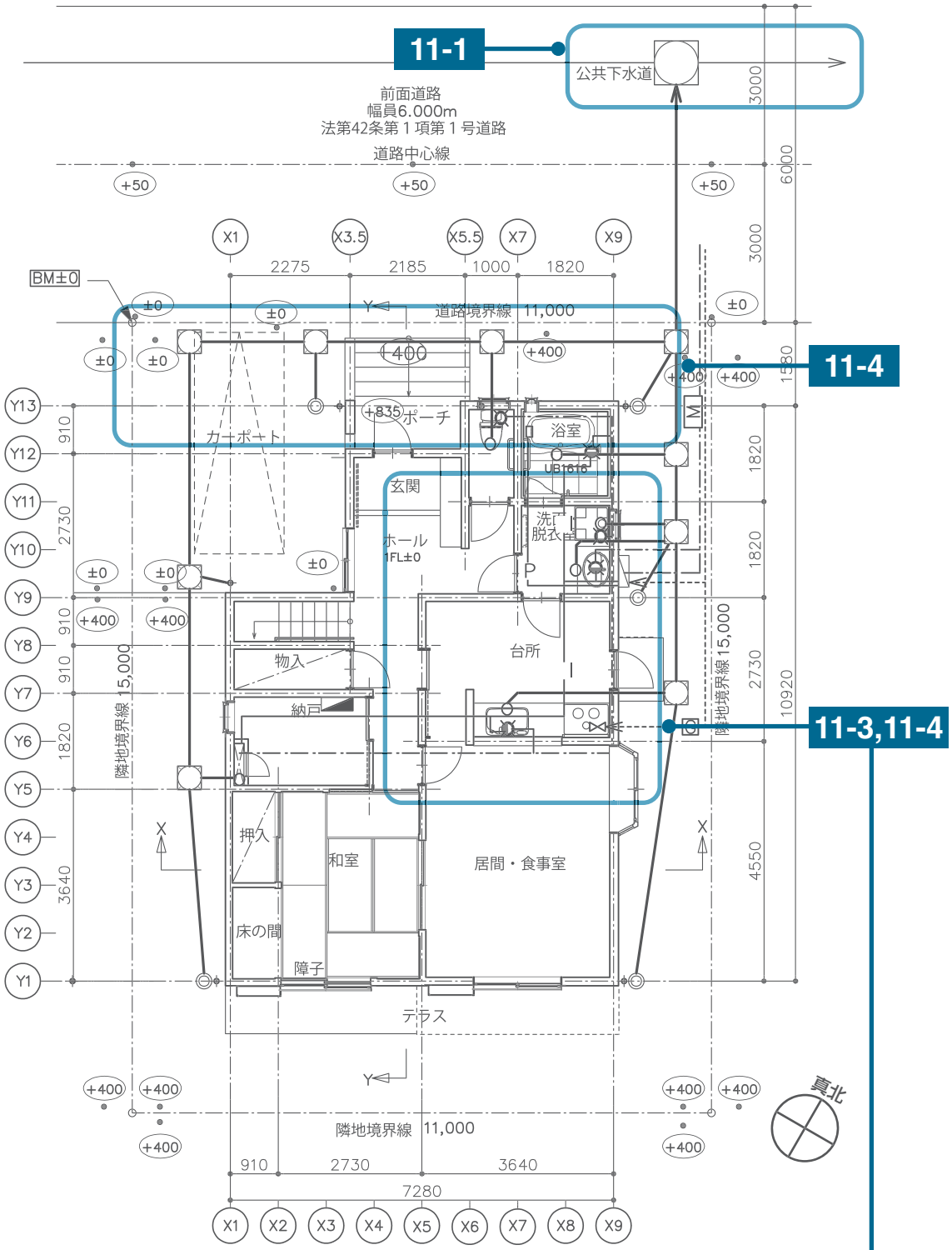

■凡例

M 引込み管　水道用塩化ビニル管	給湯器	排水桝
給水管　水道用塩化ビニル管20φ（防露GW厚20）	混合水栓（給湯・給水）	竪樋 60φ
給湯管　ステンレス鋼管　20φ（防露GW厚20）	水栓（給水）	雨水枡 200φ
P 給湯管　ペアチューブ銅管	排水	受電点（電圧：単相3線式200V）
排水管　硬質ポリ塩化ビニル管	追焚き	分電盤
G ガス管　○○ガス指定品		

経過措置対応版

②２階平面図

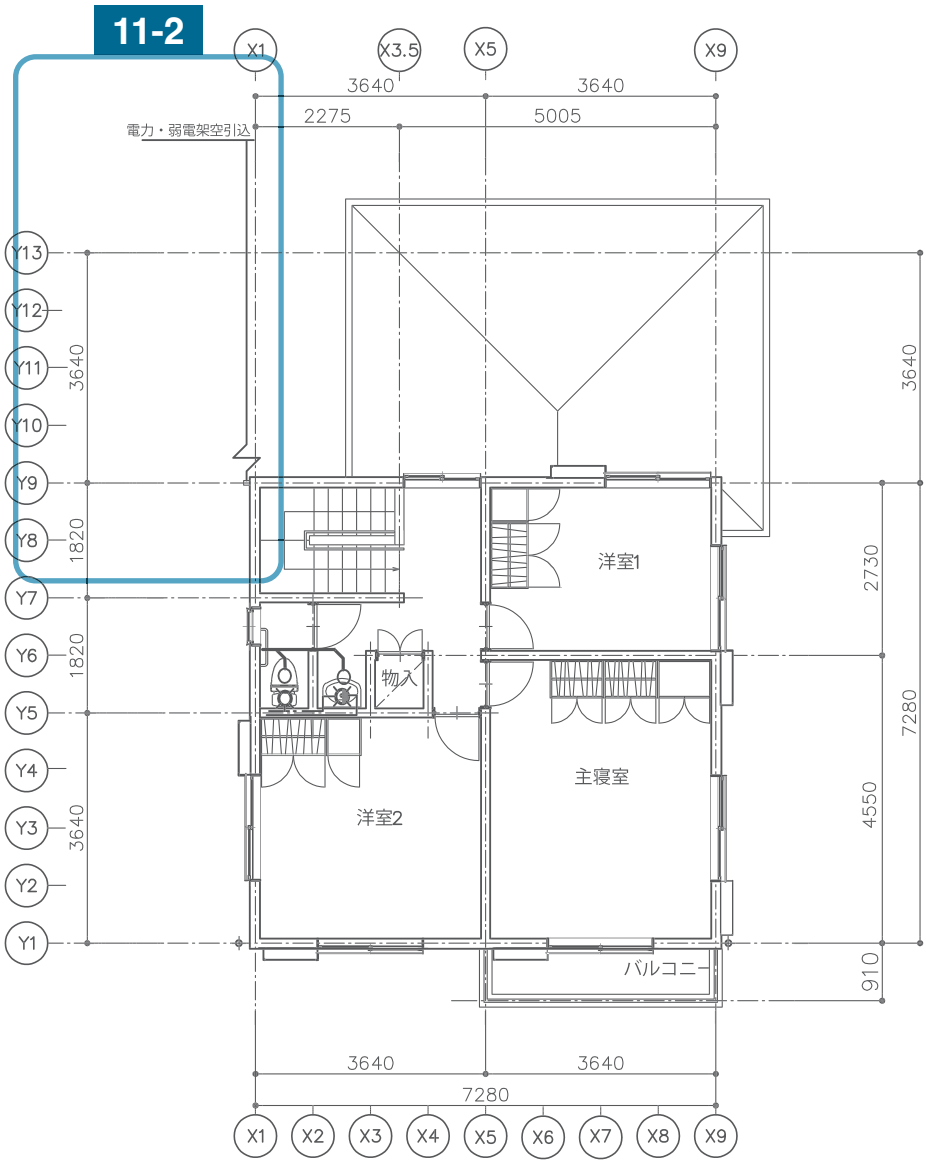

11-3, 11-5

■特記事項

＜共通＞

□上水道管理者及び下水道管理者と協議済み

＜給水設備＞

□有効な吐水口空間を確保すること

□給水管にはウォーターハンマー防止措置を行う

＜排水設備＞

□排水トラップの構造は、昭50年第1597号第2第3号の規定に適合すること

□通気管の構造は、昭50年第1597号第2第5号の規定に適合すること

□排水配管の構造は、令129条の2の4第3項に適合すること

(11)給排水衛生・電気設備図 チェックリスト

根拠条文	番号	明示すべき事項
配置図、平面図全般に関する基本事項（規則第1条の3第1項の表1）		□ 縮尺・方位
		□ 間取、各室の用途及び床面積
水洗便所（法第31条第1項）[配置図から転記]	11-1	□ 排水ますの位置
電気設備（法第32条）	11-2	□ 常用の電源の種類及び位置
給排水その他配管設備の設置等（法第36条、令第129条の2の4）	11-3	□ 配管設備の種類、配置及び構造
	11-4	□ 配管設備の末端の連結先
		□ 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置
		□ 給水管の止水弁の位置
	11-5	□ 排水トラップ、阻集器及び通気管の位置

(12) 換気・採光計算書

経過措置対応版

①採光計算書

■採光適合確認

室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	直上頂部から敷地境界 D	窓中心から直上頂部 H	採光補正係数 A D/H × 6 − 1.4 (算定式)		窓ガラスの面積 B	有効採光面積 E=A × B	居室面積 S	必要採光面積 F=S/7	採光判定 (E>F)
居間・食事室	AW1 2階軒先	引違い(南側) W1650/H2200	1.650	4.383	0.85 2階軒先	0.85	0.7 × 2.0 × 2=2.80	2.38	16.562	2.37	OK
	AW1 バルコニー	引違い(南側) W1650/H2200	1.450	1.500	4.39 バルコニー						
和室	AW2	引違い(南側) W1650/H2000	1.650	4.483	0.80	0.80	0.7 × 1.8 × 2 = 2.52	2.01	11.593	1.66	OK
主寝室	AW3	引違い(南側) W1650/H2000	1.650	0.875	9.91	3.00	0.7 × 0.9 × 2 = 1.26	3.78	16.562	2.37	OK
洋室1	AW4	引違い(北側) W1650/H1100	10.346	1.167	51.79	3.00	0.7 × 1.0 × 2 = 1.40	4.20	9.937	1.42	OK
洋室2	AW4	引違い(南側) W1650/H1100	1.650	1.167	7.08	3.00	0.7 × 1.0 × 2 = 1.40	4.20	13.249	1.89	OK

12-3　12-2　12-1

居間・食事室の窓 AW1 の直上にはバルコニーがありますので、バルコニーの頂部と 2 階軒先から敷地境界線までの水平距離（D) の両方について検討を行い、厳しい条件の方が採光補正係数（A) となります。
採光補正係数の最大は、3.0 ですので、「D/H × 6-1.4」の値が 3.0 を超えた場合は、3.0 が採光補正係数（A) となります。

②必要有効換気量を算出した際の計算書

■有効換気計算表

室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	窓ガラスの面積 B	居室面積 S	有効換気面積 C = B/2	必要換気面積 D = S/20	換気判定 C>D
居間・食事室	AW1	引違い(南側) W1650/H2200	0.7 × 2.0 × 2 = 2.80	16.562	1.40	0.83	OK
和室	AW2	引違い(南側) W1650/H2000	0.7 × 1.8 × 2 = 2.52	11.593	1.26	0.58	OK
主寝室	AW3	引違い(南側) W1650/H2000	0.7 × 1.8 × 2 = 2.52	16.562	1.26	0.83	OK
洋室1	AW4	引違い(北側) W1650/H1100	0.7 × 1.0 × 2 = 1.40	9.937	0.70	0.50	OK
洋室2	AW4	引違い(南側) W1650/H1100	0.7 × 1.0 × 2 = 1.40	13.249	0.70	0.66	OK

有効換気量 ＞必要有効換気量を確認

12-4

③有効換気量または有効換気換算量を算出した際の計算書

■居室毎の機械換気設備※換気経路ではない納戸、押入は対象外

室名	床面積 ㎡	平均天井高 h	気積 ㎥	必要有効換気量 (A) ㎥/h	換気種別	給気機による給気量 (A) ㎥/h	排気機による排気量 (B) ㎥/h	換気回数 n
1F 玄関	2.485	2.580	6.412		第3種換気設備給気口及び排気機		80	
1F ホール	5.300	2.400	12.720					
1F 廊下	4.304	2.400	10.330					
1F 階段	2.070	2.175	4.503					
1F 便所	1.820	2.400	4.368					
1F 台所	9.937	2.400	23.849					
1F 居間	16.562	2.400	39.749					
1F 和室・床の間	11.593	2.400	27.824					
2F 廊下	6.624	2.400	15.898		第3種換気設備給気口及び排気機		80	
2F 階段	4.140	2.400	9.936					
2F 便所	1.656	2.400	3.975					
2F 主寝室	16.562	2.400	39.749					
2F 洋室1	9.937	2.400	23.849					
2F 洋室2	13.249	2.400	31.798	254.960 × 0.5				
合計			254.960	127.480			160	0.63>0.5

12-6　12-5　12-6

(12)換　気・採光計算書　チェックリスト

根拠条文		番号		明示すべき事項
居室の採光 (法第 28 条第 1 項及び第 4 項)		12-1	□	居室の採光（法第２８条第１項）に規定する開口部の位置及び面積
	[配置図から転記]	12-2	□	居室の床面積
		12-3	□	開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法

(12)換　気・採光計算書　チェックリスト

根拠条文	番号		明示すべき事項
必要有効換気量の算出 (法第 28 条第 2 項から第 4 項)	12-4	□	必要有効換気量及びその算出方法

(12)換　気・採光計算書　チェックリスト

根拠条文	番号		明示すべき事項
換気回数の検討 (シックハウス等対策) (法第 28 条の 2、令第 20 条の 7、8)	12-5	□	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法
	12-6	□	換気回数及び必要有効換気量

第２章　確認申請図書の作成例

3. 確認申請図書（参考）

経過措置対応版

■付近見取図　S=1/5000

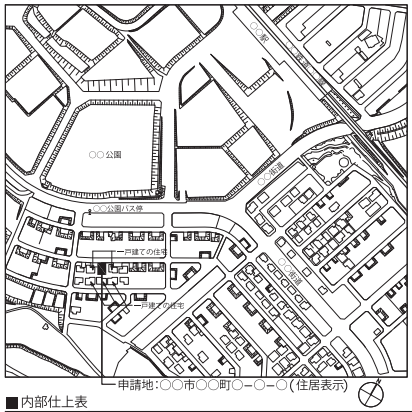

■計画概要

工事名称		○○邸新築工事	
建築主	住所		東京都○○市○○町○－○－○
	氏名		住宅　太郎
敷地概要	地名地番		東京都○○市○○町△－△
	住居表示		東京都○○市○○町○－○－○
	敷地面積		165.00㎡
	都市計画区域		市街化区域
	用途地域		第1種低層住居専用地域
	防火地域		指定なし（法22条区域）
	指定建蔽率		50％
	指定容積率		100％
	高さ制限		10m
	高度地区		－
	日影規制		4時間, 2.5時間, 1.5m
	道路		前面道路幅員6.000m、接道長さ11.000m
	土砂災害特別警戒区域		－
建築概要	建物用途		一戸建ての住宅
	工事の種別		新築工事
	構造		木造
	階数		2階建て
	地盤面		BM+0.336m
	最高高さ		8.114m
	軒高さ		6.404m
	建築面積		71.21㎡
	床面積	1階床面積	69.22㎡
		2階床面積	52.99㎡
		延床面積	122.21㎡

■内部仕上表

階	室名	床 仕上 / 下地	床 記号	床 厚	巾木 仕上	巾木 H	巾木 厚	壁 仕上 / 下地	壁 記号	壁 厚	回縁	天井 仕上 / 下地	天井 記号	天井 厚	備考
1階	玄関	磁器質施釉タイル150角		9	磁器質施釉タイル150角	150	9	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		手すり下地
		モルタル		30				せっこうボード	W5	12.5		せっこうボード	C4	9.5	
	ホール・廊下	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		
		構造用合板	F6	24				せっこうボード	W5	12.5		せっこうボード	C4	9.5	
	物入	合板１類	F5	15	雑巾摺			合板１類	W4	9.5	木製回縁	合板１類	C3	9.5	
		構造用合板	F6	24											
	納戸	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		点検口（天井）
		構造用合板	F6	24				せっこうボード	W5	12.5		せっこうボード	C4	9.5	ブラインド
	和室（特定寝室）	本畳敷き	F2	30	置寄			じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧せっこうボード	C2	9.5	障子
		構造用合板	F6	9				ラスボード	W6	7.5					床：カラマツ緑甲板（7）15
	押入	合板１類	F5	15	雑巾摺			合板１類	W4	12.5	木製回縁	合板１類	C3	9.5	
		構造用合板	F6	24											
	台所	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		レンジフード、掃除口（トラップ）
		構造用合板	F6	24				せっこうボード	W5	12.5		せっこうボード	C4	9.5	ビニールクロス貼（準不燃材料）
	居間・食事室	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼/杉板貼	W1/W3	－/8	木製回縁	ビニールクロス貼	C1		カーテン
		構造用合板	F6	24				せっこうボード/—	W5/—	12.5/—		せっこうボード	C4	9.5	
	洗面・脱衣室	塩化ビニール製床材	F3	2.3	ビニル製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		塩化製回縁	ビニールクロス貼	C1		換気扇、掃除口（トラップ）
		構造用合板	F6	24				せっこうボード	W5	12.5		せっこうボード	C4	9.5	点検口（床）ブラインド、手すり下地
	便所	塩化ビニール製床材	F3	2.3	ビニル製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		塩化製回縁	ビニールクロス貼	C1		手すり、換気扇
		構造用合板	F6	24				せっこうボード	W5	12.5		せっこうボード	C4	9.5	
	浴室														ユニットバス1616 バリアフリー仕様
															手すり、換気扇、掃除口（トラップ）
2階	階段	集成材段板	F4	30				ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		手すり
								せっこうボード	W5	12.5		せっこうボード	C4	9.5	
	廊下	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		
		構造用合板	F6	24				せっこうボード	W5	12.5		せっこうボード	C4	9.5	
	物入	合板１類	F5	15	雑巾摺			合板１類	W4	9.5	木製回縁	合板１類	C3	9.5	
		構造用合板	F6	24											
	洋室1.2	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		カーテン
		構造用合板	F6	24				せっこうボード	W5	12.5		せっこうボード	C4	9.5	
	主寝室	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1		カーテン
		構造用合板	F6	24				せっこうボード	W5	12.5		せっこうボード	C4	9.5	
	便所	塩化ビニール製床材	F3	2.3	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		塩化製回縁	ビニールクロス貼	C1		手すり、換気扇
		構造用合板	F6	24				せっこうボード	W5	12.5		せっこうボード	C4	9.5	ブラインド

■外部仕上表

部　位	下地・仕上	備考
基礎	鉄筋コンクリート造ベタ基礎	
床下換気口	ねこ土台（有効面積200cm2/m、高さ20mm）	防虫網
外壁	窯業系サイディングボード18mm(通気構法)	防火時間30分（認定番号：PC030BE－○○○○）
軒裏	繊維混入ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板厚11mm	防火時間30分（認定番号：QF030RS－○○○○）
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシ	防火時間20分（認定番号：EB－○○○○△△△△,□□□□,●●●●）
	複層ガラス A1(網入厚6.8含)	防火設備
屋根	野地板：構造用合板　特類 厚12mm	
	改質アスファルトルーフィング	
	粘土瓦	

■仕様表

単位　：特記なき限り(mm)

住宅の名称	○○棟邸（東京都○○市○○町○-○-○）
仕様が複数ある場合、必要最小限の仕様のもの、又は仕様の範囲を以下に記載	

項目	小項目	仕様		備考
建築材料（法第37条）	基礎コンクリート	JIS	設計基準強度Fc：24N/mm²以上 スランプ:18cm以下	
	基礎鉄筋	JIS	SD295	
令第2章第2節（居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法）	居室の床の高さ及び防湿方法（令第22条）	床の高さ	640（直下の地面（BM＋400）から）	
		防湿方法	ねこ土台（有効換気面積75cm²/m）	
令第3章第2節（構造部材等）	構造耐力の耐久（令第37条）	構造耐力上主要な部分	腐食、腐朽、摩損のおそれのあるものに腐食等防止の措置	
	基礎（令第38条）	支持地盤の種別及び位置	砂質地盤（GL-0.5m）	
		基礎の種類	べた基礎	
		基礎の底部の位置	地盤面からの深さ：GL-100、根入れ：GL-300	
		基礎の底部に作用する荷重の数値・算出方法	地盤の許容応力度　30kN/㎡	
		水べい及び第水面の位置	対象外（水べい無し）	
		鉄筋	主筋：D13、立上り・底盤・開口補強筋：D10	フック有
	地盤調査（令第38条）	地盤調査	SWS試験	SWS試験結果に基づく地盤調査報告書
		地盤改良	該当なし	
	屋根ふき材等（令第39条）	屋根ふき材の固定方法	平部：金敷固定、棟部：ねじ固定、軒・けらば：ねじ3本固定	
		屋外に面する部分のタイル等の緊結方法	該当なし	
		太陽光システム等を設置した際の防錆処理	該当なし	
令第3章第3節（木構造）	木材（令第41条）	木材の規格（JAS）または等級	構架材、柱材、筋かい等、その他：無等級材 耐力上の欠点のないこと	
	土台及び基礎（令第42条）	柱脚の固定方法	土台120×120（ヒノキ、無等級材）を設ける	
		土台の固定方法	アンカーボルト(M12)＋座金(厚)4.5×40角×14φにより緊結、柱から200以内に設置（設置間隔：2700以内）	Zマーク表示金物又は同等認定品
	柱の小径（令第43条）	構架材間距離	1階　小径120、構架材相互間の垂直距離の最大:2844　柱の小径と構架材間内法寸法の比率:1/23.7 2階　小径120、構架材相互間の垂直距離の最大:2730　柱の小径と構架材間内法寸法の比率:1/22.8	
		柱断面の欠き取り(1/3以上)の有無	1/3以上欠き取る場合は適切に補強	
		2階建てのすみ柱	通し柱、又は同等の補強(N値計算による)	
		有効細長比(最大値)	1階　座屈長さ:2844、断面最小二次率半径:34.64 柱の有効細長比=82.1<150 2階　座屈長さ:2730、断面最小二次率半径:34.64 柱の有効細長比=78.9<150	座屈長さ＝構架材相互間内法
	はり等の構架材（令第44条）	中央部付近の下側に耐力上支障のある欠き込み	欠込み：無し	
	筋かい（令第45条）	筋かいの断面	45×90	
		筋かいの欠き込み	原則欠き込み無し （必要な場合）左すき部補強：両面から短冊金物(S)当て六角ボルト(M12)締め、スクリューくぎ(ZS50)打ち	Zマーク表示金物又は同等認定品
	構造耐力上必要な軸組（令第46条）	第1項	主要な梁せい：スギ(120×120～240)	
		第3項　床組・小屋ばり組の火打、構造用合板等、振れ止め	床組：構造用合板(厚)24 小屋ばり組：火打ちばり(木製)、振れ止め：設置 火打土台：スギ(45×90)ユニットバス、土間床部分は除く	
		第4項　壁量基準（耐震・耐風）	筋かい(45×90シングル、ダブル)、配置は壁量平面図による	
	継手・仕口（令第47条）	筋かい端部	緊結方法：筋かいプレート(BP2等)	Zマーク表示金物又は同等認定品
		耐力壁両側柱頭・柱脚	N値計算による	N値計算書
		その他の柱頭・柱脚	かど金物(CP-L)等	Zマーク表示金物又は同等認定品
		小屋組の接合方法	耐風性向上のための接合部仕様 たる么子-軒桁:羽金ひねり金物ST-15 たる么子-もや接合:鉄丸ぐぎ2-N75　2本斜め打ち 小屋束-小屋ばり・小屋束-もや接合:かすがいC120両面打ち	平12建告第1460号 基準風速:34m/s、 樹種:J3(スギ) Zマーク表示金物又は同等認定品
	防腐措置等（令第49条）	鉄鋼モルタル下地等の防水措置	該当なし	
		構造耐力上主要な部分の柱、筋かい、土台	地面から1mの範囲で防腐・防蟻処理	
令第3章第4節の2（補強コンクリートブロック造）	塀（令第62条の8）	構造方法	控え壁なし	塀の高さ＝1200
		材料の種別	建築用コンクリートブロックA種	
		壁の厚さ	150	
		補強筋	壁内部　縦横に80cm間隔にD10配置 構筋:壁頂・基礎補強筋、縦筋:壁端部、隅角部　D10	
		補強筋端部	端部はかぎ状に折り曲げ、交差する鉄筋にかぎ掛け	
防火構造延焼のおそれのある部分	屋根（法第22条）	仕上	粘土瓦(防災瓦)	瓦:不燃材料
		野地板	構造用合板特類(厚)12 鉄丸くぎN38　150ピッチでたるきに固定	
		防水紙	改質アスファルトルーフィング940(22kg)	
	外壁（法第23条）	仕上	窯業系サイディング(厚)18　通気構造	準防火材料（認定番号XX）
	軒裏（令第108条）	仕上	繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚)11.5　EP	
居室の内装	内装材（令第20条の7）	内装材(複合フローリング、集成材、ビニルクロス、化粧石こうボード、ふすま紙、内装・収納ドア、洗面化粧台、キッチンセット、技術箱)	全てF☆☆☆☆	全ての居室
居室の換気	換気設備（令第20条の8）	機械換気設備の構造	第3種機械換気設備　80㎥/h　×2基(1, 2階便所に設置)、各居室に給気口設置 台所はレンジフードによる(換気量〇〇㎥/h)	内装ドアにはアンダーカットH=10、または換気ガラリ設置
		天井裏等（合板、構造用合板、収納内部、石こうボード）	全てF☆☆☆☆	全ての天井裏等
給排水衛生設備	建築設備の構造強度（令第129条の2の3）	昇降機以外の建築設備の構造方法	建築物に設ける昇降機以外の建築設備の安全設置に関する平12建告第1388号および同左第5改正(平24国交告第1447号)の構造方法に従い設置	平25国住指第4725号(給湯設備の転倒防止に係る技術基準の改正　技術的助言)
	給水・排水その他の配管設備（令第129条の2の4）	給水・給湯管材料	引込：ステンレス管 敷地内:耐衝撃硬質塩化ビニル管 住戸内:架橋ポリエチレン管	
		排水管材料	排水桝：コンクリート製桝、硬質塩化ビニル製桝 排水管:硬質塩化ビニル製排水管 地中埋設管:防食テープにて処理 排水勾配:1/100以上 管径は、上下水道局の基準による	
		水栓	吐水口空間を有効に確保する	
特定行政庁が条例、規則で定める規定	法第40条		-	
	法第41条		-	

一級建築士事務所　○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築　次郎	工事名称	○○邸新築工事	日付
	図面名称	計画概要・付近見取図・内部仕上表・外部仕上表・仕様表	縮尺 1/5000
	図番	01	

■敷地面積求積図 S=1/300

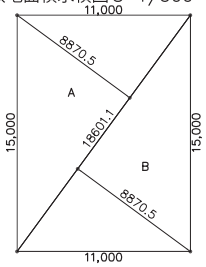

■敷地面積表

符号	底辺	高さ	倍面積
A	18.6011	8.8705	165.0010
B	18.6011	8.8705	165.0010
		倍面積合計	330.0021
		合計面積	165.0010
		地積	165.00 m2

■配置図 S=1/100

■1階床面積及び
建築面積求積図 S=1/300

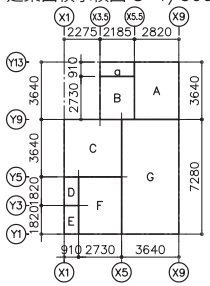

■床面積表

	縦	横	面積
a	0.91	2.185	1.98835
A	3.64	2.82	10.2648
B	2.73	2.185	5.96505
C	3.64	3.64	13.2496
D	1.82	0.91	1.6562
E	1.82	0.91	1.6562
F	3.64	2.73	9.9372
G	7.28	3.64	26.4992
H	3.64	3.64	13.2496
I	3.64	3.64	13.2496
J	4.55	3.64	16.562
K	2.73	3.64	9.9372
1階床面積		A+B+C+D+E+F+G=	69.228 m2
		=	69.22 m2
2階床面積		H+I+J+K=	52.998 m2
		=	52.99 m2
延床面積 ≠容積対象面積）			
		1階床面積+2階床面積=	122.21 m2
		容積率 74.07% ＜ 100%（∴OK）	
建築面積		a+A+B+C+D+E+F+G=	71.216 m2
			71.21 m2
		建蔽率 43.16% ＜ 50%（∴OK）	

■各位置高さ

	道路中心高からの高さ	地盤面からの高さ
樋先 i	3.610 m	3.324m
樋先 ii	6.472 m	6.186m
寄棟頂部	8.400 m	8.114m

■斜線検討

斜線検討 I
道路斜線距離 =7.465
道路斜線の高さ =7.465 ×1.25
=9.331
軒先 i 高さ =3.610 ∴OK

斜線検討 II
北側斜線距離 =2.007
北側斜線の高さ =5.000+2.007 ×1.25
=7.508
軒先 ii 高さ =6.186 ∴OK

■2階床面積求積図 S=1/300

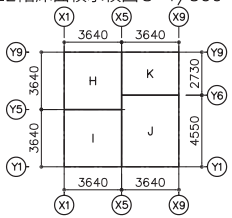

■地盤面算定表 S=1/300

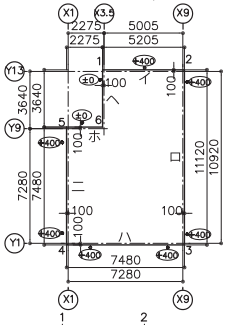

■地盤面算定表

	長さ m	高さ m	面積 m2
イ	5.205	0.4	2.082
ロ	11.12	0.4	4.448
ハ	7.48	0.4	2.992
ニ	7.48	0.4	2.992
ホ	2.275	0	0
ヘ	3.64	0	0
合計	37.20		12.514
地盤面	= 12.51m2/37.20m		=0.33639m
			=BM+336mm

■凡例

排水桝

地盤面=BM+336

±0 BMからの高さを示す

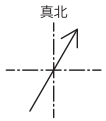

真北方向と隣地境界線との
角度振れは30°

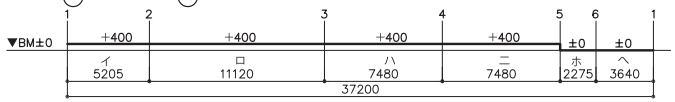

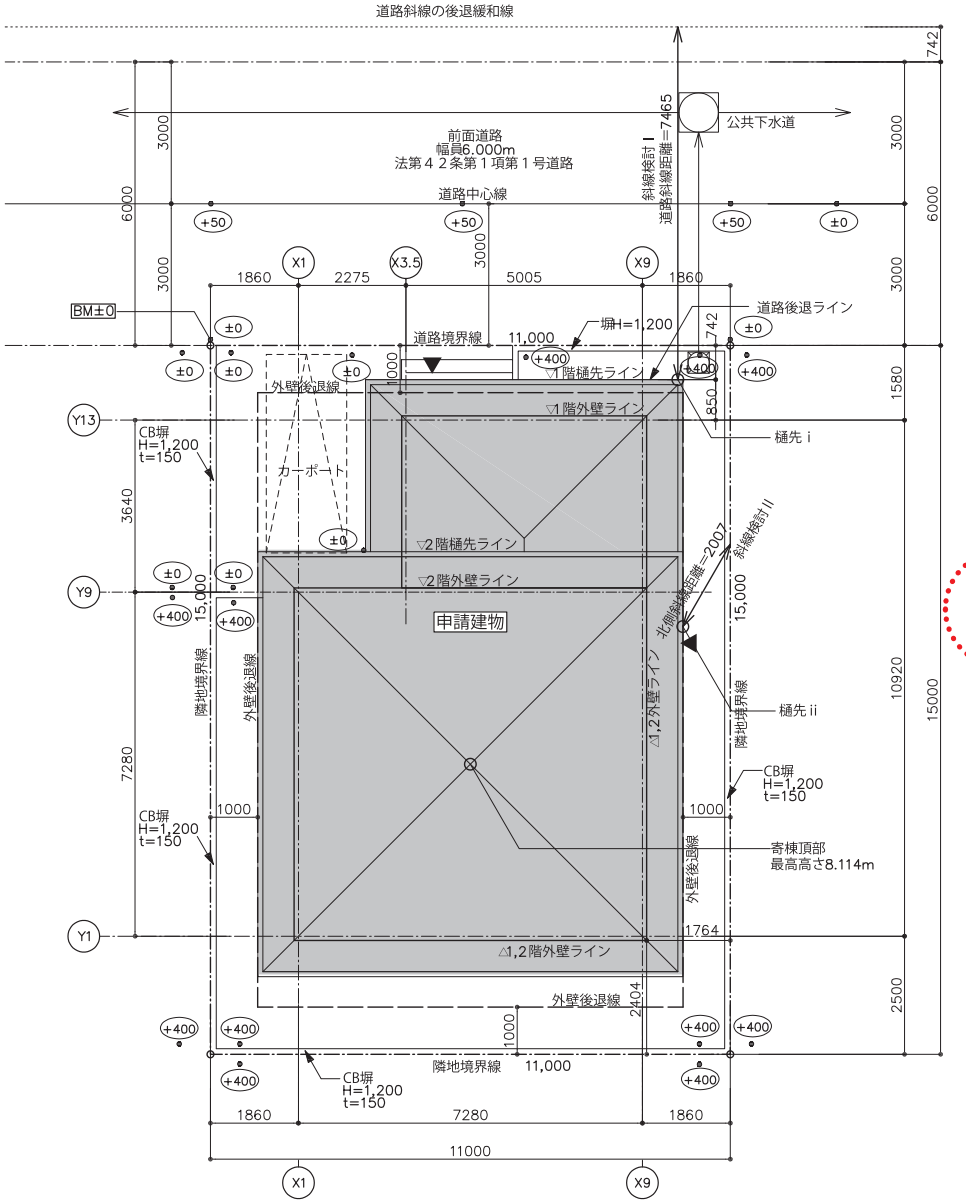

経過措置
対応版

一級建築士事務所	○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築 次郎	工事名称 ○○邸新築工事	日付
		図面名称 求積図・地盤面算定表・配置図	縮尺 1/100 / 図番 02

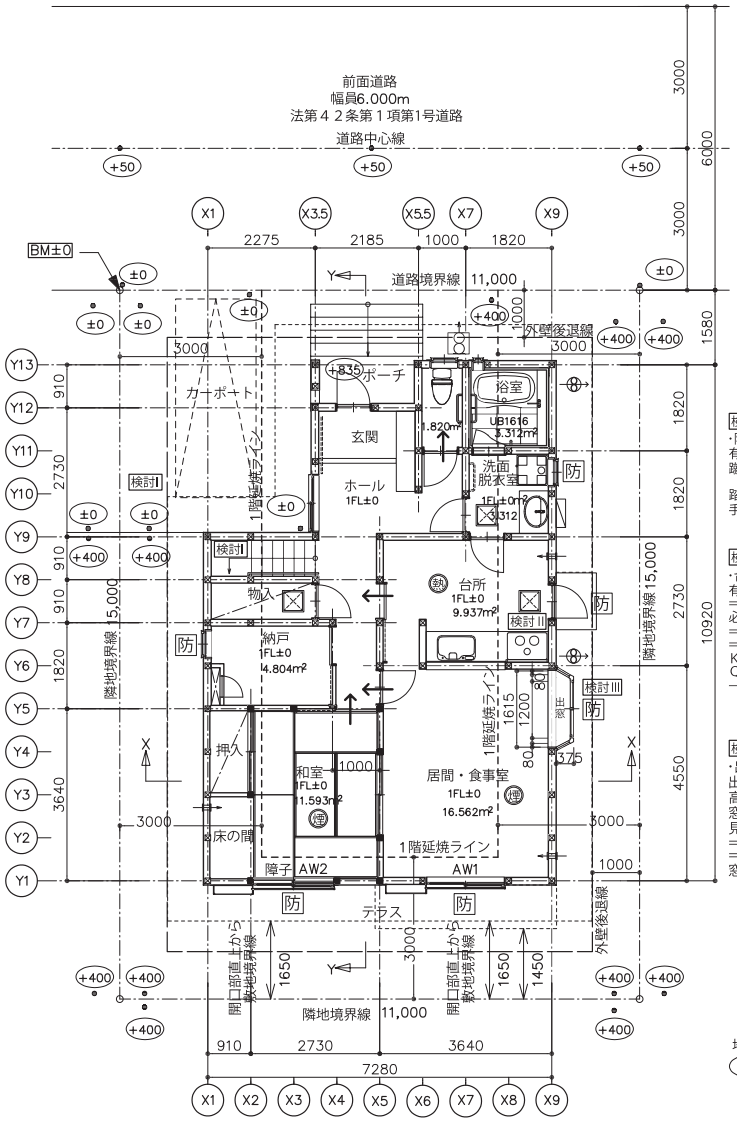

■1階平面図 S=1/100

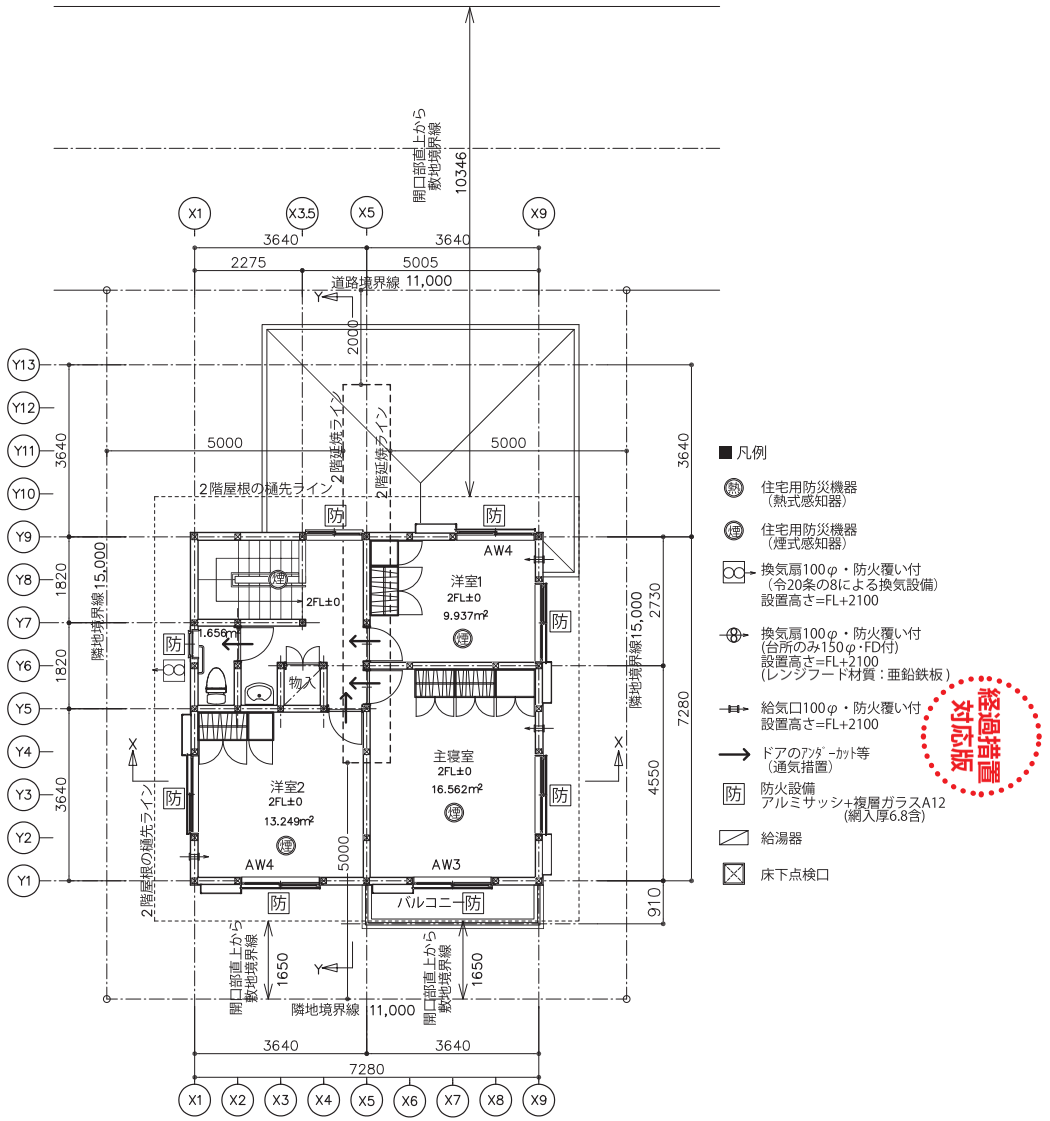

■2階平面図 S=1/100

一級建築士事務所	○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築 次郎	工事名称	○○邸新築工事	日付
		図面名称	平面図	縮尺 1/100	図番 03

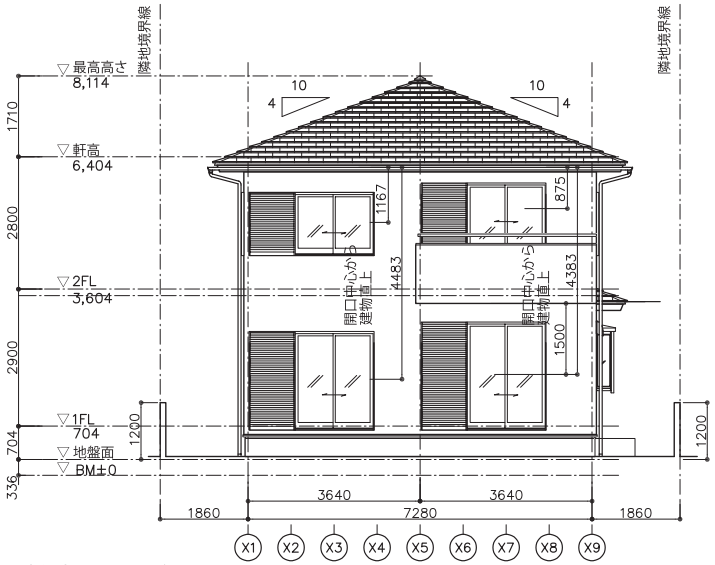

■南側立面図 S=1/100

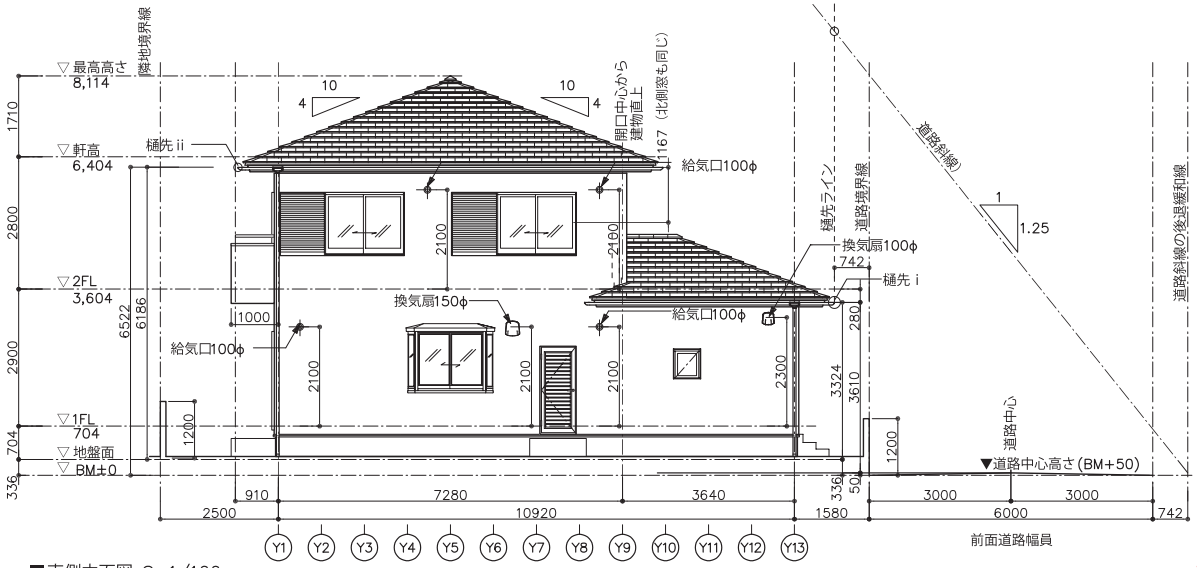

■東側立面図 S=1/100

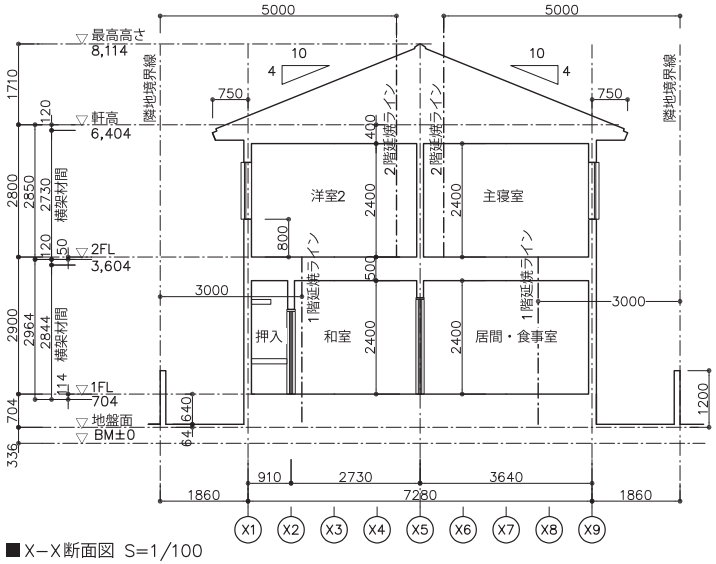

■X−X断面図 S=1/100

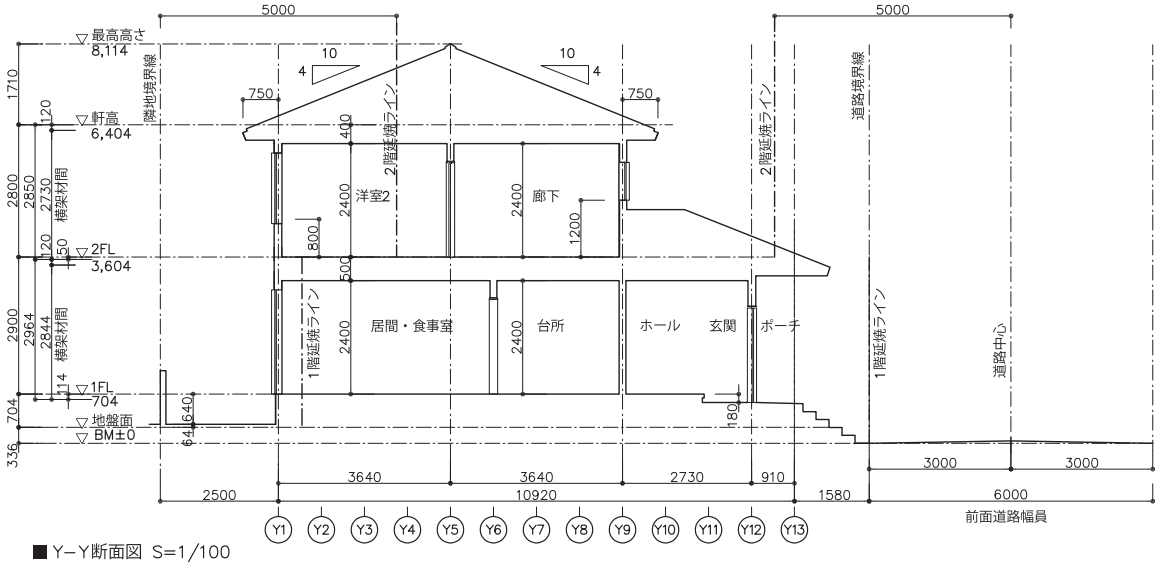

■Y−Y断面図 S=1/100

経過措置対応版

一級建築士事務所 ○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築 次郎	工事名称 ○○邸新築工事		日付
	図面名称 立面図・断面図	縮尺 1/100	図番 04

■耐火構造等の構造詳細図（屋根）　S=1/10

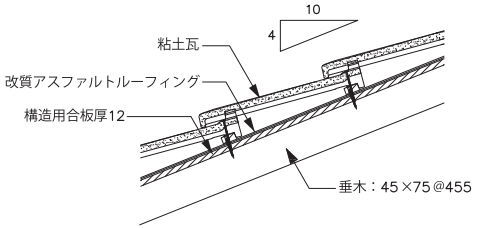

■基礎の仕様　S=1/20

基礎形式	べた基礎

(単位:mm)

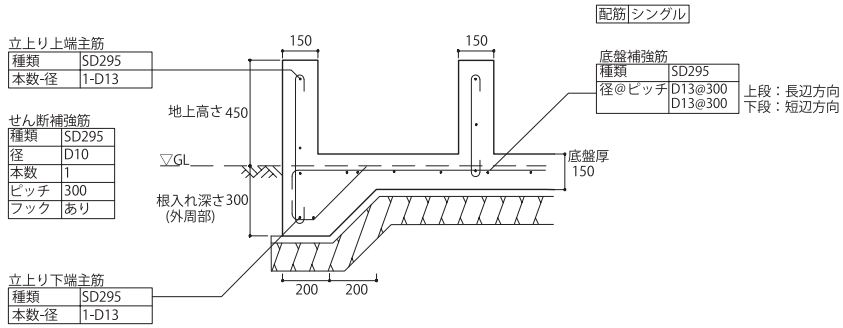

■耐火構造等の構造詳細図（外壁）　S=1/10

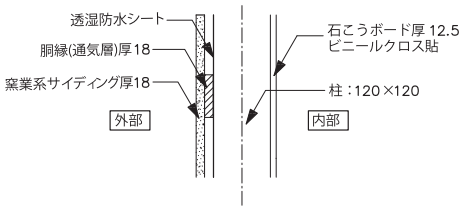

■人通口廻りの開口部補強　S=1/20

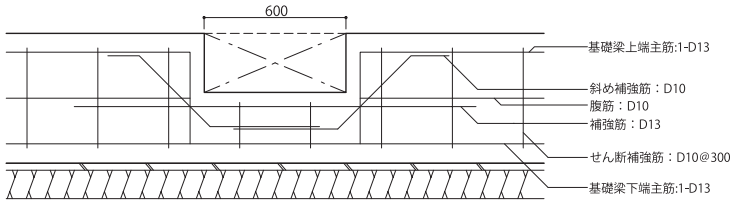

経過措置対応版

一級建築士事務所 ○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築　次郎	工事名称 ○○邸新築工事		日付
	図面名称 構造詳細図(1)	縮尺 1/10,1/20	図番 05

○軸組の構造方法

構造用面材との取合い

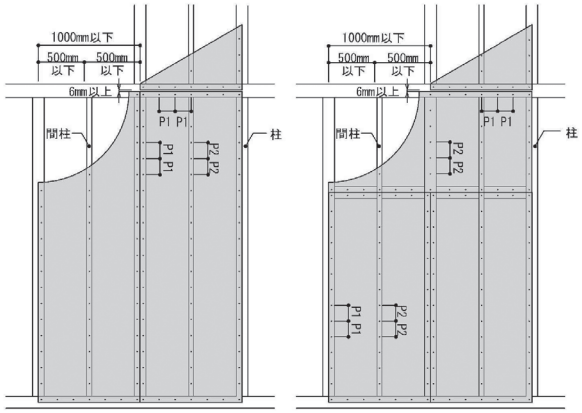

構造用面材の隅部の取合い

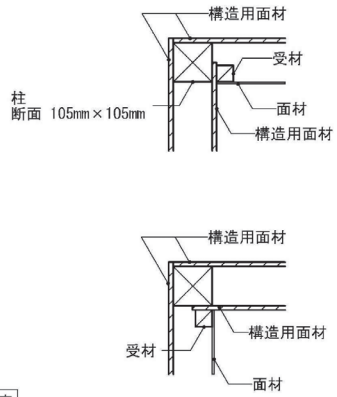

構造用面材の種類	厚み(mm)	くぎの種類	外周部くぎ間隔P1	内部くぎ間隔P2	壁倍率
構造用合板	9	N50	150mm以下	150mm以下	2.5

筋交いとの取合い

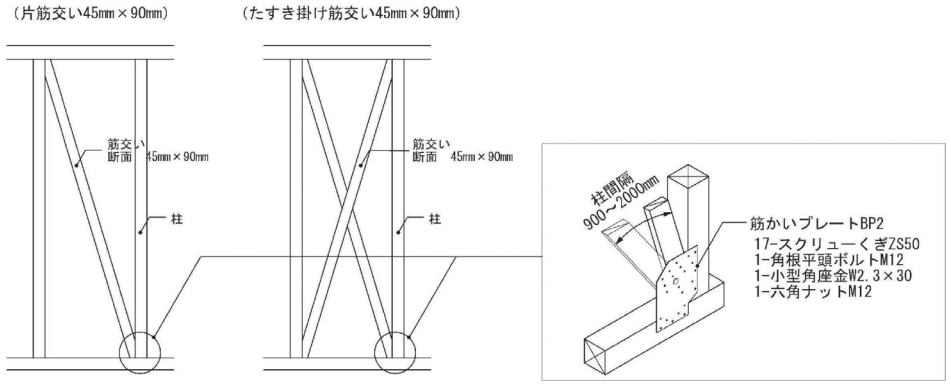

一級建築士事務所 ○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築 次郎	工事名称 ○○邸新築工事		日付
	図面名称 構造詳細図(2)	縮尺 —	図番 06

経過措置対応版

■継手及び仕口の構造方法

	(い) 短ほぞ差し	(い) かすがい打ち	(ろ) 長ほぞ差し込み栓打ち	(ろ) かど金物CP・L	(は) かど金物CP・T	(は) 山形プレートVP2
柱頭	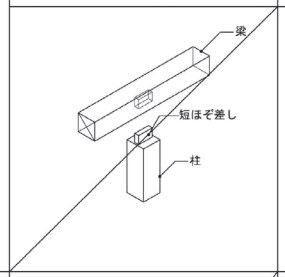	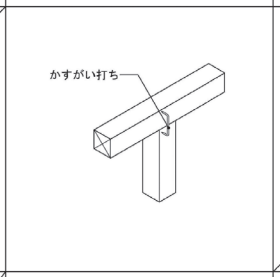	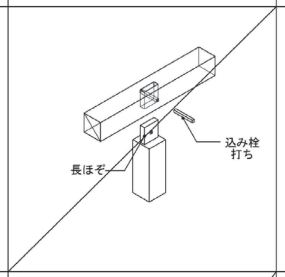	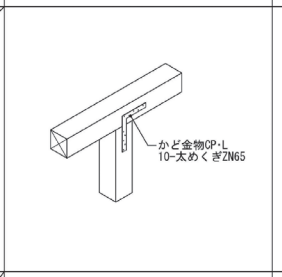	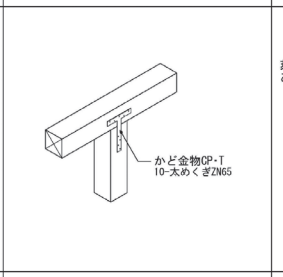	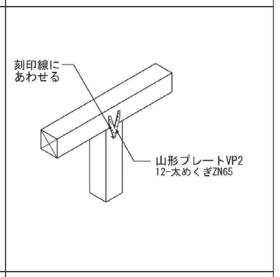
上下階	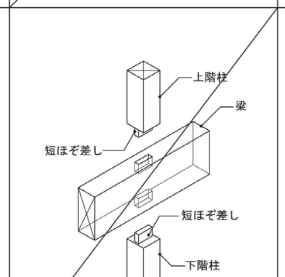	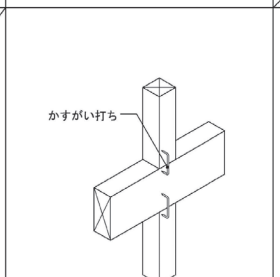	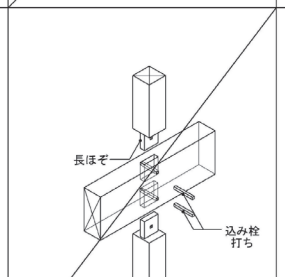	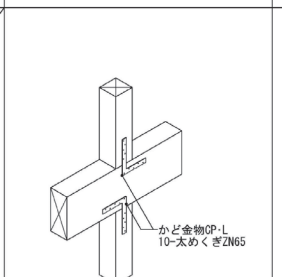	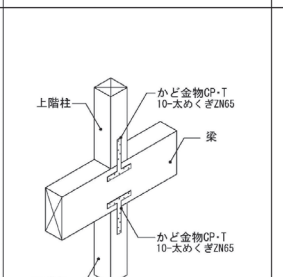	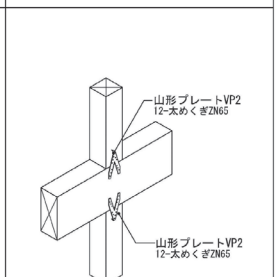
柱脚	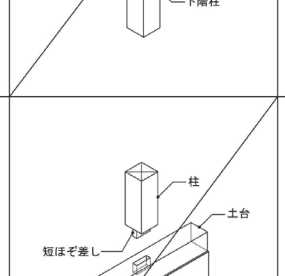	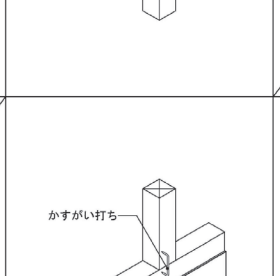	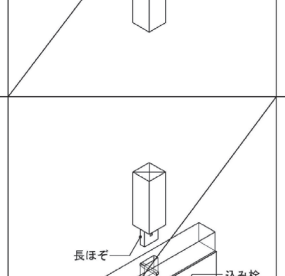	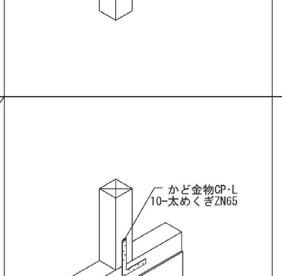	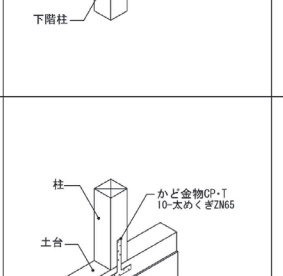	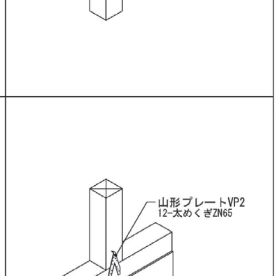

経過措置対応版

一級建築士事務所 ○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築 次郎	工事名称 ○○邸新築工事		日付
	図面名称 構造詳細図(3)	縮尺 —	図番 07

■継手及び仕口の構造方法

	(に) 羽子板ボルトSB･F2(E2)、羽子板パイプSP･E2		(に) 短ざく金物S(スクリューくぎなし)	(ほ) 羽子板ボルトSB･F(E)、羽子板パイプSP･E		(ほ) 短ざく金物S(スクリューくぎあり)
柱頭	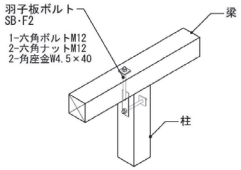 ※羽子板ボルトSB・E2でも可	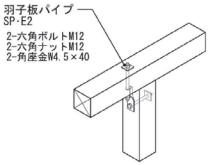		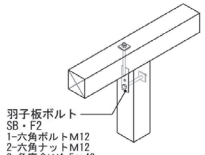	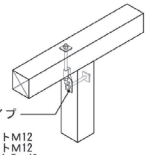	
上下階	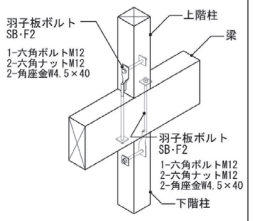	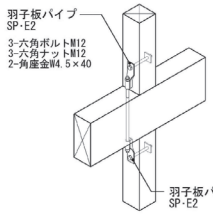	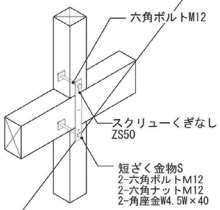	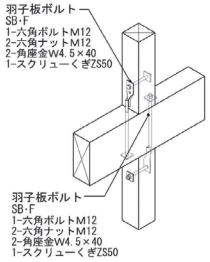	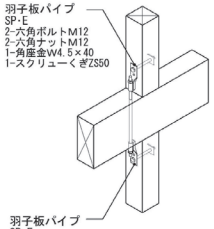	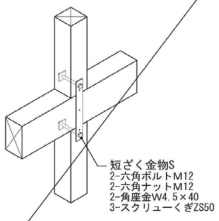
柱脚	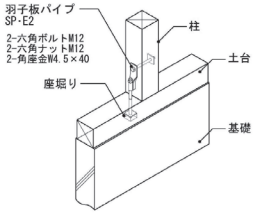			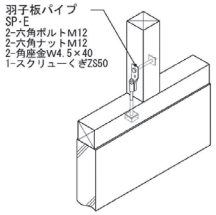		

一級建築士事務所 ○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築 次郎	工事名称 ○○邸新築工事		日付
	図面名称 構造詳細図(4)	縮尺 —	図番 08

経過措置対応版

■継手及び仕口の構造方法

	(へ) 引き寄せ金物S-HD10	(と) 引き寄せ金物S-HD15	(ち) 引き寄せ金物S-HD20	(り) 引き寄せ金物S-HD25	(ぬ) 引き寄せ金物S-HD15×2
柱頭	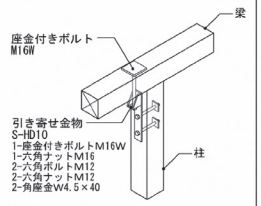	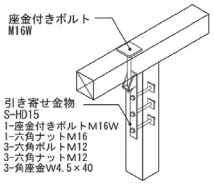	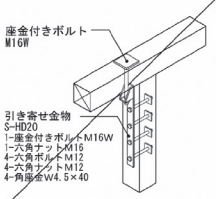	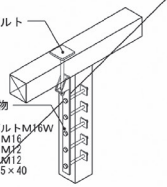	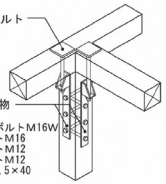
上下階	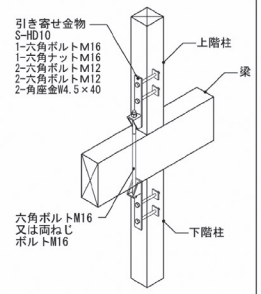	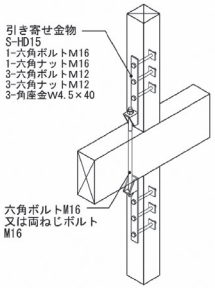	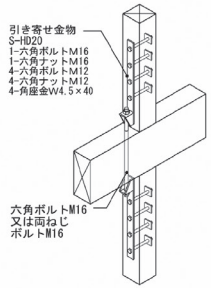	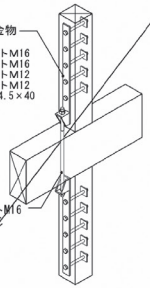	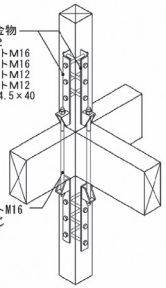
柱脚	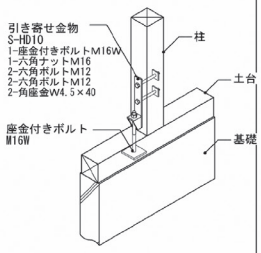	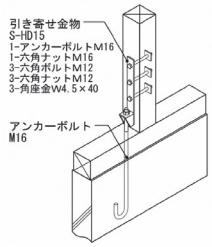	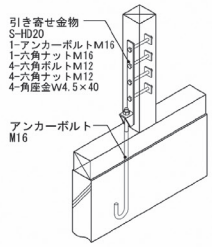	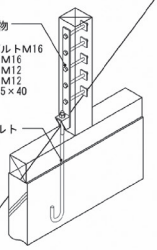	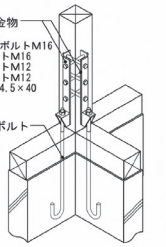

柱と土台の仕口

(長ほぞ差し＋込み栓打ち)

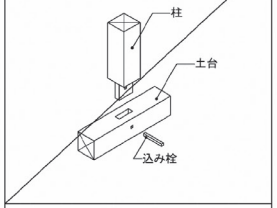

はりの仕口

(大入れあり掛け)

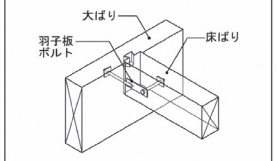

小屋ばりと軒げたとの仕口及び取合い

(大入れあり掛け)

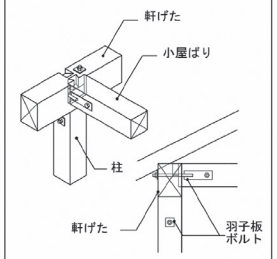

軒げたとたる木の仕口

(ひねり金物)

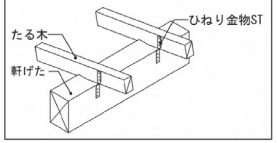

経過措置対応版

一級建築士事務所 ○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築 次郎	工事名称 ○○邸新築工事		日付	
	図面名称 構造詳細図(5)	縮尺 —	図番 09	

■1階床面積根拠図

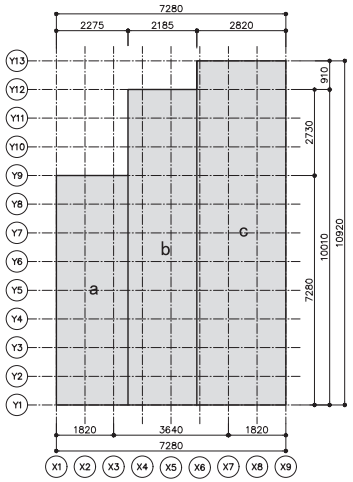

■2階床面積根拠図

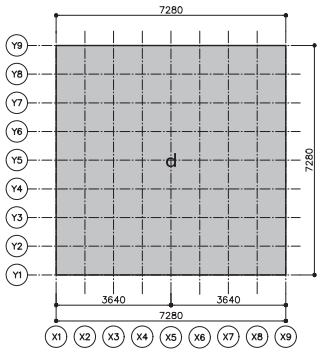

■X軸方向見付面積根拠図

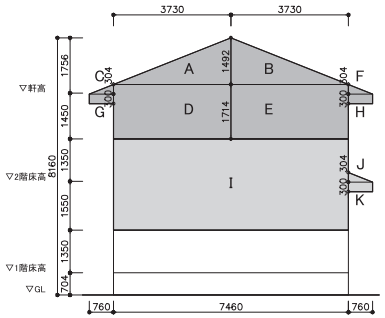

■Y軸方向見付面積根拠図

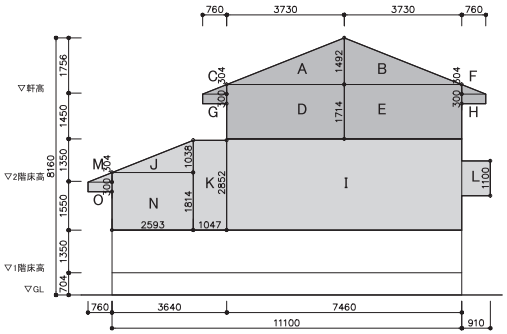

■1階床面積計算表

区画	縦(m)	横(m)	床面積(㎡)	備考
a	7.280	2.275	16.5620000	
b	10.010	2.185	21.8718500	
c	10.920	2.820	30.7944000	

■2階床面積計算表

区画	縦(m)	横(m)	床面積(㎡)	備考
d	7.280	7.280	52.9984000	

■壁量判定用床面積

階	部位	計算式	壁量判定用床面積(㎡)
2階	床	d	53.00
	合計	(2階床)	53.00
1階	床	a+b+c	69.23
	合計	(1階床)	69.23

■X方向見付面積計算表

区画	計算式	面積(㎡)
A	3.730 × 1.492 ÷ 2	2.7825800
B	3.730 × 1.492 ÷ 2	2.7825800
C	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
D	3.730 × 1.714	6.3932200
E	3.730 × 1.714	6.3932200
F	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
G	0.760 × 0.300	0.2280000
H	0.760 × 0.300	0.2280000
I	7.460 × 2.900	21.6340000
J	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
K	0.760 × 0.300	0.2280000

■Y方向見付面積計算表

区画	計算式	面積(㎡)
A	3.730 × 1.492 ÷ 2	2.7825800
B	3.730 × 1.492 ÷ 2	2.7825800
C	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
D	3.730 × 1.714	6.3932200
E	3.730 × 1.714	6.3932200
F	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
G	0.760 × 0.300	0.2280000
H	0.760 × 0.300	0.2280000
I	7.460 × 2.900	21.6340000
J	2.593 × 1.038 ÷ 2	1.3457670
K	1.047 × 2.852	2.9860440
L	0.910 × 1.100	1.0010000
M	0.760 × 0.304 ÷ 2	0.1155200
N	2.593 × 1.814	4.7037020
O	0.760 × 0.300	0.2280000

経過措置対応版

■X軸方向見付面積計算結果→Y方向必要壁量の根拠

階	計算式	見付面積(㎡)
2階	2階A+B+C+D+E+F+G+H	19.04
1階	1階A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K	41.02

■Y軸方向見付面積計算結果→X方向必要壁量の根拠

階	計算式	見付面積(㎡)
2階	2階A+B+C+D+E+F+G+H	19.04
1階	1階A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O	51.05

一級建築士事務所	〇〇〇〇建築設計事務所 一級建築士事務所〇〇知事登録〇〇〇〇号 一級建築士〇〇〇〇大臣登録第〇〇〇〇号 建築 次郎	工事名称 ○○邸新築工事	日付
		図面名称 床面積・見付面積計算表	縮尺 — / 図番 10

■1階壁量平面図

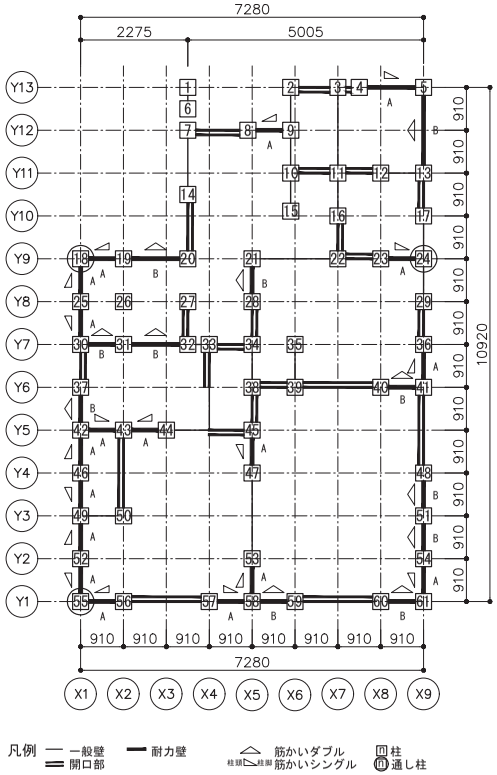

■2階壁量平面図

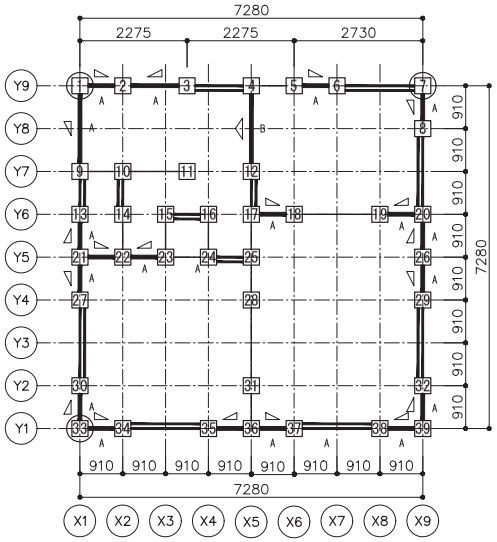

■耐力壁仕様一覧

種類	壁記号	材種名	壁倍率
耐力壁	A	筋かい(45×90)(シングル)	2.0
	B	筋かい(45×90)(ダブル)	4.0

■存在壁量の算定

階・方向	壁記号	壁倍率	壁長 (cm)	存在壁量 (耐力壁) (cm)	存在壁量 (合計) (cm)
2階/X方向	A	2.00	1,046.50	2,093.00	2,093.00
2階/Y方向	A	2.00	819.00	1,638.00	2,366.00
	B	4.00	182.00	728.00	
1階/X方向	A	2.00	773.50	1,547.00	4,095.00
	B	4.00	637.00	2,548.00	
1階/Y方向	A	2.00	910.00	1,820.00	4,004.00
	B	4.00	546.00	2,184.00	

■壁量判定

階・方向	地震力に対する床面積当たりの必要壁量			風圧力に対する見付面積当たりの必要壁量			必要壁量の確認				存在壁量	壁量判定
	床面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	見付面積 (㎡)	係数 (cm/㎡)	必要壁量 (cm)	地震力 (cm)	記号	風圧力 (cm)	必要壁量 (cm)	(cm)	必要壁量≦存在壁量
	A	B	C=A×B	D	E	F=D×E	C		F	G	H	G≦H
2階X方向	53.00	21	1,113.00	19.04	50	952.00	1,113.00	>	952.00	1,113.00	2,093.00	OK
2階Y方向			1,113.00	19.04		952.00	1,113.00	>	952.00	1,113.00	2,366.00	OK
1階X方向	69.23	33	2,284.59	51.05	50	2,552.50	2,284.59	<	2,552.50	2,552.50	4,095.00	OK
1階Y方向			2,284.59	41.02		2,051.00	2,284.59	>	2,051.00	2,284.59	4,004.00	OK

・建物の重さ：重い屋根　　・風力区分：一般地域
・各階ごとに、X方向、Y方向のそれぞれについて、CとFを比較して、大きい方を建築物の必要壁量として採用します。
・地震力の必要壁量は、「地盤割増（令第46 条第4 項）」を含む（地盤割増:1.0）

経過措置対応版

一級建築士事務所	○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築 次郎	工事名称 ○○邸新築工事		日付
		図面名称 壁量判定 兼 耐力壁図	縮尺 —	図番 11

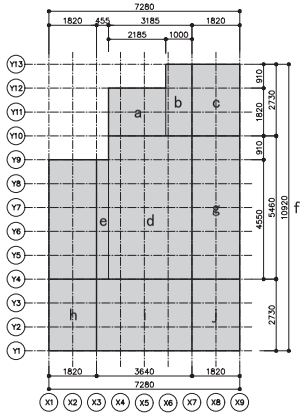

■1階四分割法面積根拠図

凡例　床面積区画　a b c･･･床面積区画名

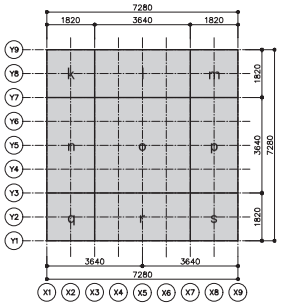

■2階四分割法面積根拠図

■区画別床面積計算表

[1階]

区画	縦 (m)	横 (m)	床面積 (㎡)	備考
a	1.820	2.185	3.9767000	
b	2.730	1.000	2.7300000	
c	2.730	1.820	4.9686000	
d	4.550	1.820	8.2810000	
e	4.550	0.455	2.0702500	
f	5.460	3.185	17.3901000	
g	5.460	1.820	9.9372000	
h	2.730	1.820	4.9686000	
i	2.730	3.640	9.9372000	
j	2.730	1.820	4.9686000	

[2階]

区画	縦 (m)	横 (m)	床面積 (㎡)	備考
k	1.820	1.820	3.3124000	
l	1.820	3.640	6.6248000	
m	1.820	1.820	3.3124000	
n	3.640	1.820	6.6248000	
o	3.640	3.640	13.2496000	
p	3.640	1.820	6.6248000	
q	1.820	1.820	3.3124000	
r	1.820	3.640	6.6248000	
s	1.820	1.820	3.3124000	

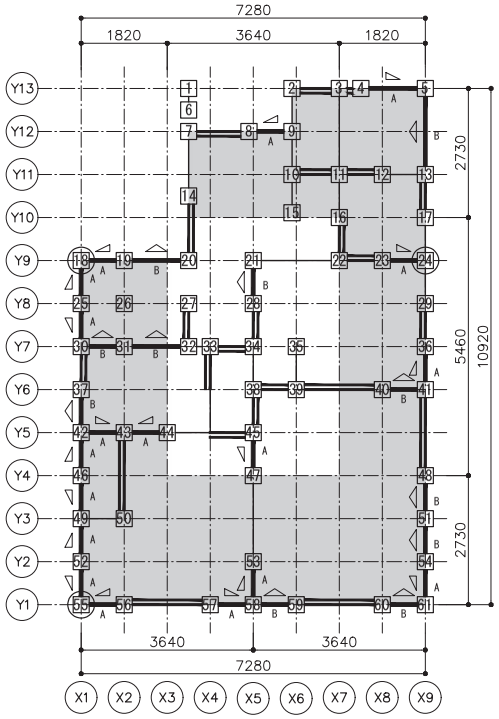

■1階四分割法平面図

凡例　一般壁　開口部　耐力壁　1/4範囲　筋かいダブル　筋かいシングル　柱　通し柱

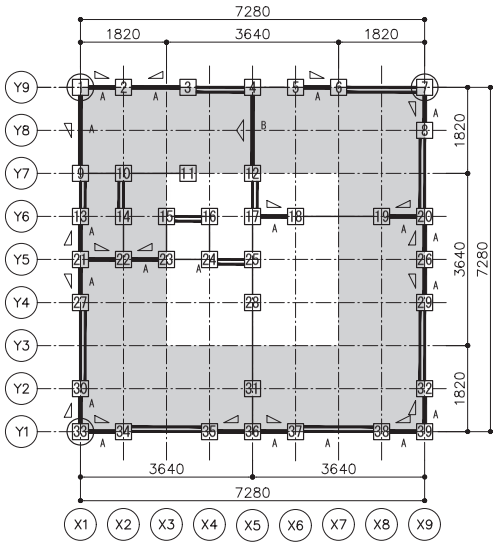

■2階四分割法平面図

■四分割対象面積

階	方向	位置	計算式	面積 (㎡)
2	X	上	(k+l+m)	13.25
		下	(q+r+s)	13.25
	Y	左	(k+n+q)	13.25
		右	(m+p+s)	13.25
1	X	上	(a+b+c)	11.68
		下	(h+i+j)	19.88
	Y	左	(d+h)	13.25
		右	(c+g+j)	19.88

■ 四分割法判定

階	方向	位置	有効面積 (㎡)	壁量係数 (cm/㎡)	地震割増	必要壁量 (cm)	存在壁量 (cm)	壁量充足率	壁量充足率判定	壁量充足率がNGの場合 壁率比	壁率比判定
			①	②	③	④=①×②×③	⑤	⑥=⑤÷④	⑥>1.00	⑦=⑥小÷⑥大	⑦≧0.5
2	X	上	13.25	21	1.0	278.25	637.00	2.28	OK	(0.87)	(OK)
		下	13.25	21	1.0	278.25	728.00	2.61	OK		
	Y	左	13.25	21	1.0	278.25	910.00	3.27	OK	(0.79)	(OK)
		右	13.25	21	1.0	278.25	728.00	2.61	OK		
1	X	上	11.68	15(＊)	1.0	175.20	455.00	2.59	OK	(0.64)	(OK)
		下	19.88	33	1.0	656.04	1,092.00	1.66	OK		
	Y	左	13.25	33	1.0	437.25	1,456.00	3.32	OK	(0.83)	(OK)
		右	19.88	33	1.0	656.04	1,820.00	2.77	OK		

・壁量係数欄の(＊)は2階が乗らない領域のため平屋の係数を用いたことを表します。
・壁比率判定は、壁量充足率が全てOKの場合記入不要ですが、参考として( )を付けて記入しています。

四分割法判定
適合

■1階X方向上の存在壁量(cm)

	種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
上	耐力壁	Y13	273.00										273.00
		Y12	182.00										182.00
	存在壁量												455.00

■1階X方向下の存在壁量(cm)

	種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
下	耐力壁	Y1	182.00	182.00	364.00	364.00							1,092.00
	存在壁量												1,092.00

■1階Y方向左の存在壁量(cm)

	種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
左	耐力壁	X1	182.00	182.00	364.00	182.00	182.00	182.00	182.00				1,456.00
	存在壁量												1,456.00

■1階Y方向右の存在壁量(cm)

	種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
右	耐力壁	X9	728.00	182.00	364.00	364.00	182.00						1,820.00
	存在壁量												1,820.00

・各通りに存在する耐力壁(筋かい・面材)毎の存在壁量を壁1、壁2、…と表示しています。
(存在壁量 ＝ 耐力壁の壁倍率 × 長さとします)

■2階X方向上の存在壁量(cm)

	種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
上	耐力壁	Y9	182.00	273.00	182.00								637.00
	存在壁量												637.00

■2階X方向下の存在壁量(cm)

	種類	Y通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
下	耐力壁	Y1	182.00	182.00	182.00	182.00							728.00
	存在壁量												728.00

■2階Y方向左の存在壁量(cm)

	種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
左	耐力壁	X1	364.00	182.00	182.00	182.00							910.00
	存在壁量												910.00

■2階Y方向右の存在壁量(cm)

	種類	X通り	壁1	壁2	壁3	壁4	壁5	壁6	壁7	壁8	壁9	壁10	合計
右	耐力壁	X9	182.00	182.00	182.00	182.00							728.00
	存在壁量												728.00

一級建築士事務所 ○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築 次郎	工事名称 ○○邸新築工事		日付
	図面名称 四分割法判定	縮尺 —	図番 12

経過措置対応版

■2階柱頭柱脚金物算定平面図

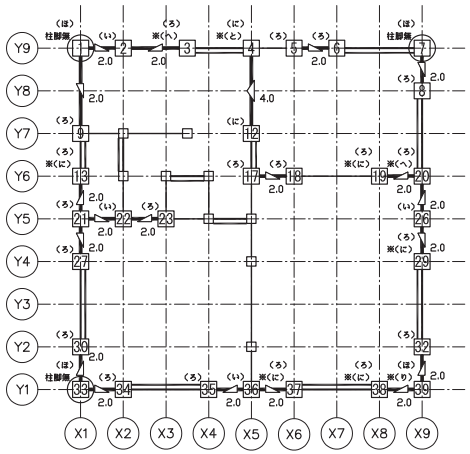

■1階柱頭柱脚金物算定平面図

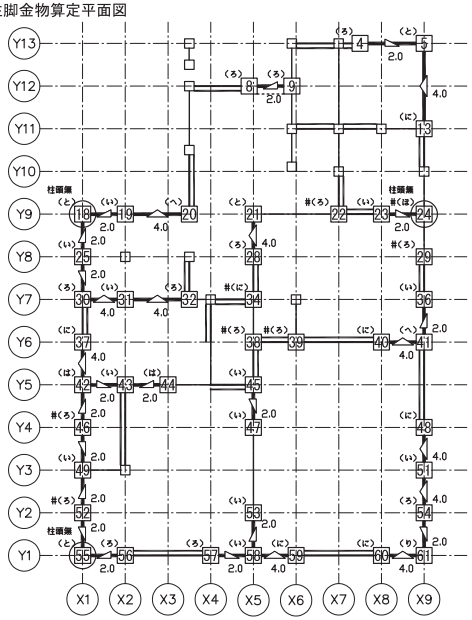

凡例 ― 一般壁 ═ 開口部 ━ 耐力壁 △ 筋かいダブル ▽ 筋かいシングル (柱頭└柱脚) [n] 柱 (n) 通し柱

■1階柱頭柱脚金物算定表

柱	方向	1階 柱状況	1階 パターン	1階 補正値	1階 A1	1階 B1	1階 2.7/2.7		2階 柱	2階 柱状況	2階 パターン	2階 補正値	2階 A2	2階 B2	L	2.7/2.7	N	接合金物 柱頭	接合金物 柱脚
4	X	下屋／他柱	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.0								0.6	1.0	0.65	(ろ)	(ろ)
5	X	下屋／出隅	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.8	1.0								0.4	1.0	0.80	(と)	(と)
	Y		4.0 × 0.0	0.0	4.0												2.80		
8	X	下屋／他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.0								0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
9	X	下屋／他柱	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.0								0.6	1.0	0.65	(ろ)	(ろ)
13	Y	下屋／他柱	0.0 × 4.0	0.0	4.0	0.5	1.0								0.6	1.0	1.40	(に)	(に)
18	X	出隅	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.8	1.0		1	出隅	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.0	2.20	無(通し柱)	(と)
	Y	出隅	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.8	1.0		1	出隅	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.8			2.20		
19	X	他柱	2.0 ／ × 4.0	0.5	2.5	0.5	1.0		2	他柱	2.0 ＼／ 2.0	0.0	0.0	0.5	1.6	1.0	-0.35	(い)	(い)
20	X	他柱	4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.5	1.0		3	他柱	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.0	1.65	(へ)	(へ)
21	X	他柱	0.0 ＼ 0.0	0.0	0.0	0.5	1.0		5	他柱(右)	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.0	-0.35	(と)	(と)
	Y	他柱	4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.5	1.0		4	他柱	4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.5			2.40		
22	X	他柱	0.0 ＼ 0.0	0.0	0.0	0.5	1.0		5	他柱(左)	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.0	-0.35	#(ろ)	#(ろ)
23	X	他柱	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.0								1.6	1.0	-0.35	(い)	(い)
24	X	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	1.0								1.6	1.0	-0.85	無(通し柱)	#(ほ)
	Y	他柱	0.0 ＼ 0.0	0.0	0.0	0.5	1.0		7	出隅	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.8			0.40		
25	Y	他柱	2.0 ／ ＼ 2.0	1.0	1.0	0.5	1.0								1.6	1.0	-1.10	(い)	(い)
28	Y	他柱	0.0 × 4.0	0.0	4.0	0.5	1.0								1.6	1.0	0.40	(ろ)	(ろ)
29	Y	他柱	0.0 ＼ 0.0	0.0	0.0	0.5	1.0		8	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	-0.85	#(ろ)	#(ろ)
30	X	他柱	0.0 × 4.0	0.0	4.0	0.5	1.0								1.6	1.0	0.40	(ろ)	(ろ)
	Y	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.0		9	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5			-0.10		
31	X	他柱	4.0 × × 4.0	0.0	0.0	0.5	1.0								1.6	1.0	-1.60	(い)	(い)
32	X	他柱	4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.5	1.0								1.6	1.0	0.40	(ろ)	(ろ)
34	Y	他柱	0.0 ＼ 0.0	0.0	0.0	0.5	1.0		12	他柱	0.0 × 4.0	0.0	4.0	0.5	1.6	1.0	0.40	#(に)	#(に)
36	Y	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	1.0								1.6	1.0	-0.85	(い)	(い)
37	Y	他柱	4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.5	1.0		13	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	1.15	(に)	(に)
38	X	他柱	0.0 ＼ 0.0	0.0	0.0	0.5	1.0		17	他柱	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.0	-0.35	#(ろ)	#(ろ)
39	X	他柱	0.0 ＼ 0.0	0.0	0.0	0.5	1.0		18	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	-0.85	#(ろ)	#(ろ)
40	X	他柱	0.0 × 4.0	0.0	4.0	0.5	1.0		19	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	1.15	(に)	(に)
41	X	他柱	4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.5	1.0		20	他柱	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.0	1.65	(へ)	(へ)
	Y	他柱	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.0		20	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5			0.40		
42	X	他柱	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.0		21	他柱	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.0	0.90	(は)	(は)
	Y	他柱	2.0 ＼ × 4.0	0.0	2.0	0.5	1.0		21	他柱	2.0 ／ ＼ 2.0	1.0	1.0	0.5			-0.10		
43	X	他柱	2.0 ＼／ 2.0	0.0	0.0	0.5	1.0		22	他柱	2.0 ＼／ 2.0	0.0	0.0	0.5	1.6	1.0	-1.60	(い)	(い)
44	X	他柱	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.0		23	他柱	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.6	1.0	0.90	(は)	(は)
45	Y	他柱	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.0								1.6	1.0	-0.35	(い)	(い)
46	Y	他柱	2.0 ／ ＼ 2.0	1.0	1.0	0.5	1.0		27	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	-0.35	#(ろ)	#(ろ)
47	Y	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.0								1.6	1.0	-0.85	(い)	(い)
48	Y	他柱	4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.5	1.0		29	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	1.15	(に)	(に)
49	Y	他柱	2.0 ＼／ 2.0	0.0	0.0	0.5	1.0								1.6	1.0	-1.60	(い)	(い)
51	Y	他柱	4.0 × × 4.0	0.0	0.0	0.5	1.0								1.6	1.0	-1.60	(い)	(い)
52	Y	他柱	2.0 ／ ＼ 2.0	1.0	1.0	0.5	1.0		30	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	-0.35	#(ろ)	#(ろ)
53	Y	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	1.0								1.6	1.0	-0.85	(い)	(い)
54	Y	他柱	2.0 ／ × 4.0	0.5	2.5	0.5	1.0		32	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	0.40	(ろ)	(ろ)
55	X	出隅	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.8	1.0		33	出隅	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.8	1.0	1.0	2.20	無(通し柱)	(と)
	Y	出隅	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.8	1.0		33	出隅	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.8			2.20		
56	X	他柱	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.5	1.0		34	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	0.40	(ろ)	(ろ)
57	X	他柱	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.0		35	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	0.40	(ろ)	(ろ)
58	X	他柱	2.0 ＼ × 4.0	0.0	2.0	0.5	1.0		36	他柱	2.0 ／ ＼ 2.0	1.0	1.0	0.5	1.6	1.0	-0.10	(い)	(い)
	Y	他柱	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	1.0										-0.35		
59	X	他柱	4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.5	1.0		37	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	1.15	(に)	(に)
60	X	他柱	0.0 × 4.0	0.0	4.0	0.5	1.0		38	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	1.6	1.0	1.15	(に)	(に)
61	X	出隅	4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.8	1.0		39	出隅	2.0 ／ 0.0	-0.5	2.5	0.8	1.0	1.0	4.20	(り)	(り)
	Y	出隅	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.8	1.0		39	出隅	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.8			2.20		

■2階柱頭柱脚金物算定表

柱	方向	柱状況	パターン	補正値	A1	B1	L	2.7/2.7	N	接合金物 柱頭	接合金物 柱脚
1	X	出隅	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.8	0.4	1.0	1.60	(ほ)	無(通し柱)
	Y		2.0 ／ 0.0	0.5	2.5				1.60		
2	X	他柱	2.0 ＼／ 2.0	0.0	0.0	0.5	0.6	1.0	-0.60	(い)	(い)
3	X	他柱	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.5	0.6	1.0	0.65	(ろ)	※(へ)
4	Y	他柱	4.0 × 0.0	0.0	4.0	0.5	0.6	1.0	1.40	(に)	※(と)
5	X	他柱	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	0.6	1.0	0.65	(ろ)	(ろ)
6	X	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
7	Y	出隅	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.8	0.4	1.0	1.60	(ほ)	無(通し柱)
8	Y	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
9	Y	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
12	Y	他柱	0.0 × 4.0	0.0	4.0	0.5	0.6	1.0	1.40	(に)	(に)
13	Y	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	※(に)
17	X	他柱	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	0.6	1.0	0.65	(ろ)	(ろ)
18	X	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
19	X	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	※(に)
20	X	他柱	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.5	0.6	1.0	0.65	(ろ)	※(へ)
	Y		2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5				0.15		
21	X	他柱	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.5	0.6	1.0	0.65	(ろ)	(ろ)
	Y		2.0 ／ ＼ 2.0	1.0	1.0				-0.10		
22	X	他柱	2.0 ＼／ 2.0	0.0	0.0	0.5	0.6	1.0	-0.60	(い)	(い)
23	X	他柱	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.5	0.6	1.0	0.65	(ろ)	(ろ)
26	Y	他柱	2.0 ／ ＼ 2.0	1.0	1.0	0.5	0.6	1.0	-0.10	(い)	(い)
27	Y	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
29	Y	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	※(に)
30	Y	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
32	Y	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
33	X	出隅	0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5	0.8	0.4	1.0	1.60	(ほ)	無(通し柱)
	Y		0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5				1.60		
34	X	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
35	X	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	(ろ)
36	X	他柱	2.0 ／ ＼ 2.0	1.0	1.0	0.5	0.6	1.0	-0.10	(い)	(い)
37	X	他柱	2.0 ＼ 0.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	※(に)
38	X	他柱	0.0 ／ 2.0	-0.5	1.5	0.5	0.6	1.0	0.15	(ろ)	※(に)
39	X	出隅	2.0 ／ 0.0	0.5	2.5	0.8	0.4	1.0	1.60	(ほ)	※(り)
	Y		0.0 ＼ 2.0	0.5	2.5				1.60		

■使用金物一覧

N値	告示表三	金物名(同等以上)	略称
0	(い)	短ほぞ差し又はかすがい打ち、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	カスガイ
～0.65	(ろ)	長ほぞ差し込み栓又はかど金物CP-L、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	CP-L
～1.0	(は)	山形プレートVP又はかど金物CP-T、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	VP
～1.4	(に)	羽子板ボルト又は短冊金物(スクリュー釘なし)、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F2
～1.6	(ほ)	羽子板ボルト又は短冊金物(スクリュー釘あり)、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	SB-F
～1.8	(へ)	10kN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B10
～2.8	(と)	15kN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15
～3.7	(ち)	20kN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B20
～4.7	(り)	25kN引き寄せ金物、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B25
～5.6	(ぬ)	15kN引き寄せ金物×2、又はこれらと同等以上の接合方法としたもの	HD-B15X2
5.6超	(一)		N>5.6

■記号の説明
- 「方向」… 柱に斜め方向の耐力壁が取り付く場合は方向が「Z1方向」「Z2方向」となります。(最大斜め2方向まで)
- 「パターン」… 柱両側の耐力壁の取り付きを表しています。　X:筋かいダブル　／:筋かいシングル
- 「2階 柱状況」… ( )表記は、1階の柱から見た2階の柱の平面位置を表しています。
- 「接合金物(柱頭・柱脚)」… #は1階柱の金物をよりN値の大きい2階柱の金物に合わせたことを表しています。
  (2階柱の引抜力を土台・基礎に伝達する必要があるため)
  ※は2階柱脚金物をよりN値の大きい1階柱頭の金物に揃えたことを表しています。(1つの金物で上下階の柱を接合するため)

経過措置対応版

一級建築士事務所 ○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築 次郎	工事名称 ○○邸新築工事		作成	
	図面名称 柱頭柱脚金物算定	縮尺 ―	図番 13	

設備概要		
	給水	給水本管より
	給温水	ガス給湯器より
	排水	汚水・雑排水合流方式にて下水道本管処理
	ガス	厨房用・給湯用として都市ガス13A(低圧ガス)
	換気	自然換気・第3種機械換気

■凡例

M 引込み管　水道用塩化ビニル管	給湯器	排水桝
給水管　水道用塩化ビニル管20φ（防露GW厚20）	混合水栓（給湯・給水）	竪樋 60φ
給湯管　ステンレス鋼管 20φ（防露GW厚20）	水栓（給水）	雨水枡 200φ
P 給湯管　ペアチューブ銅管	排水	受電点（電圧：単相3線式200V）
排水管　硬質ポリ塩化ビニル管	追焚き	分電盤
G ガス管　○○ガス指定品		

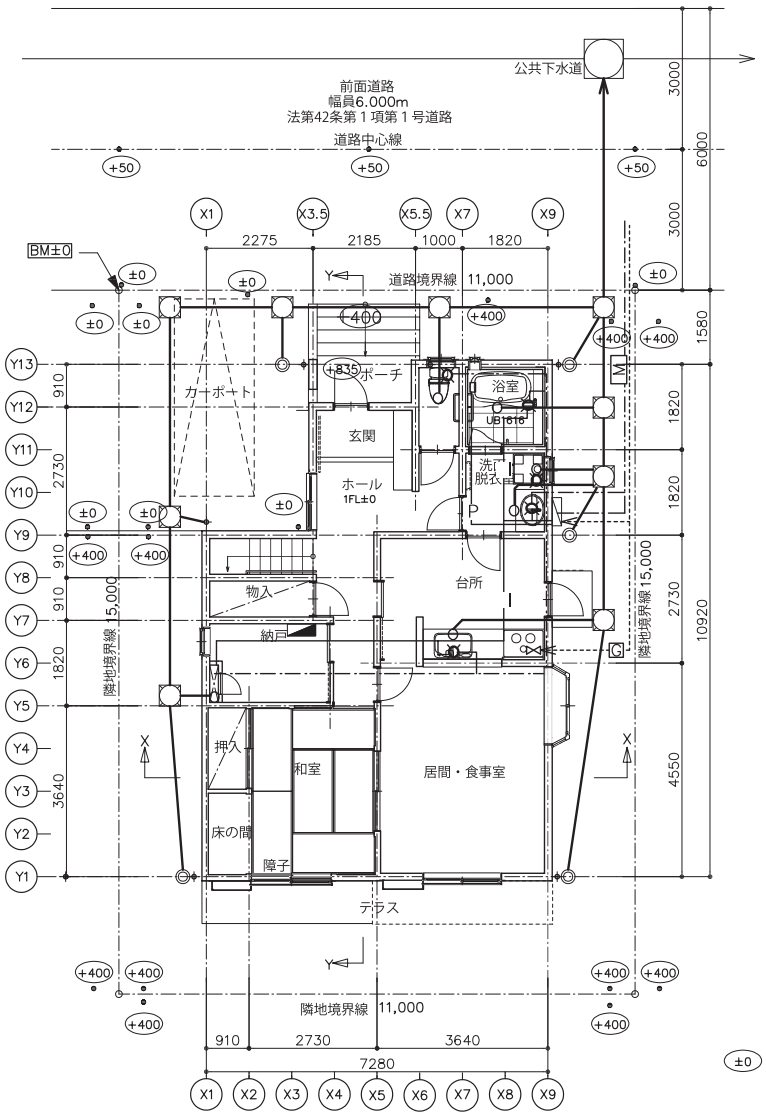

■1階平面図 S=1/100

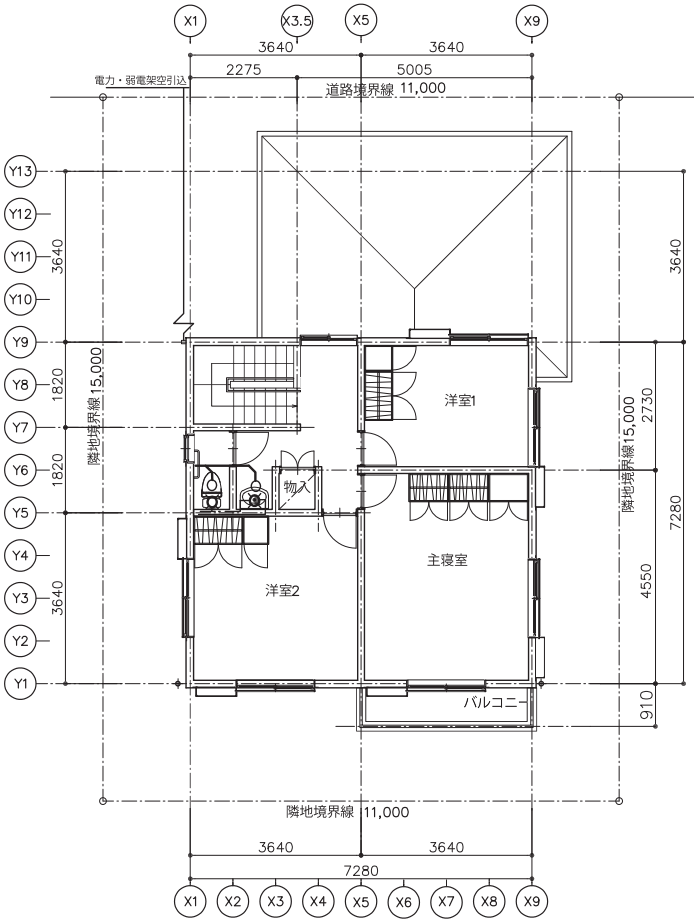

■2階平面図 S=1/100

■特記事項

〈共通〉
□上水道管理者及び下水道管理者と協議済み

〈給水設備〉
□有効な吐水口空間を確保すること
□給水管にはウォーターハンマー防止措置を行う

〈排水設備〉
□排水トラップの構造は、昭50年第1597号第2第3号の規定に適合すること
□通気管の構造は、昭50年第1597号第2第5号の規定に適合すること
□排水配管の構造は、令129条の2の4第3項に適合すること

経過措置対応版

一級建築士事務所　○○○○建築設計事務所 一級建築士事務所○○知事登録○○○○号 一級建築士○○○○大臣登録第○○○○号 建築　次郎	工事名称 ○○邸新築工事		図番
	図面名称 給排水衛生・電気設備図	縮尺 1/100	図番 14

・ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするための構造

種類	機械換気設備（第３種換気）
換気回数	0.63回/ｈ（下表による）
居室出入口の通気措置	ドアのアンダーカット１cm、ふすま、引戸、換気ガラリ
機械換気 最終設置場所	便所（１階、２階）

■居室毎の機械換気設備 ※換気経路ではない納戸、押入は対象外

室名	床面積 ㎡	平均天井高 h	気積 ㎥	必要有効換気量(A) ㎥/ｈ	換気種別	給気機による給気量(A) ㎥/ｈ	排気機による排気量(B) ㎥/ｈ	換気回数 n
１Ｆ 玄関	2.485	2.580	6.412					
１Ｆ ホール	5.300	2.400	12.720					
１Ｆ 廊下	4.304	2.400	10.330					
１Ｆ 階段	2.070	2.175	4.503		第3種換気設備 給気口及び排気機		80	
１Ｆ 便所	1.820	2.400	4.368					
１Ｆ 台所	9.937	2.400	23.849					
１Ｆ 居間	16.562	2.400	39.749					
１Ｆ 和室・床の間	11.593	2.400	27.824					
２Ｆ 廊下	6.624	2.400	15.898					
２Ｆ 階段	4.140	2.400	9.936					
２Ｆ 便所	1.656	2.400	3.975		第3種換気設備 給気口及び排気機		80	
２Ｆ 主寝室	16.562	2.400	39.749					
２Ｆ 洋室1	9.937	2.400	23.849					
２Ｆ 洋室2	13.249	2.400	31.798	254.960×0.5				
合計			254.960	127.480			160	0.63>0.5

■有効換気計算表

室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	窓ガラスの面積 B	居室面積 S	有効換気面積 C=B/2	必要換気面積 D=S／20	換気判定 C>D
居間・食事室	AW1	引違い(南側) W1650/H2200	0.7×2.0×2=2.80	16.562	1.40	0.83	ＯＫ
和室	AW2	引違い(南側) W1650/H2000	0.7×1.8×2=2.52	11.593	1.26	0.58	ＯＫ
主寝室	AW3	引違い(南側) W1650/H2000	0.7×1.8×2=1.26	16.562	1.26	0.83	ＯＫ
洋室１	AW4	引違い(北側) W1650/H1100	0.7×1.0×2=1.40	9.937	0.70	0.50	ＯＫ
洋室２	AW4	引違い(南側) W1650/H1100	0.7×1.0×2=1.40	13.249	0.70	0.66	ＯＫ

■ 採光適合確認

室名	建具記号	開口部名称 サッシサイズ	直上頂部から敷地境界 D	窓中心から直上頂部 H	採光補正係数 D/H×6−1.4(算定式)		A	窓ガラスの面積 B	有効採光面積 E=A×B	居室面積 S	必要採光面積 F=S／7	採光判定 E>F
居間・食事室	AW1 ２階軒先	引違い(南側) W1650/H2200	1.650	4.383	２階軒先	0.85	0.85	0.7×2.0×2=2.80	2.38	16.562	2.37	ＯＫ
	AW1 バルコニー	引違い(南側) W1650/H2200	1.450	1.500	バルコニー	4.39						
和室	AW2	引違い(南側) W1650/H2000	1.650	4.483	0.80		0.80	0.7×1.8×2=2.52	2.01	11.593	1.66	ＯＫ
主寝室	AW3	引違い(南側) W1650/H2000	1.650	0.875	9.91		3.00	0.7×0.9×2=1.26	3.78	16.562	2.37	ＯＫ
洋室１	AW4	引違い(北側) W1650/H1100	10.346	1.167	51.79		3.00	0.7×1.0×2=1.40	4.20	9.937	1.42	ＯＫ
洋室２	AW4	引違い(南側) W1650/H1100	1.650	1.167	7.08		3.00	0.7×1.0×2=1.40	4.20	13.249	1.89	ＯＫ

居間・食事室の窓AW1の直上にはバルコニーがありますので、バルコニーの頂部と2階軒先から敷地境界線までの水平距離（D)の両方について検討を行い、厳しい条件の方が採光補正係数（A)となります。採光補正係数の最大は、3.0ですので、「D/H×6-1.4」の値が3.0を超えた場合は、3.0が採光補正係数（A)となります。

経過措置対応版

経過措置対応版

参考：確認申請書（第三面 18.）、計画変更確認申請書（第三面 18.）、完了検査申請書第三面 18.）に設けられた経過措置の適用の有無の記載欄の施工日前後の記載方法について

	法施行日（令和７年４月）	構造関係規定等への適合確認	様式の記載上の留意点
①	確認申請 □ / 確認済証 ■ / 着工 ▲ / 完了検査申請 ☆ / 検査済証 ★	確認：審査しない 検査：検査しない	—
②	確認申請 □ / 確認済証 ■ / 着工 ▲ / 完了検査申請 ☆ / 検査済証 ★	確認：審査しない 検査：検査する	中間・完了検査申請書の備考欄に経過措置の適用の有無を記載
②′	□ ■ / 計画変更 ▲ / 確認済証 ○ ● / ☆ ★	確認：審査しない 計画変更：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用
③	□ / ■ ▲ / ☆ ★	確認：審査する 検査：検査する	「その他必要な事項」の欄に経過措置の適用の有無を記載
④	□ ■ ▲ ☆ ★	確認：審査する 検査：検査する	改正後の様式を使用又は改正前の様式に経過措置の適用の有無の記載欄を追加して使用

以下、様式に記載する際の留意点

第十九号様式（第四条、第四条の四の二関係）

②

<記載例>　完了検査申請書
（第三面）

申請する工事の概要

【11. 備考】
建築基準法施行令第４３条第１項及び第４６条第４項の経過措置の適用有り

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）

②′

<記載例
木造軸組>　計画変更確認申請書（建築物）
（第三面）

【18. 建築基準法施行令第４３条第１項及び第４６条第４項等の経過措置の適用】
【イ. 適用の有無】　■有　□無
【ロ. 適用があるときは、その区分】
■建築基準法施行令第４３条第１項及び建築基準法施行令第４６条第４項
□その他

・令第 43 条（壁量）又は令第 46 条（柱の小径）のいずれかのみの経過措置の適用は不可

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）

③

<記載例>　確認申請書（建築物）
（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

【18. その他必要な事項】
建築基準法施行令第４３条第１項及び第４６条第４項の経過措置の適用有り

・あらかじめ施行日後に確認済証を交付することが明らかな場合は、申請時に記載

・申請後（審査期間中）に明らかになった場合は、申請者が手書きで追記する対応も考えられる

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）

④

<記載例：
木造軸組>　確認申請書（建築物）
（第三面）

【18. 建築基準法施行令第４３条第１項及び第４６条第４項等の経過措置の適用】
【イ. 適用の有無】　■有　□無
【ロ. 適用があるときは、その区分】
■建築基準法施行令第４３条第１項及び建築基準法施行令第４６条第４項
□その他

・令第 43 条（壁量）又は令第 46 条（柱の小径）のいずれかのみの経過措置の適用は不可

※建築計画概要書（第二面 20.）についても、同様とする。

経過措置
対応版

改正建築基準法
２階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル
2022 年改正（2025 年施行）経過措置対応版

2025 年 2 月　第 1 版発行

編集協力　国土交通省住宅局建築指導課
参事官（建築企画担当）付

発　　行　一般財団法人　日本建築防災協会
一般財団法人　建築行政情報センター

本書の一部あるいは全部を無断複写することは、法律に定められた場合を除き、著作権の侵害になります。